

平成19年第3回(9月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (9月10日)

開 会.....	5
開 議.....	5
議事日程の報告.....	5
諸般の報告.....	5
行政報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
同意第1号の上程、説明、質疑、採決.....	10
同意第2号の上程、説明、質疑、採決.....	10
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
議案第58号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	18
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	19
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	30
発議第3号の採決.....	38
散 会.....	39

第 2 号 (9月26日)

開 議.....	43
諸般の報告.....	43
一般質問.....	43
中 田 隆 幸 君.....	43
小 藪 侃一郎 君.....	51
原 田 全 修 君.....	59
板 谷 信 君.....	75
鈴 木 多津枝 君.....	87
中 澤 智 義 君.....	103
議案第58号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	112

認定第 1 号 ~ 認定第 6 号の委員会審査報告、討論、採決.....	1 1 6
川根本町議会議員派遣の件.....	1 4 1
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	1 4 1
常任委員会の閉会中の継続調査の件.....	1 4 1
閉 会.....	1 4 2

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	山	本	信	之	君
2番	中	田	隆	幸	君
3番	小	藪	侃	一郎	君
4番	原	田	全	修	君
5番	澤	畑	義	照	君
6番	杉	本	道	生	君
7番	高	畑	雅	一	君
8番	久	野	孝	史	君
9番	森		照	信	君
10番	板	谷		信	君
11番	鈴	木	多	津枝	君
12番	芹	澤	徳	治	君
13番	中	澤	智	義	君
14番	佐	藤	公	敏	君

不応招議員（なし）

平成19年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成19年9月10日(月)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第56号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第57号 川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第58号 静岡地方税滞納整理機構の設立について
- 日程第 8 議案第59号 平成19年度川根本町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第60号 平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 認定第 1号 平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 平成18年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 平成18年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 平成18年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 発議第 3号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	筑地秀昭君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	町民課長	西村太一君
住民課長	的場徹君	産業課長	岩田利文君
建設課長	山本眞一君	事業課長	中村裕君
会計管理者 兼出納室長	小坂進君	教育総務課長	小坂泰夫君
生涯学習課長	森下睦夫君	行財政改革 推進室長	森紀代志君

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開会 午前 9時00分

開 会

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成19年第3回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、ただいまより開会いたします。

開 議

議長（佐藤公敏君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（佐藤公敏君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長、副町長、教育長及び保健福祉課長を除く各課長、行財政改革推進室長、会計管理者兼出納室長が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日出席が予定されておりました代表監査委員の風間隆さんは所用により欠席いたしますので御了承ください。

諸般の報告

議長（佐藤公敏君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

9月4日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり同意2件、議案5件、認定6件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から平成19年度7月、8月分の例月出納検査及び財政援助団体監査の結果について報告がありました。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（佐藤公敏君） 今期定例会招集について、町長からごあいさつがあります。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めましておはようございます。

本日は、平成19年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員の御出席をいただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。冒頭あいさつを兼ねまして、簡単な行政報告をさせていただきます。

議員にも御参加いただきましたけれども、昨日までの3日間、「全国まちづくりフォーラム」が町内、県内はもとより、全国各地から多数の参加を得て開催されました。2日目の基調講演並びに分科会等は、約200名余の参加者を得て開催しております。

これからの地域の魅力、活力の源などを、森と海をつなぐ川、流域全体に森や水の恵みを届ける大井川の上流、川根本町を舞台にさまざまな議論、交流が行われました。

今回のフォーラムが、日本の上流圏が誇りを取り戻し、川根地域はもとより、全国各地で地域一体となったまちづくりや、さらなる活力を生み出すために、広く交流、連携のきっかけになったと考えております。

実行委員のメンバーの方々、地域の方々など多くの方々の参加、協力を、改めて感謝を申し上げます。

さて、国全体の方向でありますけれども、政府は6月の臨時閣議で、今後の経済政策・財政政策の運営の基本的な考え方を示す「骨太の方針2007」を決定しました。安倍首相のもとでは初めてで、正式名は「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」となっております。2006年度までの表題であった「経済財政運営と構造改革の基本方針」から「構造改革」という文字が削除され、単に「改革」とされております。

この方針は、翌年度予算で重点化すべき歳出項目、その規模、それらに関連した経済政策・財政政策目標などを掲げたものであり、政府予算のあり方に重要な意味を持ってきました。

しかし今年は、方針というよりも成長戦略、行財政改革から環境、教育までの各省庁の要求項目を取りまとめたような総花的な内容になっていることは否めません。また、「骨太の方針2006」にのっとり、最大限の歳出改革を継続するとしたものの、公共事業費の削減幅（3%）を明記しないなど、構造改革路線の後退を印象づけました。

さらに、来年度予算では、2006年度に決めた5年間の歳出削減計画においても、機械的に5年間均等に削減することを想定しないとの新たな解釈を持ち込んでいます。

骨太の方針にも、地域間の税収格差の是正を目指して「ふるさと」への応援が可能となる

税制上の方策検討と明記されておりましたが、今月5日、「ふるさと納税」構想の具体案を検討していた総務省の有識者研究会は、出身地や応援したい自治体に寄附したい額を、居住地の自治体に納める住民税から差し引く税額控除方式の導入を柱とする骨子案をまとめました。今後税制調査会で議論されますが、実現した場合でも、どのくらいの納税者が寄附へ動くか予想しがたい点がありますが、財政格差是正の新たな動きの一つとして注目していきたいと思います。

昨年の骨太の方針では、地方交付税改革について、現行法定率は堅持など、地方交付税総額削減の明言は回避されており、策定の簡素化への言及はあるものの、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつとあるなど、大胆な改革は退いた印象であります。

今年も地方分権推進委員会の基本的な考え方で、地域の税収偏在の是正等の観点から、地方交付税等もあり方について一体的に検討するとされ、骨太の方針2007でも、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討とされており、今後の地方財政に関しては、今まで同様削減圧力が働くものの、2006年の方針は継続されていると思われれます。

7月末の参議院選挙は与党の惨敗となりました。その結果を受けて、安倍首相は内閣改造、与党役員人事等が行われました。さまざまな評価がある中で、地方・都市格差是正担当相を新設し、総務省との兼務で前岩手県知事の増田寛也氏を起用したのが注目されます。選挙結果に「政治とかね」をめぐる政治姿勢の問題は言うまでもなく、地域間格差、年金記録不備など、生活密着の課題が大きな影響を与えました。

会見（改造）後の会見で安倍首相は、地域活力を回復するよう政策に反映したいと最重要視する姿勢を見せました。言葉のみでなく実効を上げることを期待し、町村会等を通じても要望活動を引き続き行ってまいります。

また、与党幹事長が地方交付税の算定基準に森林面積などを加え、地方により手厚く配分するよう検討する考えを示すなど、格差是正に向けての動きに注目し、働きかけを関係組織を通じて行ってまいります。

当町においても、こうした情勢を注目するとともに、従来どおり自発的な行財政改革の取り組みは、さらに進めてまいりたいと考えております。

その中心になっているのが、行政改革実施計画いわゆる集中改革プランであります。町幹部職員で組織する行政改革推進本部会を毎月開催し、具体的な実施と進行管理をするとともに、7月には行政改革推進委員会が、片山静岡文化芸術大学准教授を委員長に、町内9名の有識者を委員に立ち上げりました。現在まで2回の委員会を開催し、進捗状況の確認、実施状況に対する意見・提言をいただいております。今後の行財政改革に反映してまいります。

合併後、住民の方々の要望の強かった外出支援サービスについては、関係機関、組織との調整や公共交通会議を経て、町内統一した制度で10月より実施の予定です。高齢者の方々などの安心・安全が増し、少しでも暮らしが豊かになるよう、今後も円滑な運営に努めてまい

ります。

また、川根本町地域振興センターの建設、いわゆる総合支所建設につきましては、建設委員会での検討も進み、実施設計・管理業務委託等の予算を本議会に計上させていただきました。平成21年3月までの完成を目指し、よりよい施設となるよう、今後も委員会を中心に詳細を検討してまいります。

医療関係では、3月の大石医院閉院に伴う対策として、県当局、中部保健所、郡医師会等の皆様の御指導、御協力で、元藤枝市民病院副院長の竹内先生をお招きし、3人のスタッフも加わり、9月3日に「いやしの里診療所」を開院することができました。関係者の皆様に改めて感謝申し上げますとともに、地域住民の健康・安心のかなめとなるよう運営してまいります。

イベント関連では、昨年「森と湖に親しむつどい2006」を開催し、全国から約2万1,000人の方々に御来場いただき、奥大井の自然に親しんでもらいました。

引き続き、森やダムが命の根幹にかかわる水を安定的に供給し、国土の保全と災害を未然に防止するという基本的な働きをより多くの方々に知ってもらうよう、フォローアップ事業として「接岨湖フェスタ」を開催しました。予算も人員も限りがありますので、昨年同様というわけにはいきませんでした。地域、流域の方々の協力参加を得て、約1,000人の来場者でにぎわいました。

また、既に新聞報道等で御存じかと思いますが、今年度の第61回全国茶品評会の審査結果が発表されました。川根本町は普通煎茶10キロの部で、土屋鉄郎さんが1等に入るなど10点が入賞しましたが、2年連続の産地賞はなりませんでした。

今回も多くの出品者の努力と多くの御支援で、参加そして入賞することができました。今後も川根茶のブランド力向上のため、地域を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

J A関係者、県及び研究機関の、あるいは地元の方々の御指導を初め、多くの方々の御協力に深く感謝申し上げます。

また、8月10日には、昨年度より調査・準備を進めてきました「農地・水・環境保全向上対策事業」の協定書の調印式を行いました。地名地区・久野脇地区の団体と締結したもので、補助金も活用しながら、農家、農業の枠を超えて地域内の農地等の環境を地域全体で守るもので、今後の活動と参加地区の広がりを期待しております。

私は、これからの地域の力、地域力は、「環境・文化・景観」と考えています。18、19年度に静岡県戦略課題研究で「自然と調和した大井川流域の景観形成」の研究が行われています。8月26日も、住民の方々の参加を得て「景観」についてワークショップが開催され、意見交換が行われました。美しい、すぐれた景観は地域全体のイメージを向上させ、住み続けたいという気持ちや地域への愛着・誇りが高まる要因になります。また、町の魅力が高まることで、そこを訪れる人々がふえ、地域社会の活性化にもつながります。

行政も住民も「環境を守り育てる」という意識を持ち、先ほどの「農地・水・環境保全対

策事業」の地名・久野脇地区のように、多様な主体が加わり、川根本町の景観が醸成されていくことを期待しております。

本議会では、平成18年度の一般会計、特別会計の決算の審査をお願いします。18年度は、合併後、川根本町として最初の通年予算となり、行財政改革、歳入に見合った歳出見直しが本格的にスタートした年度ととらえております。合併交付金等を利用し、基金の繰り入れを抑えた決算となっております。また、18年度決算を受けて、資産の条件も一部見直し、「平成19年度版川根本町財政計画シミュレーション」を編成・公表いたしました。決算とともに本年度の執行状況ももとに、平成33年度までの財政状況を試算しました。当然、不確定要素が多い状況ですが、新町建設計画に盛り込んだ地域振興センターいわゆる総合支所の建設、住宅建設、地域ブロードバンド整備、防災設備等も組み込んだ中で、平成33年度で投資的経費約7億円余と実質本年度並みの投資的経費、基金残高16億円余を計上したシミュレーションを編成することができました。

今後も、行財政改革の断行と、政府の地方財政政策等を的確に見据え、財政シミュレーション等を踏まえ、中長期的な視野で、持続的な町財政運営を目指してまいります。

今回提案いたしますものは、同意2件、条例関係3件、補正予算2件、決算認定6件の計13件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。
議長（佐藤公敏君） ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤公敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番、板谷信君、11番、鈴木多津枝君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤公敏君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの17日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの17日間に決定しました。

日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（佐藤公敏君） 日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

地方税法の定めにより、固定資産課税台帳への登録事項に関する不服審査機関として、固定資産評価審査委員会が設置されております。この審査委員会委員の一人であり、現在委員長を務めていただいております堀畑肇氏が、平成19年10月25日をもって任期満了となります。

ついでには、町の実情に明るく、行政に関して見識を持ち、委員としてふさわしい堀畑氏を再任いたしたく、議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について

議長（佐藤公敏君） 日程第4、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 同意第2号、教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し

上げます。

山下喜隆氏は、旧本川根町の教育委員に平成2年12月から平成17年9月19日まで就任され、合併後も川根本町の暫定の教育委員に引き続き、平成17年10月26日から平成19年10月25日まで教育委員に就任され、真摯に委員活動に取り組んでおられます。

人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して見識を有し、教育に対する深い情熱を持ち、教育委員としてふさわしい方でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第2号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、同意第2号、教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第5 議案第56号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例 について

議長（佐藤公敏君） 日程第5、議案第56号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第56号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案3ページをごらんください。

今回の改正は、平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業として建設いたしました農林業センター「地域資源活用総合交流促進施設」の研修室使用料を追加するものであります。

本年3月議会において、同施設の釜炒茶用製茶機械及び手もみ茶ホイロの使用料を定めさせていただいたところではありますが、その後、釜炒茶、手もみ茶の製造研修以外での会議室

使用要望があり、町内の他の研修室を備えた施設と同様、今回研修室使用に関する使用料を、4時間までごとに1,200円とするものです。

また、今回の想定は、研修室単独での使用申請に対応するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告をしたんですけれども、昨日の遅い時間でしたので本当に大変だったと思うんですけれども、ちょっと幾つか質問いたします。

別表備考の3の2号に、会費などを徴収する研修会などとして使用する場合も、基本使用料の10割加算としているわけですが、これは全協でも、こういう加算をするのは当施設の活用にブレーキをかけることになるのではないかとということを上げたいんですけれども、その点について、再度担当課あるいは町長から答弁を求めます。

それから、交流施設の設置の目的や減免などの定めがあるのかどうか、例規集を探したんですけれども、当施設の条例が見当たりませんでした。議会で条例を制定したかどうか記憶がありませんので、そここのところを確認いたします。

議長（佐藤公敏君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） 11番、鈴木議員にお答えします。

別表3の(2)についてですが、これは全協のときも説明をしましたが、ほかの施設の利用料と横並びにしているということで、よろしく申し上げます。

施設の目的なんですけれども、これはお茶に関して農家ばかりでなく、広く一般の皆さん、消費者に、お茶というものはどういうものかということを知っていただくために建設された、体験交流のできる施設でございます。

あと、減免等の定めがあるかということですが、これは、使用料条例第3条のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 他の1番目の質問に対する答弁からいきます。

他の施設と横並びにしたということですが、多分開発センターなどだと思うんです。開発センター条例というのがあるんですけれども、開発センター条例では、設置の目的を、産業の発展及び農林業家の安定、環境の整備、住民生活の充実向上など、多目的な機能を備える総合施設として住民の利用に供するとしておりまして、昨年の9月議会で学習塾などに利用したいという話があるということで、そういう活用にも可能とするために条例改正を行い、営利を目的とする場合の使用の不許可という条項を、ただし、販売行為の伴わない商業宣伝、会員などへの研修など、住民生活の充実向上、学習機会の提供などを目的とすると特に町長が認めた場合は、この限りではないと、設置の目的に合った活用、利用を広げたわけです。

ただし、そのかわりに使用料条例の別表2の備考に、商業宣伝または会費などを徴収する研修会等として使用する場合は、基本料の10割を加算するとしていて、多分それに合わせたという答弁だと思いますけれども、この山村開発センター条例には、第8条に使用料の減免ということがきちんと定められていて、施行規則の方にも、別表に具体的な内容が示されています。

その内容は、町の農林業関係団体及び町社会教育関係団体が主催で会議、大会などに使用する場合は免除するというふうになっているわけです。設置の目的に合った活用の場合は、使用料は免除というふうに、きちんと書かれています。そのことで施設の活用が大いにされるようにという配慮がされているわけですが、この条例改正を見ますと、今回の提案された内容は、会議、会費などを徴収する研修会などとして使用する場合は、基本使用料の10割に相当する、いわゆる2倍にするということになるわけですが、これでは、他の施設と横並びの条例改正をしたと言われますけれども、結果的に同じ文言を使ったとしても、目的、活用の仕方というのが全然変わってくるのではないのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） お答えしたように、特例という減免措置というのが、先ほど言いましたように第3条の方に、町長が特に認めた場合ということで載っておりますので、これらが利用できるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（佐藤公敏君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） それでは、特例で町長が特に認めた場合というのは、本当に特殊な場合だと思うんです。こういうふうに全般的に会費を徴収する会議には2倍だよというふうに書いてしまうと、よほどのことがない限り、そういうふうになってしまうのではないかなと思うんですけれども、使用条例の3条に特例として設けてあるというんですけれども、この交流施設の施設条例とか、それから交流施設の目的、きちんとどこかにうたわれているのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） それについては、うたわれておりません。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 少し補足させていただきます。当然この研修センターというものに関しては、いわゆる地域総合資源活用交流施設の建設当時に、国の補助金等の申請の中で、茶業の振興並びに交流ということで、目的をうたってあります。

そういった中で、この事業が認められておりますので、その基本的な趣旨にのっとり運用してまいりますし、全協のときにも申し上げましたように、こうした施設を使用料を取ってやる場合はさまざまな利用の状態が想定されますので、例えば町民全体ではなく特定の方を対象にした、そうした研修会等に対しては、税金を使って建設しておりますので、それ相応の使用料もいただく、あるいはそういったさまざまな状況に対応するために、こうした条

例整備をするというふうに、私はとらえております。

もちろん本来の目的、茶業の振興並びに茶業の交流を通じて地域振興ということの目的に従って、さまざまな運用はしていきたいと思っております。

多くの方々に使ってもらうことが、この施設の大きな目的の一つでありますので、そうした趣旨にのっとった運用をしていきたいと思っております。今後どのような方が使うか想定できない部分もありますので、こうした、例えば商業宣伝等が主になった場合は利用料を2倍にするといったことも想定して、こういう条例を整備しております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたが、特に発言を許します。

11番（鈴木多津枝君） ただいま町長が、商業宣伝などを目的にした使用がある場合も想定して2倍の使用料をとというふうに言われたんですけども、そのほかのことでは、目的に合った利用を大いに図っていくということですけども、この条例には、私が問題にしているのは商業宣伝のところではなくて、会費などを徴収する研修会などとして使用する場合も2倍にしなければならないのか。会費を、この建物自体の目的が、町長も言われたように、建設を行うとき、国の補助金を受けるときから建物の目的というのはあるから、多分条例はないということなんですね。条例はないけれども、設置の目的も、課長もうたっていないと言われましたけれども、その目的に合って使うわけだから、それは大いに活用を進めたいという約束がとれたということは、よかったと思うんですけども、こういうふうの使用条例に、会費などを徴収する研修会として、この施設の使用料を2倍にするというふういうたう必要は、今の町長の答弁からは納得できないんですけども。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 行政としては、こうした条例あるいは規則でうたっていない限り、さまざまな対応ができないということであり、逆に、明らかにこれは実費以外に、その団体の収入等を目的にした会費設定であるというようにこちらが認識したときに、こうした条例を設定していないと、2倍、通常の料金よりも取りますよとすることができない、そういうふうに私はとらえ、ここで条例整備をしていると。これを逆手にとってお金を取るとかではなくて、そういった状態になったときに、逆に明らかにこうした営利、営利ではないけれども、実費よりも大きな会費を取った場合に、我々がそれを、それだけやるなら通常の料金よりも高く取りますよと言ったときに、それができないわけですので、そうした運用の仕方をするということで、それは制限するためとか、あるいはこちらが特に利益を上げるためということではなく、ある意味で不公平感をなくすような措置ができるような法則として、規則、条例を定めるものであります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 通告していませんでしたが、若干確認をしておきたいと思って質問させていただきます。

今、鈴木議員への答弁、質疑応答を聞いていて、ちょっと疑問に感じたところは、この地域資源活用交流施設、この公の施設の設置条例を設けなくてもいいのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 基本的には、現在の認識としては、農林業センターという大きな施設があって、その中の一つの施設として一体的な利用をされていると、そういう認識でいますので、改めてこの施設特有のものが、現時点で何が何でも必要とは思っていません。

ただ、先ほど言ったように、総合的な機能、使い方がだんだん出てきた場合、少し農林業センターの全体とは違う部分があったときに、使用の目的とか、それをしっかり、あるいは運用する必要が出てくるかもしれませんけれども、現時点では農林業センターの中で一体的に運用するというような考えであります。これはまた今後決めるというものではございませんので、実情に応じて対応していきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例 の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第6、議案第57号、川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第57号、川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、飲料水供給施設に運営委員会を設置したいものです。

町全体で、過疎と少子高齢化が進んでいます。特に飲料水供給施設について、遠隔地の小規模集落に建設され、維持管理を地元地区に委託していますが、施設の老朽化や適切に管理できる方が減少し、維持管理に苦慮されている地区もあります。町として、飲料水供給施設の管理運営に対してどのように支援するのか検討・議論していく必要がありますので、運営委員会を設置するものです。

なお、町営水道全体の中で審議をしていきたいので、「川根本町簡易水道運営委員会」を「川根本町水道運営委員会」に名称変更し、飲料水供給施設の代表者も加えた運営委員会組織にしたいものです。このことについて、過日開催した川根本町簡易水道運営委員会で審議し、了承をいただいていることを申し添えさせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 飲料水供給条例に、第9条として飲料水供給施設に運営委員会を設けるという条文を追加して、水道運営委員会の委員を飲供から2名入れて簡易水道運営委員会の委員の15名に加えて17名にする、簡易水道運営委員会も水道運営委員会に変えて、合計17名にするとの説明が全協でありましたけれども、簡易水道運営委員会の委員は学識経験者、関係公務員の中から町長が委嘱するというふうにされてあります。簡水施設の代表者に限られているわけではないというふうに知ったわけですが、飲料水供給施設から出す運営委員2名については、説明では飲供の施設の意見が出せるようにということで、関係者から出すような説明だったんですけれども、どのようにしてそういう委員を、代表者2名を選ぶのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山本眞一君） それでは、お答えをいたします。

通告の質問より変わっているものですから、そのようにお答えをいたしますけれども、代表者2名は本川根区域、それから中川根区域から各代表者を1人ずつというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） その代表者1名ずつをどうやって選ぶのか。通告の内容が変わっているということですが、これは再質問で聞こうと思っていたことで、それとも一つ、この質問によって、委員をどういう選び方をするのかということで申し上げたいのは、委員を施設から選ぶのでなければ、簡水のように各施設から代表者が出ているわけではない

わけですね。それだったら、委員の定数をふやす必要はないのではありませんかということ
を通告をしたわけですが、最後にそのことを聞こうと思っていました。一つずつの質
問でなくてもいいということですので、ついでに両方お聞きします。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山本眞一君） 委員の定数をふやす必要はないのではないかということから回答
をいたします。

現在ですけれども、簡易水道、改正前の簡易水道運営委員会の委員でございますけれども、
15人以内で組織するとしておりましたが、実運営というのは各簡易水道施設の代表者11名全
員と、町議会から2人、それから関係公務員として副町長と、計14名で組織しておりました。

こうすることで、今回飲料水供給施設を含めた総合的な水道運営ビジョンを審議してい
きたいということで、飲料水供給施設の、先ほど申し上げました中川根区域、本川根区域から
代表1名を加えた17名以内ということで、運営委員会を新たに組織したいということになっ
ております。

それで、その代表の決め方なんですけれども、今回は施設の規模、それから施設管理の経
験、あるいは町全体の総合的な水道運営に関する見識等を、こちらの方で総合的に判断させ
ていただいて、町長から委嘱をさせていただきたいと、このように考えております。

よろしく申し上げます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） そうすると、中川根区で1名、本川根区で1名の運営委員を出す
のに、その飲料水供給施設に関係する人たちが話し合って代表者を決めるのではなくて、町
からこの人がふさわしいということで、その飲水の施設の中、関係する人の中から選ぶとい
うことですか。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山本眞一君） おっしゃるとおりでございます。まず、第1回目というか、取
っかかりでございますので、最初は簡水の運営委員の皆様方にそこまで求めるのはちょっと
無理があるのではないかと考えて、最初につきましては私たちの、そういった、先ほど
申し上げましたいろいろなことを総合的に判断して委嘱したいと、そのように考えておりま
す。

よろしく申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第57号、川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号 静岡地方税滞納整理機構の設立について

議長(佐藤公敏君) 日程第7、議案第58号、静岡地方税滞納整理機構の設立についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第58号、静岡地方税滞納整理機構の設立について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案の5ページをごらんください。

本案は、地方税に係る滞納処分等の事務の一部について処理するために設立する静岡地方税滞納整理機構の規約を定めることについて、静岡県及び静岡市ほか40市町と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により提出するものであります。

それでは、条文を追って説明いたします。

第1条から第3条までは広域連合の名称、組織する地方公共団体、広域連合の区域を定め、第4条では、広域連合の処理する事務として滞納処分とその関連事務及び研修、相談事務を行うこと、第5条では、広域連合が作成する広域計画には、地方税の滞納整理事務に関し広域連合と構成団体の行う事務などを記載すること。第6条では、広域連合の事務所を静岡市に置くことを規定しています。

第7条から第10条までは広域連合議会に関する内容となっており、議員の定数を8人とするほか、議員選挙の方法、議員の任期や、広域連合議会の議員のうちから議長、副議長を1人選挙することについて規定しています。

第11条以降は執行機関の関係で、広域連合組織には広域連合長と副広域連合長を置くこと。その選任の方法、任期のほか、補助職員として会計管理者とその他職員を置くこと。第15条

で選挙管理委員会、第16条で監査委員を設置することを定めています。

第17条で、広域連合の経費支弁の方法について定め、最後に規則への委任事項を規定した全18の条文から成る規約となっております。

なお、附則において、規約は総務大臣の許可の日から施行すること。経過措置として、平成20年3月31日までは広域連合の準備事務を行うことなどを規定しております。

以上、地方税の滞納額を効率的に縮減するため、県と市町が連携し滞納整理に当たる連合組織を設立することについて、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 第2条の、広域連合は静岡県及び静岡県内の全市町をもって組織するとありますけれども、どこかの議会で否決をしたらどうなるんですか。

議長（佐藤公敏君） 税務課長。

税務課長（柴田光章君） 鈴木議員の質問でございますけれども、どこかの議員が否決した場合ということは、現状は想定しておりませんが、そういった場合には再度議会の議決をいただくような措置をとるといふふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、静岡地方税滞納整理機構の設立については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第59号 平成19年度川根本町一般会計補正予算

（第3号）

議長（佐藤公敏君） 日程第8、議案第59号、平成19年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第59号、平成19年度川根本町一般会計補正予算（第3号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,605万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億571万5,000円としたいものであります。

第2表では、地方債の限度額について、追加及び補正をしたいものです。

今回の補正は、今年度の普通交付税等の交付額が確定したことによる財源更正と、7月に上陸した台風4号等による災害復旧事業関係及び総合支所仮庁舎建設を含んだ地域振興センター建設関係などが主なものです。

それでは、事項別明細書によって歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、6,296万円の増額です。これは総合支所仮庁舎改修経費、地域振興センター建設の設計監理委託料と、7月30日朝の集中豪雨による健康増進施設屋根及び音響設備の修繕工事をお願いするものです。

第2項企画費は、417万5,000円の増額です。これは後期高齢者医療ネットワーク構築関係費と接岨峡温泉会館ボイラー室のアスベスト除去工事費を計上するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、517万8,000円の増額です。これは外出支援サービスに係る委託料、車両購入等の経費を計上するものです。

第2項児童福祉費は、社会福祉基金の取り崩し減額による財源更正です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、2万6,000円の増額です。母子保健費と健康増進費は、社会福祉基金の取り崩しを減額することによる財源更正です。飲料水供給施設費では、水道運営委員会への飲供施設関係者の追加分です。

第2項清掃費は21万円の増額です。これは本年度から開始したスチール缶回収のための各箇所のボックスを2個ずつ設置しましたが、区長会において増設の要望があり、今回追加の経費を計上するものです。

第6款農林水産業費、第2項林業費は、1,705万9,000円の増額です。これは間伐事業効率化に係る調査の事務費、景観伐採に係る県補助金の組み替えによるものと、林道事業の追加及び台風被害による土砂除去に係る重機借り上げ料を、現在までの実績に基づき増額するものです。

第7款商工費、第1項商工費は270万円の増額です。これは台風等により遊歩道への土砂流出被害に係る重機借り上げ料の補正と、遊歩道施設の維持管理費を計上するものです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は100万円の増額です。これも台風被害による重機借り上げ料を実績に基づき増額するものです。

第9款第1項消防費は92万円の増額です。これは消防団員等公務災害補償等共済掛金の引き上げに伴う経費を計上するものです。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費はともに財源更正です。まちづくり基金からの充当を取りやめるものです。

第4項社会教育費は40万円の増額です。これは社会教育総務費で、平成21年10月に開催される第24回国民文化祭・しずおか2009に係る川根本町実行委員会経費40万円と、まちづくり基金の取り崩しの減額による1,000万円の財源更正です。文化会館運営費は、まちづくり基金の取り崩しの減額による財源更正です。

第5項保健体育費、保健体育総務費と海洋センター運営費は、まちづくり基金の取り崩しの減額による財源更正です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、6,150万円の増額です。これは7月の台風4号による林道2路線の災害復旧に係る経費です。第2項公共土木施設災害復旧費は、992万8,000円の増額です。これも1項と同様、台風4号による町道1路線の災害復旧に係る経費をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第9款第1項地方交付税は、9,363万4,000円の増額です。普通交付税の決定に伴い増額するものです。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料は、120万円の減額です。外出支援サービスの使用料を利用料に変更することによる減額です。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は、565万9,000円の増額です。7月の台風4号による町道災害復旧に係るものです。

第14款県支出金、第2項県補助金は、4,326万8,000円の増額です。景観間伐事業の組み替え、林道事業の追加分、外出支援サービス事業への市町村合併特別交付金の充当及び7月の台風による林道災害復旧に係る補助金を計上するものです。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は、217万1,000円の増額です。これは、前年度の介護保険事業特別会計への一般会計繰出金について実績に基づき繰入金として清算するものです。

第2項基金繰入金は、4,175万円の減額です。今回の補正による一般財源の調整としてまちづくり基金繰入金を7,000万円減額し、補正後の繰入額を3,000万円に、社会福祉基金繰入金を3,500万円減額し、補正後の繰入額を1億5,500万円とするものと、地域振興センター建設に係る経費として役場総合支所建設基金繰入金を6,100万円増額し、補正後繰入額を6,530万円、接岨峡温泉会館アスベスト除去工事経費として、接岨峡温泉会館基金繰入金を225万円追加するものです。

第18款第1項繰入金（繰越金）は、432万4,000円の増額です。前年度歳計剰余金を補正するものです。

第19款第5項雑入は、275万円の増額です。健康増進施設工事に係る建物共済給付金が工事費の2分の1の相当額及び外出支援サービス利用料を計上するものです。

第20款第1項町債は、5,720万円の増額です。内容については、第2表地方債補正で説明させていただきます。

第2表地方債補正について、一般3ページをごらんください。

災害復旧事業は町道1路線、林道2路線分を対象事業費から国県補助金を控除し、それぞれの充当率により算出し追加させていただきます。

また、臨時財政対策債については、3,800万円増額し、2億3,800万円に借入限度額を補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） まず最初に、歳出の方から行います。

11ページですけれども、2款の1項10目の総合支所管理費のところ、13節の8で設計監理委託料1,500万円と、それから15節で工事請負費4,600万円の増額補正が出されているわけですけれども、この金額というのはどのように計算して出されたものなのか。だれが出したのかというんですか、そういう計算の根拠、積算の根拠を知りたいんですけれども、お願いいたします。

それから、同じページの2款2項6目の情報政策費のところの13節委託料の後期高齢者医療ネットワーク構築作業委託料134万8,000円と、15節の工事請負費41万5,000円というのが、同じ目的というんですか、後期高齢者医療ネットワークにかかわる費用として補正予算が出ていると思うんですけれども、それについて、なぜ、こういう2つに分けて出たのか、それぞれの経費の違いというんですか、どういうことをやるのかを、説明をお願いいたします。

それから、これに対する後期高齢者医療制度というのは、国が突然決めて始めることなわけですけれども、これに対して、国あるいは県の補助がないのかどうか、負担金といいますか、補助金といいますか、あるのかないのかお聞きいたします。

それから、12ページの3款民生費1項3目の老人福祉費の外出支援サービスについてですけれども、全協で配られた実施要綱にも10月1日から実施ということで、この利用者、利用対象者というところで、前にもこういう、いよいよやりますよという報告が全協で行われたときに申し上げたんですけれども、利用対象者に運転免許を有しない65歳以上の高齢者というふうに、全く変わりなく載せられています。65歳以下の人で運転免許を持たない人というのは、そんなにいないと思うんですけれども、そういう人たちは、多分都会の人たちは、公共交通機関が発達していて免許を持っていないという人がかなりおられますので、そういう人たちがこの町に転入してこられた場合に、65歳になるまでは、この制度があっても使えないということで、非常に困るという声も聞いています。実施要綱の目的にも、交通弱者への外出支援サービスの提供というふうに書いてあるわけですから、その目的から見ても、運転免許を持たない人は交通弱者として年齢制限はやめるべきではないかと思うんですけれども、

その点について町長のお考えをお聞きします。

それから18ページですけれども、これは歳入の方に大いに関係があることなんですけれども、災害復旧費で林道は県の補助が3,818万2,000円ということで、6,150万円の62%、この6,150万円で比較するのかどうか、ちょっと私もわかりませんが、総額に対して62%、公共土木の方は国の補助になっていて565万9,000円で、992万8,000円の57%と少なくなっています。補助率とか補助対象の経費の違いからくるのか、説明をお願いいたします。

それから歳入の方で、7ページの地方交付税普通交付税額が決定したということで、9,363万4,000円が増額されてきているわけですが、当初の予測より1億近く増えた主な要因は何かをお聞きいたします。

それから外出支援サービス使用料240万円を120万円減額をして、雑入の方に利用料にして180万円出してきているという、その使用料を利用料に変える理由、全協でも聞いたんですけども、説明がありませんでしたので、再度説明を求めます。

議長（佐藤公敏君） 総合支所長兼管理課長。

総合支所長兼管理課長（藤田 至君） 総合支所管理費の方からお答えをいたします。まず1,500万円の内訳であります、鉄骨造2階建て、延べ面積945㎡ということで、それぞれの基準に基づいて設計料と監理料を算出しております。

それから、工事請負費の4,600万円の内訳でありますけれども、入札前ですので金額については控えさせていただきますが、この内訳は既設の北庁舎東館の改修工事、建築、電気設備、空調設備等でございます。それから、既設の本館南庁舎であります、これの解体工事です。それと、共通費プラス消費税で約4,200万円、それから、あと防災行政無線の撤去移設工事、それから水位雨量計の撤去移設工事が400万円、合計あわせて4,600万円あります。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） 2款2項6目の情報政策費の13節及び15節の質疑についてお答えします。

1つ目の、13節の委託料、後期高齢者医療ネットワーク構築作業委託料の134万8,000円の内容についてですけれども、これは後期高齢者システムを導入するに当たり、役場機関係及び情報系のネットワークと独立したセキュリティーを保つために、新しいネットワークを組む必要があります。これには、本庁のサーバー室にあるスイッチングハブ2台と、本庁の1階にありますスイッチングハブ1台と、また総合支所との通信があるため、支所の1階にスイッチングハブ1台を設定、まあこれは変更ということになります。このため、ネットワークの設定変更に伴う設計費と現地設定費ということ、調整ということで、これは13節の委託料で計上しました。

また、15の工事請負費、なぜ分けたのかという質疑であったと思いますが、この41万5,000円の内容ですけれども、これについては本庁役場のサーバー室へLANの配線をす

るための工事費ということになっております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。

外出支援サービス事業の対象者65歳以上ということで、それを撤廃というような御意見ですが、この事業は法律のもとでは市町村福祉輸送に位置づけられておりまして、その対象者として身体障害者、それから要介護認定者等でありまして、会員登録を行った者ということになっておりまして、本来この方たちに対する外出支援を行うという目的であります。本来ですと、今言いましたように、元気な方は対象外とされるものですが、地域の事情等を考慮しまして、運転免許を持たない高齢者ということで65歳以上の方を対象としたものであり、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山本眞一君） それでは、11款の災害復旧費についての御質問にお答えをいたします。

林業施設災害復旧費につきましては、林道2路線の災害復旧事業経費を今回補正したいものでありますが、この事業経費には補助対象とならない経費も含んでおりまして、2路線分の事業費は5,950万円でありまして、このうち補助基本額、いわゆる補助対象分は5,874万4,000円でありまして、この65%の3,818万2,000円が補助されるものであります。

また、御質問の事業費6,150万円の中には、13節の委託料200万円を含んでおりまして、これは今後発生が見込まれます災害についての測量設計委託料でありますので、補助基本額には含まれませんので、そういった事情があるということで御理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤公敏君） 事業課長。

事業課長（中村 裕君） それでは、13款1項3目の災害復旧費国庫負担金についてお答えいたします。

これは、町道栗代線でございますけれども、その補助対象金額が848万5,000円のうち、国庫の負担率が3分の2になっております。計565万9,000円が国庫負担金となっております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（筑地秀昭君） それでは、地方交付税の増額になりました主な要因ということでお答えさせていただきます。

これは平成19年の算定から包括算定、いわゆる新型が導入され、人口、面積をもとに算定される項目が新設され、今まで個別に算定されていた部分がこの包括算定に移行されました。また、それだけでは算定し切れない部分について、地域振興費という算定項目が新設されました。この項目によって、本町のような条件不利地域による支援が盛り込まれております。

具体例といたしましては「頑張る地方応援プログラム」それと、削減率による条件不利地域の増でございます。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 歳入の方の外出支援の使用料が利用料に変更、なぜかという御質問ですが、現在、暫定要綱として2つの制度で行っております。旧中川根町では利用料を使用料条例にうたい、旧本川根町では要綱の中でうたっております。この改正は道路交通法の改正によりまして、こういった運営等につきまして、地域公共交通課というところで審議を行っていただきまして、運営について決定をさせていただいております。こういった関係で、新しい要綱を1本に作りまして、その要綱の中で使用料を決定しているということで、利用料に変更をさせていただきました。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。町長。

町長（杉山嘉英君） 町長にという発言がございましたので、私の方から総括的な答弁になりますけれども、お答えさせていただきます。

先ほどの外出支援サービスでありますけれども、私も外出支援サービス並びに、いわゆる町営バスということで、住民のニーズをすべて満足している状況にあるとは思っておりません。しかしながら、従来の状態よりもさまざまな条件とか制約がある中で、少しずつ住民の満足度というのは向上してきたのではないかと、あるいはしているというように私は思っております。ただ、どうしてもそうした制度上、国の制度の制約を受けていますので、国の制度にかからない人が出てくる、またこの制度そのものも利用者の方あるいはそうした制限がある中で、何とか維持的な経費を安く抑えているというようなことであります。

今後とも、この支援サービスが全町にいったからこれでいいというわけではなく、どのようにして住民の満足度を上げていくかというのは、この制度のみならず、さまざまな制度というのを考えていかなければならない。そのときに、やはりこうした財政状況でありますので、どのように住民の方々の理解を得ながら、経費も持続的な運営ができるような、経費を抑えた形で次のいわゆる公共交通機関の整備につなげていくのか、そういったことを、また次の課題として検討していきたいと考えております。

制度上、どうしてもどこかで線を引かなければならないということについては御理解いただき、また、これで満足でなく、次の段階の公共サービスの交通のシステムというのを、引き続き時間はかかっても検討していきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初の、総合支所の建設のところで再質問を、もう1点は公共土木の国の補助について、2点再質問をいたします。

最初の再質問ですけれども、いろいろ積算の内容が示されたわけですが、1,500万円、まあ切りのいい数字ですね、それから4,600万円、工事請負費も大変切りのいい数字な

んですけれども、こういうふうに大体切りのいい数字を上げてくるんですが、いろんなものを積み上げて計算したと思うんですけれども、その積み上げの計算は担当課で行ったんでしょうか。何に幾らかかる、何に幾ら、それで予算を上げてきたのかどうかお聞きいたします。なぜかといいますと、基本設計をもう針谷さんに委託をしているわけですね。基本設計を委託された針谷さんが実施設計を行うだろうと思うんですよね。実施設計はまだですかね。何かそういう説明があって、設計については随契ですっといくという説明があったものですかから、結局基本設計を委託された針谷さんが、次の設計に、委託料にかかる経費を積算をして予算化するのではないかという疑問を抱いています。そのことについてどうなのかお聞きいたします。工事請負費もどこで積算をしたのか。積算をされたところというか、場所ではなくて人たち、かかわった人たちをお聞きいたします。

それから、2点目の災害復旧費の公共土木の補助金、国の補助についてですけれども、ちょっと聞き落としたというか、メモがうまくできなかつたんですけれども、補助対象額が八百何十万だかというところをもう一度確認をしたいということと、その3分の2の補助率ということですが、国の補助率の方が、その前の県の災害復旧林道の補助は65%という説明があったんですけれども、3分の2ということは約7割になるんですけれども、国の補助率の方が高いということでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 総合支所長兼管理課長。

総合支所長兼管理課長（藤田 至君） この積算をしたのは職員ではありません。針谷建築設計事務所です。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） こうしたものに関しては、先ほど建設委員会の議論の中で、大体全体の面積とかを議論して、一定の合意を得ておりますので、その面積に掛けて設計監理委託料というのは積算されますので、一定の根拠があってやっております。もちろん幅は少しありますけれども、一定の基準に従って設計をして積算をしております。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

（「役場です」の声あり）

建設課長（山本眞一君） それでは、御質問にお答えいたしますけれども、先ほど林道の方の災害復旧に関する補助金の関係、これは予算書の方では県の補助金になっておりますけれども、これは国からの間接補助金でありまして、出どころは土木と一緒にございます。

なお、この補助率でございますけれども、うちの方は、この林道家山線、幡住線ともに奥地指定になっておりまして、65%ということになります。その他は50%でございますので、奥地の分だけ補助率が高いと、そのようにお願いをいたします。

議長（佐藤公敏君） 事業課長。

事業課長（中村 裕君） それでは、負担対象額の件ですけれども、848万5,000円の負担率が3分の2、66.7%を掛けた金額でございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 総合支所を、もう少し突っ込んで聞きます。

前もって担当課へ、事業課ですか、電話をしました。担当の職員ではなかったのか、その職員が言われるには、針谷で積算をしたというふうに聞いたものですから、しつこく聞いていますけれども、全く町で積算をしたんでしょうか、確認をいたします。

議長（佐藤公敏君） 総合支所長兼管理課長。

総合支所長兼管理課長（藤田 至君） 設計監理料については町でやっています。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、平成19年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第59号、平成19年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤公敏君） 日程第9、議案第60号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第60号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,039万4,000円とし

たいものです。これは、前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金について清算するための補正内容となっています。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の介護7ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、財源更正です。繰越金による一般財源が確保されたため介護給付費準備基金繰入金を減額するものです。

第7款諸支出金、第1項繰出金は217万1,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は1,302万3,000円の増額です。これも、前年度の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金は102万5,000円の増額です。前年度の地域支援事業交付金の精算によるものです。

第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は157万7,000円の増額です。前年度の介護給付費交付金の精算によるものです。

第6款県支出金、第3項県補助金は51万2,000円の増額です。前年度の地域支援事業交付金の精算によるものです。

第8款繰入金、第2項基金繰入金は475万円の減額です。繰越金増額により一般財源が確保されたため、介護給付費準備基金繰入金の減額をするものです。

第9款第1項繰越金は1,683万円の増額です。前年度歳計剰余金です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 繰越金が1,683万円だということで、給付費も18年度決算で減少しています。このままいくと、3年間の計画年度の20年度末には、基金はそのまま残る状況になるのではないのでしょうか。そういうことが起きるとなると、保険料を高く見積もり過ぎたということになるんですけれども、その点で見通しはどのようになっているのでしょうか。議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。この給付費に対する国県それから支払基金、町負担分の超過交付あるいは不足交付ということは、翌年度精算ということで、この財源が、繰越金が財源となっております。その返還額は追加交付を差し引きしまして約1,330万円ほどとなりまして、実質収支が18年度396万6,000円ほどの繰越金となります。

また、この保険料につきましても3年計画で立てておるわけですが、3年間で3億6,309

万1,000円の負担をお願いする計画ですが、平成18年度におきましては1億2,868万4,000円と、約3分の1を若干超えた35.44%の収納がありまして、ほぼ計画どおり推移をしていると感じております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいまの答弁で、歳入の方はほぼ計画どおりの収納だとわかりました。支出の方がほぼ繰越金が1,683万円出ていても、これは前年度の超過あるいは償還に使う財源になるためで、1,330万円使うためで、実質300万円ほどの繰越金しかないからとんとんだというふうな説明だったと思うんですけども、では、給付準備基金は一応3年間で使い切るということで積み立ててあるわけですけども、ここまで手を出さなくてもやっていける状況になるのではないのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） この介護保険の計画では、3年間で基金を2,590万円ほど取り崩す計画をさせていただいております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 基金を2,590万円取り崩す計画に対して、見通しはどうなんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 先ほども申しましたように、保険料3年計画のほぼ3分の1を若干超えるわけですが、35.44%の収納ということで、介護保険計画どおりに推移するのではないかという見通しを持っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

議長(佐藤公敏君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

- 日程第10 認定第1号 平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第2号 平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第3号 平成18年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 平成18年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 平成18年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長(佐藤公敏君) 日程第10、認定第1号、平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第15、認定第6号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長、小坂進君。
会計管理者兼出納室長(小坂 進君) それでは、認定第1号から認定第6号まで一括御説明をいたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成18年度川根本町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

まず、平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして説明いたします。
決算の概要の2ページをごらんください。

歳入ですが、1款町税は、収入済額12億6,095万5,000円で行いました。不納欠損額は670万円、収入未済額は7,154万6,000円で行いました。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税で行いました。

2款地方譲与税は収入済額1億3,006万7,000円で行いました。所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税で行いました。

3款利子割交付金は、収入済額288万8,000円で行いました。

4款配当割交付金は、収入済額249万2,000円で行いました。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額258万7,000円で行いました。

6款地方消費税交付金は、収入済額9,848万4,000円で行いました。

7款自動車取得税交付金は、収入済額4,346万3,000円で行いました。

8款地方特例交付金は、収入済額2,439万3,000円で行いました。

9款地方交付税は、収入済額24億7,043万9,000円で行いました。

10款交通安全対策特別交付金は、145万2,000円で行いました。

11款分担金及び負担金は、収入済額が3,921万2,000円で、収入未済額が140万1,000円出ております。

12款使用料及び手数料は、収入済額1億1,469万2,000円で行いました。収入未済額が99万5,000円で行います。

13款国庫支出金は、収入済額1億5,575万円で、負担金、補助金及び委託金で行いました。

14款県支出金は、収入済額6億8,050万円で、負担金、補助金及び委託金で行いました。

15款財産収入は、収入済額8,062万9,000円で、財産運用収入、財産売払収入で行いました。収入未済額が34万9,000円出ております。

16款寄付金は、収入済額504万4,000円で行いました。

17款繰入金は、収入済額1億154万5,000円で、特別会計繰入金及び基金繰入金で行いました。

18款繰越金は、収入済額1億2,530万1,000円で行いました。

19款諸収入は、収入済額2億253万7,000円で、受託事業収入及び雑入等でありまして。収入未済額が137万9,000円出ております。

19款町債は、収入済額15億5,170万円でございまして。

歳入合計、収入済額70億9,413万円、不納欠損額670万円、収入未済額4,567万円で行いました。

次に、歳出を御説明いたします。8ページをごらんください。

1款議会費は、支出済額6,765万6,000円で行いました。

2款総務費は、支出済額19億6,990万5,000円で、総務管理費、企画費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費が主なものであります。翌年度繰越金が1,433万8,000円出ております。

3款民生費は、支出済額9億6,693万8,000円で、社会福祉費及び児童福祉費、災害救助費でございました。翌年度繰越金が、社会福祉費に1,018万5,000円ございます。

4款衛生費は、支出済額5億3,476万3,000円で、保健衛生費及び清掃費でございました。

5款労働費は、支出済額213万2,000円でございました。

6款農林水産業費は、支出済額8億3,559万8,000円で、農業費及び林業費でございました。4,193万2,000円の翌年度繰越金がございます。

7款商工費は、支出済額3億1,289万5,000円でございました。

8款土木費は、支出済額4億3,338万7,000円で、土木管理費を初め、道路橋りょう費、河川費、住宅費でございました。翌年度繰越金が、住宅費に1億964万4,000円ございます。

9款消防費は、支出済額3億6,913万4,000円でございました。

10款教育費は、支出済額5億9,518万2,000円で、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費でございました。

11款災害復旧費は、支出済額623万4,000円でございました。

12款公債費は、支出済額8億1,926万3,000円でございました。

13款予備費は、支出がございませんでした。

歳出合計69億1,308万7,000円、翌年度繰越額1億7,609万9,000円、不用額は2億9,955万5,000円でございました。

歳入歳出差引額は、1億8,104万3,000円でございました。

次に、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。

14ページをごらんください。

まず歳入ですが、1款国民健康保険税は、収入済額2億8,000万5,000円、不納欠損額238万円、収入未済額3,509万8,000円でございました。

2款使用料及び手数料は、収入済額9万5,000円でございました。

3款国庫支出金は、収入済額2億3,265万6,000円で、国庫負担金及び補助金でございました。

4款療養給付費交付金は、収入済額2億2,321万円でございました。

5款県支出金は、収入済額4,774万4,000円で、県負担金及び交付金でございました。

6款共同事業交付金は、収入済額5,799万5,000円でございました。

7款財産収入は、8万5,000円でございました。

8款繰入金は、9,039万7,000円で、一般会計繰入金、基金繰入金でございました。

9款繰越金は、1億5,984万7,000円でございました。

10款諸収入は、220万3,000円で、延滞金及び加算金、預金利子及び雑入でございました。

歳入合計10億9,423万7,000円、不納欠損額238万円、収入未済額3,509万8,000円でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費は、支出済額3,586万円で、総務管理費、徴税費、運営協議会費、趣旨普及費でございます。総務管理費に399万円の翌年度繰越金が出ております。

2款保険給付費は、支出済額6億3,205万2,000円で、療養諸費を初め、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費でございます。

3款老人保健拠出金は、支出済額1億4,012万1,000円でございます。

4款介護納付金は、支出済額5,335万7,000円でございます。

5款共同事業拠出金は、支出済額5,318万9,000円でございます。

6款保健事業費は、支出済額628万3,000円でございます。

7款基金積立金は、2,908万5,000円でございます。

8款公債費は、支出がございませんでした。

9款諸支出金は、支出済額796万5,000円でございます。

10款予備費は、支出がございませんでした。

歳出合計は、9億5,791万2,000円、399万円の翌年度繰越額、不用額5,687万5,000円でございます。

歳入歳出差引額は1億3,632万5,000円でございます。

次に、平成18年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。

20ページをごらんください。

まず、歳入ですが、1款支払基金交付金は、収入済額6億1,921万5,000円でございます。

2款国庫支出金は、収入済額3億3,464万7,000円でございます。

3款県支出金は、収入済額8,380万4,000円でございます。

4款繰入金は、収入済額1億487万8,000円で、これは一般会計からの繰り入れであります。

5款繰越金は、ございませんでした。

6款諸収入は、収入済額301万9,000円で、雑入でございます。

歳入合計11億4,556万3,000円でした。

次に、歳出を御説明いたします。

1款医療諸費は、支出済額11億3,408万8,000円でございます。

2款諸支出金は、支出済額1,147万5,000円で、一般会計繰出金でございます。

歳出合計は11億4,556万3,000円、不用額は2,144万3,000円でございます。

歳入歳出差引額はゼロ円でございます。

次に、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。

22ページをごらんください。

まず、歳入ですが、1款保険料は、収入済額1億2,868万4,000円で、介護保険料であります。不納欠損額は4万8,000円出ております。また、収入未済額は154万6,000円でございます。

2款分担金及び負担金は、収入済額236万2,000円でございます。

3款使用料及び手数料は、収入済額1万8,000円で、手数料でございます。

4款国庫支出金は、収入済額2億178万9,000円で、国庫負担金及び補助金でございます。

5款支払基金交付金は、収入済額2億2,725万円でございました。

6款県支出金は、収入済額1億1,477万6,000円で、県負担金及び補助金でございます。

7款財産収入は、収入済額1万1,000円でございます。

8款繰入金は、収入済額1億3,200万3,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

9款繰越金は、収入済額944万3,000円で、繰越金でございます。

10款諸収入は、10万7,000円で、預金利子及び雑入でございます。

歳入合計は8億1,644万3,000円で、不納欠損額4万8,000円、収入未済額154万6,000円でございます。

続きまして、歳出ですが、1款総務費は、支出済額3,531万8,000円で、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費でございます。翌年度繰越金157万5,000円でございます。

2款保険給付費は、支出済額7億3,488万8,000円で、介護サービス費、支援サービス費、高額介護サービス費、その他諸費、特定入所者介護サービス等費でございます。

3款財政安定化基金拠出金は、支出がございませんでした。

4款基金積立金は、支出済額1万1,000円でございます。

5款地域支援事業費は、支出済額1,616万1,000円でございます。

6款公債費は、支出がございませんでした。

7款諸支出金は、支出済額1,323万3,000円で、一般会計繰出金及び償還金でございます。

歳出合計7億9,961万1,000円、翌年度繰越額157万5,000円、不用額6,152万9,000円ございました。

歳入歳出差引額は1,683万2,000円でございます。

次に、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

26ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金は、収入済額117万円でございました。

2款使用料及び手数料は、収入済額1億2,005万5,000円で、不納欠損額が68万9,000円、収入未済額が1,026万5,000円ございました。

3款国庫支出金は、収入済額6,200万円でございました。

4款県支出金は、収入済額812万3,000円ございました。

5 款財産収入は、収入済額 7 万7,000円でございます。

6 款繰入金は、収入済額 1 億2,586万8,000円で、一般会計からの繰入金及び基金繰入金でございました。

7 款繰越金は、収入済額978万2,000円でございます。

8 款諸収入は、収入済額356万9,000円で、雑入でございました。

9 款町債は、収入済額7,150万円でございます。

歳入合計 4 億214万4,000円、不納欠損額68万9,000円、収入未済額1,026万5,000円でございます。

次に、歳出ですが、1 款総務費は、支出済額3,192万1,000円でございます。

2 款水道事業費は、支出済額 2 億5,457万9,000円で、水道管理費と水道建設費でございました。

3 款公債費は、支出済額 1 億1,069万6,000円でございます。

4 款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計 3 億9,719万6,000円、不用額806万9,000円でございます。

歳入歳出差引額は494万8,000円でございます。

次に、平成18年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

30ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、収入済額479万1,000円で、収入未済額が56万3,000円ございました。

2 款財産収入は、収入済額6,000円でございます。

3 款繰入金は、収入済額1,920万円で、一般会計からの繰入金でございました。

4 款繰越金は、収入済額49万6,000円でございます。

5 款諸収入は、収入がございませんでした。

歳入合計2,449万3,000円、収入未済額56万3,000円でございます。

次に、歳出ですが、1 款総務費は、支出済額938万6,000円でございます。

2 款温泉事業費は、支出済額1,472万6,000円でございます。

3 款基金管理費は、支出済額6,000円でございます。

4 款予備費は、支出がございませんでした。

歳出合計2,411万8,000円、不用額268万2,000円でございます。

歳入歳出差引額は、37万5,000円でございます。

以上、簡単に決算の概要を説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） これから、平成18年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について監査委員から御報告をいただきたいと思っております。監査委員、板谷信君。

監査委員（板谷 信君） それでは、報告させていただきます。

先ほど議長の方からも報告がありましたが、代表監査委員の風間隆さんが本日所用があり、欠席でありますので、私がかわって報告させていただきます。

平成18年度の川根本町一般会計並びに特別会計の決算につきまして、6月28日付で町長から審査の付託がありました。7月31日から8月3日までの4日間、川根本町役場会議室及び文化会館会議室におきまして、風間代表監査委員とともに審査を実施いたしました。

意見書につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでございます。

一般会計及び5つの各特別会計の決算総額は、歳入におきましては105億7,701万2,519円、歳出におきましては、102億3,748万7,351円、歳入歳出差引残高が3億3,952万5,168円でありました。

審査につきましては、各課長、局長及び担当者に内容の説明を求め実施いたしました。各関係書類は法令に従い作成されておりまして、計数処理につきましても証書、書類等を照合した結果、適正であると認めました。

計数の明細につきましては、先ほど会計管理者から説明がありましたので、私の方からは省略させていただきます。

次に、審査の結果並びに総括意見を報告します。

平成18年度の決算を、主に平成17年度、前年の決算と比較すると、地域振興基金10億円の影響を除いた場合、歳出で約8.1億円の減額となっています。減額の主なものは、総務費、農林水産業費、土木費、消防費であります。これに対し、歳入では、県支出金、繰入金、繰越金の減額が大きくなっています。歳出規模の縮小と歳入における基金繰入金の減により、実質単年度収支は旧本川根、旧中川根合算の決算を含むと、平成12年度以来6年ぶりの黒字になっています。

次に、総括的な意見として、1、町税及び国保税の収入確保はもちろん、使用料、手数料、分担金、負担金の収入確保に万全を期すこと。

2、町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見定めながら慎重を期すこと。

3、事務事業の見直し、事務の改善合理化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。

歳入においては、滞納繰越分を除けば町税を初め使用料等、高い収納率であります。しかし、毎年増加、累積されていく滞納繰越分の町税及び使用料等の整理については、特段の努力を強く要望するものです。

今後、義務的経費はますます増加することが予想されますので、今後の財政運営は格段の配慮をされたい。

なお、担当者より提出された決算資料はまことに的を得たものであり、限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加え、総括といたします。

なお、最後に、私、議会選出の監査委員ですので、この後決算審査していただく議会の方に、一言私の感想を述べさせていただきます。

というのは、平成17年度に比べ、財政規模は約8億円の減額となっています。この多くは、先ほど申しましたようなものですが、性質別に見ると、投資的経費の5億円ぐらいの減が主なものになっています。ただ、これからは経常的比率の改善、これ、100を超えていますもので、ここのところが余りに大きくなっていくと、財政上の余裕がなくなるということで、経常的収支の改善ということに、これからしっかり取り組んでいかなければならないのではないかと、そんなふうに思います。そういう点においては、経常的経費というのは、具体的には人件費、物件費、補助費等であります。これは、さきに示された財政シミュレーションでも、長い年月をかけてだんだん減らしていくというシミュレーションも出ていますので、決算審査のときに、このような経常的経費をどのように減らしていくのかということに注意しながら審査していただきたいと思います。また、具体的には観光施設の老朽化、また慢性的な運営の一般財源からの繰り入れということで、ここのところも注意して審査していただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（佐藤公敏君） これから質疑を行います。

質疑は認定第1号から認定第6号まで、すべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいまの議会からの監査委員から監査報告もありまして、地域振興基金の分を10億円引くと、8億1,000万円、財政規模が前年度より縮小されたということで、久しぶりに黒字になったよという報告がされたわけですがけれども、細かいところはこれからの委員会での審査になるわけですがけれども、全体で見て、職員給与が本給のところ、こうやって財政規模が縮小されたにもかかわらず、増えているということ、それからもう一つは、不納欠損が例年になく多く出されているということ、この2点が今までの状況と違うし、町の方針、町長が言われた方針、行財政改革、そういう方針ともちょっと違うんじゃないかと思うものですから、何かその点で方針が変わったのかどうかをお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 人件費に関しましては、定員適正化計画にのっとり、順次一定的な採用の抑制という形で今後とも進めていきたいと考えております。また、何回も申し上げておりますけれども、現在は余分な仕事はしておりませんが、将来を見据えれば、人員的にも余裕のある状態にしていかなければならない、あるいはそういうふうに認識していかなければならないという中で、職員の派遣、あるいは他の組織への出向という形で全体的な経費削減に努めてまいりたいと考えております。また、補助金は出せないけれども人を出すとか、あるいは臨時でお願いしたところを正職で回すとか、そういう対応をしながら、数字上にはなかなかあらわれてきませんが、人件費の有効な活用ということを努めてまい

りたいと考えております。

それから、不納欠損に関しては、法的な監査等で、法的な手続をとりなさいというような指導も受けておりますので、一定の期間を過ぎたものを不納欠損等をしておりますけれども、先ほど認めていただいたように、滞納整理機構とか、さまざまな組織上の運用の効率化を図る、あるいは実際、滞納にはさまざまな理由がありますので、それをしっかりわきままえながら、不公平感を持たれないように、あるいはそうした滞納という連鎖が広がらないように、あるいは本当に払えない人に対して適切な法的対応が、制度的にも対応できるよう、きめ細かな運用をしていきたいと考えております。特に大きな変更があったというふうには認識しておりません。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13人の議員を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く13人の議員を選任することに決定しました。

日程第16 発議第3号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

議長（佐藤公敏君） 日程第16、発議第3号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39号第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

散 会

議長(佐藤公敏君) お諮りします。

特別委員会開催等の都合によって、9月11日から9月25日までの15日間、休会としたいと思います。

御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、9月11日から9月25日までの15日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時15分

平成19年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成19年9月26日(水)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第58号 静岡地方税滞納整理機構の設立について
- 日程第 3 認定第 1号 平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成18年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成18年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成18年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	筑地秀昭君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	鈴木一男君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	岩田利文君	建設課長	山本眞一君
事業課長	中村裕君	会計管理者 兼出納室長	小坂進君
教育総務課長	小坂泰夫君	生涯学習課長	森下睦夫君
行財政改革 推進室長	森紀代志君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開議 午前 9時00分

開 議

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。なお、説明員は9月10日の日と同様ですので、御了承願います。

諸般の報告

議長（佐藤公敏君） 諸般の報告を行います。

9月11日から14日までと19日の5日間、決算特別委員会を開催し、平成18年度の決算認定について終日熱心に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

議長（佐藤公敏君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、中田隆幸君、小藪侃一郎君、原田全修君、板谷信君、鈴木多津枝君、中澤智義君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

中田隆幸君、発言を許します。2番、中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 2番、中田です。

皆さん、おはようございます。

私の質問事項は、地震災害における本町の取り組みという形でやらせていただきます。

9月は防災月間です。1日には、国・県を挙げての大きな訓練を行い、我が町におきましても多数の参加のもと訓練が行われております。

東海地震が叫ばれて30数余年経過しました。その間、災害を最小限に抑えるように、住民一丸となって避難訓練等を行っております。また、消火設備、備品備蓄、公共施設の耐震化、オフロードバイク隊等、地震に対しての備えができてきておりますが、災害弱者といえますか、高齢者に対する災害対策は家具の転倒防止の補助は行っておりますが、建物の補強はま

だまだのように思われます。

家具の固定は行っても建物が倒壊しては災害を防ぐとは思えません。そこで、次の5点を質問させていただきます。

本県で行っているTOUKAI-0運動の本町の進行状況。

現時点での本町の倒壊家屋数の想定数。

緊急避難箇所の安全指数といたしましても、公民館等の耐震性がどのくらいできているのか、これをお伺いしたいと思います。

として、耐震診断補強相談士の人数と活動状況。

地震発生後の応急危険度判定士の派遣要請の件並びに講習会等の実施状況、以上をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの中田隆幸君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、中田議員の質問にお答えいたします。

住民の安心・安全を確保することは、まちづくりの重要な基本事項の1つであります。

近年の異常気象による風水害対策は言うに及ばず、東海地震の切迫性が叫ばれる当地域では、地震対策など防災対策が必要とされ、限られた予算ではありますが、行政はもとより、住民、自主防、消防団等の協力を得て、防災力の向上を図ってきました。

地域自主防災組織の強化、役場危機管理体制の向上、多様な情報収集伝達網の整備、消防、警察、自衛隊等との外部支援組織との連携、訓練による受援体制の整備、防災器材の整備、ヘリポートの設置、あるいは臨時ヘリポートの確認、オフロードバイク隊の創設など、あるいは地域自治会と連携しながら、要援護者リストの整備など、さまざまな活動を行ってまいりました。

建物等の耐震化もその対策の一環であると認識しております。

県は、平成13年5月に発表された東海地震の第3次地震被害想定を受けて、静岡県では減災の考えに基づき、平成13年9月に静岡県地震対策アクションプログラム2001を策定しました。

第3次地震被害想定では、建物倒壊による被害者想定死者が4,822人と約8割を占めており、昭和56年5月以前に建設された旧建築基準の木造住宅の耐震化を進めるため、前述のアクションプログラムにおいて、かけがいのない県民の生命を守るため、建物等の耐震化及び施設整備を進めるよう取り組んできました。

具体的には、東海地震における旧基準の木造住宅の倒壊による死者をゼロにするTOUKAI-0総合支援事業として、居住者による簡易耐震診断、わが家の専門家の無料耐震診断・相談、木造住宅耐震補強助成制度の新設等を行っております。

質問にありました本県で行っているTOUKAI-0運動の本町の進捗状況であります。

本町では、わが家の専門家診断事業、木造住宅耐震補強計画策定事業、木造住宅耐震補強

助成事業、ブロック塀等撤去事業を推進しています。

それぞれの事業における平成18年度末の実績は、わが家の専門家診断事業は148件、木造住宅耐震補強助成事業は3件となっています。なお、木造住宅耐震補強計画策定事業とブロック塀等撤去事業については、本年度からの事業のため現在0件になります。

本年度における申し込み状況は、わが家の専門家診断事業が5件、木造耐震補強計画策定事業が1件、木造住宅耐震補強助成事業が1件、ブロック塀等撤去事業が3件の申し込みがあります。

2番目に、現時点での本町の倒壊家屋数の想定数であります。T O U K A I - 0 総合支援事業における倒壊するおそれのある木造住宅は、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準住宅となっています。平成15年に行われた住宅土地統計調査によると、本町における倒壊住宅は約1,000戸となっております。このことから、本町で全壊・半壊等の被害を受けると考えられる住宅は1,000棟を想定しております。

3つ目の緊急避難場所の安全指数、いわゆる地区公民館の耐震かと思いますが、川根本町地域防災計画の中で、火災、山崩れ等により、住民の危機が切迫した場合避難所として、地区の公民館及び集会所を避難場所として38カ所指定しています。

その中で、建築基準法が改正された昭和56年5月以前の建築物が、平成19年9月現在、11カ所あり、新耐震設計基準にそぐわないものがあります。

そのような建物を有する地区については、警戒宣言が発せられた場合、一時避難場所としての使用は避け、広場等を利用するように指導しております。

4つ目であります。

耐震診断補強相談士の人数と活動状況であります。

現在、本町には6名の方が耐震診断補強相談士として登録していただいております。わが家の専門家診断事業において木造住宅の耐震診断を実施・推進していただいております。

地震発生の応急危険度判定士の派遣要請の件及び講習会等の実施状況であります。

現在、本町には22名の方が応急危険度判定士として登録していただいております。

災害発生時の派遣要請は、通信可能な方法で連絡をとり、役場に参集していただき、2人1組で判定活動を行います。町内の判定士のみで判定活動が困難な場合は、県を經由して広域派遣要請を実施し、県外からの判定士の協力を仰ぎます。

判定活動は無償であります。食事等は支給されます。また、活動前に町で傷害保険に加入し、万が一の事故に備えます。

講習会等については、年に2回程度、県全体で応急危険度判定模擬訓練を実施しており、町も訓練に参加しています。また、県が主催する応急危険度判定士講習会に参加していただいております。

以上、中田議員の質問にお答えいたしました。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 順番に質問させていただきます。

まず、 の方ですが、TOUKAI-0運動の本県の状況ですが、こういう状況におきまして、今、県では30万円の補助金を出していると思いますが、町でもそれに上乗せをしてやっていると思います。

先ほど言われたように、現時点の倒壊数が1,000戸あるという中で、年間、ことしの場合には5件と、これでやっていきますと、何年かかるのかちょっとわからないわけですが、今からやっていく補強体制を強化するお考えはあるのかないのか、お答えしていただきたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） もちろん、補助制度がこの事業の推進に大きな役割を果たしていることは十分承知しておりますけれども、それぞれ私有財産の管理に入りますので、住民の方々が何をおいてもこうしたことをしなければならないというような意識、啓蒙に努めながら推進に努めてまいりたいと思います。

現時点で、行財政改革等を進めておる中で、この点だけに限って補助を拡大できるような状況にはまだなっておりませんので、それぞれ住民の方々が例えば寝室等、あるいは居間等の耐震補強を行うとか、また、ポイントを絞った補強を行いながら安全度を高めていただきたいと、そのような考えであります。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 実は、うちの町でも木材を新築に対しましては給付すると、補助すると、こういうシステムがありますが、こういう耐震補強に対して木材を提供するという考えはあるのかないのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現時点では、そうした県の補助に対する上乗せの金額的な補助という体制で支援体制をとっておりますけれども、今後さまざまな関係者、あるいは住民の方々から、こういった補助体制があればよりやりやすいのか、あるいはこういった情報をもらえれば推進できるのか、そういったことも十分加味しながら、支援体制というのは必ずしも資金的な支援だけではないというふうに思っております。

これはやはり、要望にこたえて、推進できるような体制というのは、地域の実情に合わせていろいろな対策がとれるのではないかと考えております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 今後とも、そういった地元の材木を使った補強とか、そういうのもやっていたいただければありがたいと思います。

そこで、2番ですが、先ほど言いましたように、1,000戸もの倒壊家屋が出ると予想されるという中で、進行状況がかなり遅いスピードで行われている。こういうのは、この地域が高齢化する人が多い中で非常に災害に弱いと、こういう点も出てくると思いますが、今後そ

のような倒壊家屋を重点的に直すというような、先ほどの質問と似ておりますが、考えはあるのかなのか、そこら辺も推進の仕方をどういうふう考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 全般的な防災体制の整備、あるいは防災能力の向上というのは、さまざまな立場の方が一致協力しながらやっていかなければならない。例えば行政が主導的にやるべきもの、あるいは地域、あるいは自治会等、地域が中心になってやるべきもの、そして個人及び家庭が中心になってやるべきもの、それぞれ役割があるかと思っております。

現在、通信体制の整備、あるいは外からの受援体制の整備等、行政としてやらなければならないことを鋭意やっております。また、自主防との連携もその1つに入ってくると思えますけれども、そういったことをやりながら、防災の能力の向上を図っているところであります。住宅の耐震化という部分に関しては、やはり個人の努力、あるいは家庭での努力の部分が大きな割合を占めると思っております。

先ほど言いましたように、個人の住宅でありますので、さまざまな対応があり、中には自分で全額新築という形で耐震化をした人もありますので、そういったさまざまな条件がありますので、一概にすべての住宅を行政の支援のみでやれるかということ、なかなかそれは難しいものがあるかと思っております。

ただ、住宅の耐震化というのは大変重要なことですよという、そうした啓蒙、こうすれば耐震化ができますよ、あるいはこういう方法がありますというようなPRは、さまざまなチャンネルを使って住民の方に伝えていかなければならない、そんなふうに思って、現在は行政としてまずやるべきことに力を注いでいる、そういう状況であります。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） その倒壊の件ですが、3番目に入りますけれども、地域の公民館の耐震性といいますと、19年度に調べたら11カ所もあると。先ほどの答弁の中で、そういうところは建物には入らずに広場を使うと、こういうのがありますが、今後この地域の公民館の耐震性、これは行政としてやはりやっていかなければならないことだと思っておりますが、その辺は町長はどう思いますか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言いましたように、それぞれ役割があるかと思えますけれども、集会所の耐震化については、地区が中心になって今後対応していく部分があるかと思えますけれども、当然大きな建物であり、公共性の高い建物でありますので、行政と連携しながら、例えば地区から要望があった場合には、こうした耐震化が劣る集会所から増築、あるいは改築、改良の要望があったときには優先的にその事業を実施する、そういう体制ができるよう支援するというようなことで、この11カ所についてはなるべく早くこうした耐震化工事ができるよう、区と連携をとっていきたいと考えております。

これは、先ほど言いましたように、個人の問題とは違い、やはり行政がかかわっていく部分大きいものがあるかと、議員の指摘どおり認識しております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） そこで、本町の公共施設、学校等は耐震化がどのくらい進んでいるか。100%なのか、そこら辺もお伺いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 学校等の耐震化は済んでいるというふうに認識しております。

そして、次の二次避難所、基本的には長期間にわたる場合には学校等の使用が想定されますので、そういったことも含めて一時避難所、そういう言い方はないかもしれませんが、一時避難所としてこの地区の集会所が大きな役割を果たします。

ただ、地区が中心に使う事業でありますので、全面的に役場が支援するというよりも、地区の自主的な活動の中で現在の支援制度を使って耐震化を進めていく、そういった話し合いを進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 4番の補強相談士にも関することですが、私たちの町の公共施設は、今、町長が述べられたとおり、耐震化はかなり100%近くできていると。

そこで、結局学校で地震の想定が9月に行われるのは、予測できるという行動のもとに9月に行い、12月は突発地震ということでやっていると思いますが、突発的に起きた場合、小学校の生徒を帰したりするよりも、その場に置いて耐震があるところに置いた方が、私は安全だと思えますが、公民館が11カ所も耐震性がないのに、学校では子供をわざわざ家へ帰すというシステムをとっているようですが、そこら辺はどういうふうに考えていますか、町長。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 今の御質問は、突発的な地震が起こったときに、子供にどのように対処させるかということかと思えますけれども、ケース・バイ・ケースでいろいろあると思うんですけれども、各学校では防災計画というのをつくってありまして、子供たちが家庭にいる場合、通学途上の場合、学校にいる場合、それぞれのものを想定してつくってあります。

警報が出た場合には親に引き取りに来ていただく、あるいは学校に置いておくような状況もありますし、それから、今のお話のように突発的に起こったときには、議員がおっしゃるように、学校での施設の安全性が非常に高いですので、基本的には置いておくような方向で話が進んでいます。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 今までの質問は、地震が起きる前の予防という観点で質問させていただきましたが、5番の地震が発生した後、これはオフロードバイク隊も同じだと思いますが、オフロードバイク隊の活躍範囲というのを町長の方からお伺いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど冒頭に全体的なお話をさせていただきましたけれども、地震が仮に起こった場合、それぞれ地区の自主防が中心に、それぞれの初期的な対応をしていただかなければならないと思っております。

もちろん、我々行政サイドも消防団、あるいは警察、自衛隊、常設消防と連絡しながら、そうした危機管理というのをしていかなければならない。そのときに一番大事なのは、どういう状況になっているのかという、まず地域の情報を知ること、そして町の災害対策本部がどのような考えを持ってどのような行動をするのか、支援体制、あるいは救援体制はどうなるのかという、そうした情報収集と伝達が大事かと考えております。

通常は無線系統を使ってやるのが一番速いわけですがけれども、さまざまな地震の被害の状況によっては、そうした系統が遮断されるおそれも多分に想定されますので、そうした中の最終的な手段として、現地に行って確かめる、現地に直接行って情報を収集し、情報を伝えるというような役目が必要かということで、オフロードバイク隊を創設した経緯があります。

そうしたように本部との情報伝達、収集、そういったものにオフロードバイクがまず一義的には活躍をしていただきたいと考えております。また、逆に、そうした状況が直接行かなくても、例えばアマチュア無線の関係の情報とか、何とか行政無線を維持する、あるいはそうしたさまざまな伝達手段で情報を収集すればなおいいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 先ほど町長が言われました、応急危険度判定士の場合は通信網を使ってやると、こういうことを言っていますが、今の話によりますと、やはりオフロードバイク隊とか、そういった人が行く、これは緊急ですので、早目に行くことはわかります。ですが、応急危険度判定士でさえ早く行かないと、その建物を判断して、住むか、住まないかを定める重要な2次災害を防ぐ大事なものだと思っておりますので、このようなバイク隊をつくるなら、ぜひともこういう隊の中に応急危険度判定士というのも入れていただきたいと思っておりますし、また、この応急危険度判定士は、先ほど言いましたけれども、講習会等私も持っておりますが、免許は5年の更新があります。

この更新の中で一切町からの補助もなく、自主的にやっているのが現状であります。先ほど言いましたように、年間研修会がある、交通費も自費、こういうのは今から援助する、そういう考えはあるのかないのか。また、せめて交通費ぐらいは出してやる気はあるのかないのか、そこら辺をお伺いしたい。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 応急危険度判定士の活躍する場面というのは、多少オフロードバイク隊が活躍する場面と、私の認識としては少しずれているだろうと。まず最初に、避難所に誘導する、あるいは建物の仮に下敷きになっている人を発見し、救援体制を組む、そういった情報伝達が仮にさまざまな無線の状況が途絶えた場合、行う。まず避難所に誘導する、そうした中でどうやって今度は自宅に帰れるのか、そういうときにこの応急危険度判定士が活躍

する場が多分にあるだろうと考えております。

そういう意味では、即オフロードバイク隊がこうした資格を取ることが必要かということは一義的には思っておりませんが、例えば土砂崩れの危険を判定するなり、被害状況を今までの経験からの確に伝える、そういったことは必要でありますので、今後さまざまな研修、あるいは能力のアップというのは必要かと思っております。

それから、これは一般論でありますけれども、これからは行政、専門職だけではさまざまなまちづくり、あるいはこうした災害のときの対応というのはできかねない。特にこうした山間地、あるいは高齢化の進んだ地域では、地区の方々、住民の方々のボランティアというのが大変重要な要素を占めていると思っております。

そういう意味では、ボランティアだからただという発想は、なかなか継続的なボランティアの維持には難しい面があるだろうと考えております。この件に関して、私もその他のバランスがありますので、今ここで出す、出さないということは明言できませんけれども、ボランティアに対して、例えば実費支給ということで、そのボランティアをやる方も継続的に、あるいはいい条件で活動ができる、そういったことは町全体で考えていかなければならぬというふうに思っております。

ただ、ボランティアをやっている方は、さまざまな場面でさまざまな方がいますので、この1点だけに限って必要かどうかと言われると、なかなか返答に困りますけれども、そういう考えで今後そうした活動を支援していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 応急危険度判定士というのは、住める家は緑色、その次が黄色、赤になりますとほとんど倒壊に近いと、これを判断してくるのが今町内に22名おります。

これは建築士を持っていないとできません。その建築士が、先ほど僕が言いましたように、免許証をもらうのに5年で更新していかなければならない。我が町の判定士は8割方更新をしていない。これはなぜかという、余りにもその人に負担をかけるのが多過ぎるのではないかと私は思っております。

まして、免許証だけでもって倒壊の家へ入った場合に、決まった服装も何もないのに入れば、泥棒が何か間違えられる場合もある。この人たちに最低でもヘルメットとか服装を支給する気持ちがあるのかなのか、その辺もお伺いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） こうしたことにしましては、いざ事が起こった場合、あるいはいつ起こるかわからない東海地震対策の一環として、今、議員御指摘のことを踏まえながら十分調査をして、必要な対策というのはとっていききたいと考えております。

先ほど言いましたように、こうしたボランティアの活躍の場面はさまざまな分野でございますので、そういったものとの兼ね合いも考えながら、指摘のことについては調査し、対応策をとっていききたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） かなり前向きに考えていただけると、こういうことですので、最後の質問とさせていただきますが、応急判定士の用紙、青、黄、赤、この用紙はどこに置いてあって、どのように持っていくのか、応急危険度判定士すらわかりません。今やっている訓練は電話連絡で次の人に電話をするだけ、こういった状況が今の現実でございます。

今からこういった訓練のやり方も少しは考えなければならない、これは大事なことと私は思っております。その人たちを任命するに当たり、やはりそういった訓練もしなければならぬと私は思っておりますが、この用紙がどこにあるのか、それを述べていただきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山本眞一君） 確かなことは申し上げられませんが、先ほど議員のおっしゃいましたステッカーにつきましては、役場の方に保管してございますので、その都度必要に応じて配布するということになると思います。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 以上で私の質問は終わらせてもらいます。

前向きな姿勢でこの判定士の方にやっていただければ、それこそ判定士も喜ぶと思いますので、以後よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） これで、中田隆幸君の一般質問を終わります。

次に、小藪侃一郎君、発言を許します。3番、小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） 3番、小藪でございます。

通告に基づき2点ほど質問させていただきます。

本年度当初予算56億2,000万円と、前年より8億6,000万円減で、過去10年来最も少ない予算であります。町長の言う、身の丈に合った予算で始まりました。川根本町行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）も18年度から実行に移され、第1次川根本町総合計画の目標に向かって、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさとへと足を運び始めたところであります。

町民には、「川根本町ことしの仕事」という冊子が配布されました。128ページにも及ぶものでございました。これは最後にアンケート用紙がつけられておりますので、だんだん読みやすくなるものと思います。が、このほかいろいろな計画書、リーフレット、また「広報かわねほんちょう」により、例年以上に町の情報が提供されています。積極的な情報公開、情報開示は評価するところであります。

8月28日から31日までの3日間の議員研修会では、鳥取県智頭町、島根県奥出雲町でのまちづくり研修、続いて、9月7日から9日までの3日間、全国まちづくりフォーラム in 奥大井、日本上流文化圏特別会議2007川根本町が開催され、千年の学校、生徒として参画させていただきました。それぞれの地域の参加者から、まちづくり、あるいは地域づくりの熱い

思いが語られ、また現状報告がなされました。有意義なフォーラムであったと思います。また、参加された方々から、運営に当たった関係者、役場職員、観光協会スタッフの働きに感謝の声を聞きました。私も感じたので申し添えますとともに、地域づくりにそのノウハウを発揮されるよう期待するものであります。

さて、1点目は、9月決算議会から音戯の郷についてお伺いします。

平成10年4月23日にオープンされておりますが、当時は私は中川根町民でしたので、よくわからないわけでありませう。現在は音戯の郷のある町民となっているわけですので質問をさせていただきます。

この施設は智者の丘公園と同時に竣工式が行われたようです。音文化へのこだわりと音の再発見から、多くの人々と交流を深めるために整備された当時のリーフレットにあります。

その後、経済環境、観光環境の変化の中にあつて、他の施設同様、厳しい運営であると思ひます。当時18億3,859万4,000円の事業費、5つの金融機関から17本の債務を起こし、14億8,100万円は過疎対策事業債と地域総合整備事業債を利用しておるようでございます。

18年度の決算資料から、運営費2,131万3,537円、人件費2,240万6,780円、合計支出額4,372万317円であります。それに比べ、収入は利用料金959万9,030円、雑入47万7,340円、販売品収入432万5,500円の収入合計は1,440万1,870円であります。差し引きマイナス2,931万8,447円となります。これは決算書で見える数字でございます。しかしながら、先ほどの借り入れに対する利息は、1.4%の利息から4.3%の利率と、それぞれの債務でございますが、17本の起債のうち5本が過疎対策事業債70%交付税措置があります。残り12本が地域総合整備事業債50%の交付税措置で、私の計算では、18年度の支払い利息は約420万円であると思ひます。これを一般の商店の経営的経費に算入しますと、差し引きマイナス、先ほどのマイナス分を加えまして3,351万8,447円となります。それでも18年度決算は17年度以前より数字的には大幅な改善努力の跡が見られます。しかし、完成してもう10年目に入つております。このままではいたし方なく、なお一層の再構築の必要があるかと思ひます。その点において、この施設をどのようなとらえ方をしているのかお伺いいたします。

2点目は、先ほども言ひましたが、8月29、30、31日、議員研修、そして9月7、8、9日は「どう築くか、誇れる上流圏」、全国まちづくりフォーラム in 奥大井、日本上流文化圏特別会議2007川根本町が開催されました。いずれも、まちづくり、地域づくりがテーマでありました。川根本町にも34の区があり、それぞれの地区の歴史、伝統、文化、環境があつて、現在に至つてはいるわけですが、フォーラムでも同様に区内人口の減少、高齢化等による農林地の荒廃、集落機能の低下等の問題が提言されておりました。そのような中、泣き言は言つてはられない。どんな小さなことでもいいから、まずやってみようという自立した行動力、条件不利地域からのチャレンジが1つの答えであつたようにも思ひます。社会が画一化から個性化、また多様性に、依存から自立に、巨大化から連携と交流にと基調が変化する中、時期を得たフォーラムであつたと思ひます。地域に住み続ける価値や誇りを、個人個人また

は住民が共有できるように、地域の自主性と行政の支援のあり方が大切だと考えます。旧中川根町では、手づくりふるさと事業、まちづくり事業がありました。以前、人口の少ない地区、多い地区の問題もある云々というお話を伺いましたが、もう一度あのような川根本町の地域づくり事業を展開するお考えがあるかどうかお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（佐藤公敏君） ただいまの小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、小藪議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、音戯の郷でございます。

奥大井音戯の郷は、目を通し、耳を通し、肌を通して五感を活性化させ、自然からの感受性を取り戻すための体験型ミュージアムとして平成4年度から平成9年度にかけて、地域総合整備事業債を主な財源として、18億3,800万円余の事業費をもって建設されました。うち、約15億円が事業債であり、その他県観光施設整備事業補助金などを活用しております。

入館状況を申し上げますと、初年度の平成10年度は3万8,400人余り、平成13年度は3万2,000人と減少し、平成16年度は3万6,000人と増加しましたが、昨年度は3万1,000人弱と、近年は3万人台を維持しております。

18年度の運営経費約4,372万円に対し、収入総額は32.9%の約1,440万円でありました。18年度予算編成時にも相当経費の見直し等を行い、また運営にも努力して赤字額は16年度、17年度に比べて大きく減少しておりますが、依然御指摘のとおり多額の赤字を抱えております。

本年度、19年度の運営事業費は4,300万円余で、主要事業の音の彫刻コンクールの費用として308万円を予算計上しております。

今後の運営方法であります。短期的には今後観光委員会の委員の皆様のご理解、御意見をいただき、大井川鉄道利用客を音戯の郷内に誘導しやすい工夫とか旅行エージェントと連携した企画の検討も必要かと思っております。

一方、当町の財政状況を考え、あるいは今後ますます増大する住民ニーズを考えると、この約3,000万円の赤字をこのまま続けていくことは、まちづくりや住民の暮らしを守る施策の実行にも大きな影響を与えますので、観光委員会、行政改革推進委員会などの提言や意見をいただきながら、抜本的な改革も必要かと考えております。

町内いずれの観光施設も厳しい状況にあるわけでありますので、第1次川根本町総合計画を基本とし、またさきにも実施されました奥大井南アルプス地域エコツーリズム導入に伴う自然策定調査などのさまざまな検討、調査の報告も踏まえて、それぞれの施設と連携して広く情報発信に努め、今後開港します静岡空港の開港、新東名の開通を考慮した戦略的な企画の立案とその実施にも努力したいと考えております。

このためには、行政としての努力はむろんのこと、川根本町まちづくり観光協会を核として、大井川鉄道や関係各組合を初めとした組織の方々、地元住民の皆様による自然資源の利

用や旅行商品の開発、いわゆるグリーンツーリズムへの取り組み、あるいはそれぞれが役割分担を明確にして連携をしていく、そういう体制が必要かと考えております。

今後さまざまな委員会等の意見を踏まえながら、抜本的な改革をしていかなければならない、そのように考えております。

それから、まちづくりの観点からの事業であります。

先ほど開催されましたまちづくりフォーラムについて評価をしていただきましたけれども、私もさまざまな方から電話、メール、あるいは直接口頭で評価をいただいております。

その成果、あるいはその意識の高まりを今後のまちづくりにつなげていきたいと考えております。

まちづくり事業的な事業の展開はというお話であります。

御指摘のとおり、本町は34の地区によっておりますが、高齢化率は市町全体では約40%ですが、地区によっては50%を超えるところも出てきております。

高齢化率というのは、65歳以上を高齢者として定義しているわけですが、本町の主幹産業である茶業等においては、まだまだ65歳以上の方も第一線で活躍されているわけでありまして、これは統計上の数値と考えております。

9月7、8、9日の3日開催した日本上流文化圏特別会議2007川根本町「どう築くか、誇れる上流圏、全国まちづくりフォーラム in 奥大井」において、特別講演として「日本の自然と文化と生活の和」をテーマに講演された静岡文化芸術大学学長、川勝平太氏も発行部数70万を超える静岡新聞の窓辺の欄に、「洋学から地元学へ」のタイトルの随筆の中で、「これからは、洋学にも増して、地域分権で各地が元気になるための学問と教育が必要です」ということで、川根本町を取り上げていただいております。

議員の言うところのまちづくり事業についてであります。旧中川根町には手づくりふるさと推進事業とまちづくり事業がありまして、合併の経過措置として、合併前に計画申請、あるいは事業着手したものに限り事業を継続した経緯がございます。

まちづくり事業については、平成19年度、今年度で完了となっております。また、それ以前の手づくりふるさと推進事業は、平成8年度から平成16年度までの事業となっており、15地区のうち14地区が事業を実施しております。

このまちづくり事業の目的は、まちづくりは町内住民に知恵、行動、連帯及び責任において実施されるものであり、町民の創意と工夫にあふれた地域づくりを進めることを目的とするとしております。

今後、議員御指摘のとおり、こうしたまちづくり事業を推進するに当たり、地区の規模、地区により参加できる人数に差がある等さまざまな課題があろうかと思っております。

現在34地区のうち30軒以下が9地区、80軒以下が10地区、120軒以下が7地区、200軒以下が5地区、200軒以上が3地区となっております。

しかし、第一次川根本町総合計画の協働時代の欄に、「これからは住民が主体的に様々な

地域やグループ、まちづくり、経済などの活動を行い、行政がこれを支援する役割が重要となっています」と記載されているように、地域のグループ、自治会等に対する期待は大きいものがあります。

したがって、補助対象、内容を十分に検討した上で、自治会等が住民の力で行う活動、調査等を支援する制度については、次年度またはなるべく早い時期に整備をしていきたいと考えております。

一括の制度にするのか、対象によって分けていくのか、あるいは従前事業を行った地区をどう扱うのか、さまざまな検討課題がありますけれども、これからの川根本町のまちづくりを考える上で大きな推進力になる事業と考えておりますので、早急に検討し、素案をお示ししたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） まず、質問の1番目のところから再質問させていただきます。

先ほど私が、18年度の音戯の郷に関する利息の金額を勝手にはじき出しておりましたけれども、この約420万円は正確かどうかお伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（筑地秀昭君） 先ほど利息分ということで、420万円という数字がございましたけれども、私どもで計算した結果、その数字と同じでございます。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） 先ほど町長の答弁の中で、いろいろな委員会等で検討し、連携し、音戯の郷の発展に尽くすと、そういうような意味のことがありましたけれども、各委員会で審議するというような段階ではないと思うんです。

あそこの施設をどう再生するか、どう再構築するか、先ほど再構築と言いましたけれども、いわゆるリストラでございますけれども、リストラのイメージがつぶすと、あるいは人件費削減というようなイメージが強くとられておりますので、あえてリストラを使わずに再構築という言葉を使ってまいりますけれども、各プロジェクトごとの借入償還額も決算書ではわからないわけでございます。各プロジェクト、例えば茶茗館、ウッドハウスおろくぼ、もりのいずみなど、次回からで結構ですけれども、その中で、このプロジェクトにはこんな借入金があって、これだけ毎年払っているんだよというような数字が出されるのが、その各施設を検討するに必要かと思いますが、その資料を提出していただけますでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これから大きな時代の変革の中で、まちづくりを進めていくには、やはりそうした基礎的な情報というのを公開しながら住民の方々に、あるいは議会、そして各委員会の方々にいろいろな判断、あるいは変革をしていかなければならん、そういう思いがあります。

先ほど冒頭議員からも御指摘があったように、そういった意味でさまざまな情報提供をしていくように考えております。

また、「川根本町ことしの仕事」もどのような財源で行われているのか、そういったことを少しでも町民の方に知っていただくということで、発行した経緯がございます。

今後とも、現在皆さんが使われている施設、あるいは皆さんが受けているサービスというのはどのような状況なのかということは、さまざまな場面を使って提供していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） それから、ちょっと細かくなりますけれども、音戯の郷に入ってみますと、目通りの景色は遮断されております。したがって、外から見えることはないわけがあります。SL、あるいは電車で来たお客様が、塀の中で何がどうなっているかもわからないわけでございます。そして、電車の中から千頭に着きますと、千頭温泉源泉という看板がございます。その横にあの建物がございます。売店に来て、タオルをくださいということなんだそうです。温泉施設と間違えておるんですね。

そういった意味で、あの施設が先ほど五感を通して体験する観光施設だというようなことを申しましたけれども、もうちょっと看板、あるいは宣伝状況を工夫する必要があるのではないかと思います。入ってみて目通りが本当に遮断されております。あの塀を取って、外からでも中庭が見えるようにしていただきたい。そして、千頭駅に降りまして、温泉の町ということで、旧日本川根町は合併する前は一生懸命宣伝してまいりましたけれども、温泉の香りがしない、温泉のにおいがしない、温泉の雰囲気なかなか持てない状況であります。中庭あたりに足湯をつくるとか、塀を取ってしまうとか、そういうような施設の整備に関して、再構築を考えてみる、そういうお考えはいかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 私も、18年度予算編成の中で、コストの見直しを行ったというふうに申し上げましたけれども、その中でやはり短期的には例えば委託料の見直しとか、あるいは職員の派遣によりこの施設のみでは維持費は変わりませんが、町全体で見れば、正規職員を派遣することで町全体の負担を軽減するなど、さまざまな見直し等を行ってまいりました。もちろん、これには限界があるかと思っております。

今後あの施設の経営を改善するには、千頭駅前でありますので、観光入り込み客に対しては町全体では減少しておりますけれども、大井川鉄道を使って千頭駅に降りる方は一定の数を維持しておりますので、その方にどういうふうに音戯を利用していただくのか、あるいはエージェントと連携しながらあそこを観光コースにさせていただくのか、あるいはそれに耐えられるような内容にしていくのか抜本的な対策が必要かと考えております。

また、大井川鉄道が現在経営の再建計画を立て、具体的なプロジェクトも今練っておりますけれども、その中に新金谷、あるいは千頭等の駅をもう少し集客能力のある施設に変えた

いという意向を持っております。

一番重要な相手である大井川鉄道との連携をしながら、あそこの施設の誘客を図っていければ、あるいは内容等についてもそれに合ったものに対応できるようなものにしていければと考えております。

また、一般的に見ますと、議員御指摘のとおり、施設が内側に開いているような感じで、外からは、ちょっと何という感じの部分もありますので、そういったものも何らかの形で入りやすい施設になればということで、またそれにも経費がかかるわけですが、中長期的な計画とその方針を持って対応していかなければならんと思っております。

施設の壁が見えにくいというような御指摘もありますけれども、なぜ今までそのままなのかという確認をしますと、やはり設計者の意向とか、そうしたものもありまして、そう簡単にいかない部分があるかと思っておりますけれども、冒頭申したように、3,000万円余の赤字というのは大変大きなものがありますので、さまざまな検討を加えていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） 今答弁の中にもありましたけれども、千頭駅の下車数は前年比で20%ぐらいふえておるわけでございます。中でもSLの乗客がふえているわけでございますけれども、それに比べ音戯の郷は約1割ぐらいずつ減っております。そんな中で、今言ったように、いろいろな対策を立ててほしいと思います。

それにつけても、あそこのプロジェクトチーム、行政改革というのは歳出の削減だけではなくて、歳入の増加も検討課題だと思っておりますので、そういうものを立ち上げて再構築する意気込み。ここの施設だけではありませんけれども、そういうプロジェクトを各施設ごとにつくるお考えをお伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 観光委員会を設置するときにも申し上げましたように、これからは連携していかなければ、全体的な視野の中でそれぞれの施設を運営していかなければ、個別で話してもなかなか成果は上がらないということで、観光委員会という形で一括して各観光施設の方向性、あるいは理念というのを議論していただこうと思っております。

その分、細かなこの施設というのをどうするのかという具体的な運営方法については、やはり観光委員会だけではなかなか時間的な制約、内容的にも制約があるかと思っておりますので、必要があれば観光委員会の中にそうした専門のプロジェクトチームをつくる、あるいは民間の方のボランティアも含めて、施設の中でいろいろ考える、そうしたプロジェクトチーム、あくまでもボランティアの精神、あるいは有志、やってみようという気持ちがまず先に立つ、そういった方々に御協力を願って、役場と連携しながらそうした対策を講じる、いろいろな方法があるかと思ひ、そういったことも十分検討していきたいと思ひます。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） 1番目の質問は、いろいろな前向きな発言で事業が進んでいくように期待いたします。

2つ目の質問のまちづくりでございます。

先ほど、なるべく早い段階に素案を提案していきたいということで、うれしく思っております。それつけても、人口の多い少ないの問題のお話が出てきましたけれども、それぞれの地区に求心力を持たせ、地区の戸数や人口に関係なく、そこに住む人が誇りを持てると、そういうような求心力を持つために、地区の戸数や人口の基準はなるべく穏やかにして、飛び地ではございませんけれども、隣接区との区連合振興会というような形の考えもできますけれども、なるべく人口基準、戸数基準は穏やかにしていただきたいものだと思います。そこに住む人はそれぞれの、先ほども言いましたけれども、伝統、文化、環境があって定住しているわけでございます。集落単位の事業と考えておりますか、お伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これはこれから検討いたしますので、現時点で、どういう基礎単位になるかということに関してはまだ答弁する段階には至っておりません。

ただ、事業費をどういうふうに見るのか。例えば半分補助ということになれば、人口の多いところはそれだけ大きな事業ができる。あるいは、かなり高率の補助というと、それだけで言えばかなり地区ごとにバランスが悪くなる。さまざまな条件があろうかと思っておりますので、もう少し現在の状況、あるいは実際の大きい区の方、そして小さい区の方の御意見等も踏まえながら、ある程度皆さんにも公平感を持っていただけるような制度をつくっていききたいなというふうに思っています。

また、財源的にもこの34の地区を一遍に名乗りを上げて、それに対応するだけの現時点ではそこまで行政改革が進んでおりませんので、そうしたことも踏まえて、どういう機関でやるかも含めて検討していきたいと考えております。

こうした地区の自主性というのは、現在ある区が中心になることはわかりますけれども、そうした事業を展開する上では、さまざまな地域の中の連合の中でもやれる事業というのもあるかというふうに私は思っております。必ずしも、現時点34地区を基礎単位とするところまでというふうな考えだけではございません。

議長（佐藤公敏君） 小藪侃一郎君。

3番（小藪侃一郎君） 議員研修でいきました鳥取県智頭町の話では、そういう事業集落に集落出身の若手の職員を必ず1人プロジェクトチームの中に加えて、役場との連携を図っていると、こういうお話がございました。

先ほども冒頭質問の中で、フォーラムの取り組みに高い評価をしていただいたという中で、地域づくりにも職員の力を発揮していただきたいと、そのようなことを申しましたけれども、ぜひこういうプロジェクト、地域づくりの中に集落出身または集落に近い若手職員を入れるような配慮をお願いしたいと思っております。

以上をもちまして終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） これで、小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

原田全修君、発言を許します。4番、原田全修君。

4番（原田全修君） 私は、前回に引き続きまして、川根本町行政改革大綱・実施計画（集中改革プラン）と、これらの推進についての質問を行わせてもらいます。

まず、川根本町行政改革大綱及び集中改革プラン、これは平成18年度から5年間ということですが、昨年10月策定され、改革プランの一部は実行に移されておるようですが、行政外部の有識者を委員とする行政改革推進委員会及び住民の視点での提言や検証はこれからであります。

合併1年にして、行財政運営の厳しさが叫ばれ始まりました昨年来、住民の行財政改革への関心と期待は大変大きなものがあると思います。

そういったところで、以下の事項についての質問を行わせていただきます。まず、1点目、行財政改革委員会の任務及び各推進機関との連携についてということでお伺いをいたします。これにつきましては、7月18日開催の第1回行政改革推進委員会会議概要というものをいただきましたけれども、議事録であります、これによりますと、各委員の発言内容を伺ったところ、大変積極的な前向きな姿勢がうかがわれまして、大変心強い限りでありました。また、大変感銘を受けた次第であります、中で、いわく「改革とは、住民にとってよい方向に進めていくべきである。住民の立場に立ったものに改革されていくことが重要である」。また「職員の意識改革が特に必要であろう。意識の変化をどう評価していったらよいのかが重要だ」、いろいろこういった発言がありました。

これに対して行政側からは、「委員会からの意見提言をいただいて、新たなプランを構築していくことを考えている」との答弁もありました。

このようなことから、委員会への付託、あるいは諮問する事項、期待するもの、こういったようなものは何であろうかということをお伺いをしたいと思います。

次に、PDCAを回すには、だれが、いつ、何をというように、5W1Hが明確になっていかななくてはなりません。プラン・ドゥ・チェック・アクションというこのサイクルを回すには、委員会からの提言は役場内に設置されております行革の各種の推進委員会や業務所管部署とどのような連携を図って課題への対応を図っていくのかということをお伺いしたいと思います。

次に、大きな2点目としまして、住民からの意見提言への対応方法、行政改革の進捗状況等の住民への開示についてということをお伺いしたいと思います。これにつきましては、総務省策定の指針、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、これは平成17年3月に策定されたものであります、計画的な行政改革の推進と説明責任の確保ということで、住民の意見を反映するような仕組みを整えること、速やかにホームページや広報等を通じて住民等にわかりやすい形で公表すること。成果については特に他団体との比較可能な、

ほかの行政体ですね、比較可能な指標に基づき公表するなど、住民等にわかりやすい形での公表に意を用いること、このようになっております。

私も、6月の全協で、ぜひこういった情報開示についての仕組みをつくっていただきたいというようにお願いもしてあります。今後どのように対応していこうかということをお伺いしたいと思います。

大きな3つ目ではありますが、第1次川根本町総合計画基本構想、これは19年から10年間ということではありますが、これと、それから財政シミュレーションにつきましては、これは極めて密接な関係にあると思います。この辺の整合性についてお伺いしたいと思いますが、中でも今回の行財政改革の目標とするところは、第1次川根本町総合計画であるとの説明の中で、いわゆるコンセプトとしましては、よく町長の言葉の中に、身の丈に合った行財政運営を目指すというような表現がありますが、限られた財源であっても目標達成への工夫とか、歳入増への工夫だとか、住民、あるいは地域としての感覚は生活環境はよい方向に向かっていくというような実感が持てる行政運営が必要であろうと思います。

そういったところから、どうすれば地域が潤うのか、どうしたら町民が潤うのか、こういったようなことを検討するところが行政改革であろうと思っております。

具体的な事例としまして、総合計画の中で、若者の定住、雇用の場の確保というところがあります。これには、茶業の振興、林業の再生とか、観光事業の活性化だとか、それぞれの既存の産業の振興策や企業の誘致等が必要であるということではありますが、これはもちろんでありますけれども、既存の地元企業の有利性を活用した事業の発注、例えば土木・建築業務の年間を通した発注の仕方による地元企業の育成への支援、あるいはスクールバスとか町営バスなど、町民の足は安全運行が保証されるという地元企業への委託によって企業の事業戦略への支援を行い、官民一体となった地域活性化を図るというような考え方、こういったような地元企業支援策というものをバックグラウンドに持って、むしろ地元企業との共生こそが公共経営の戦略の基本であるというような考え方を持った、こういった意識をもって行政改革をやっていく必要があるかと思えます。そういった点で、総合計画との整合をお伺いしたいと思います。

さらには、いろいろな当地にあります産業が一体となって連携して当地域の強みが発揮できるわけありますので、1年半後に迫った静岡空港開港に合わせた観光客の受け入れ態勢だとか、あるいはここに焦点を当てた川根茶の販売戦略の展開等、住民が最も期待する緊急的な課題に対して、役場が一体となれるような改革、意識改革というものが必要ではないか、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、目標は町総合計画、それに向かったの手段としての行政改革ということですので、検証方法としての財政シミュレーションは重要であります。特に、大規模投資が必要なプロジェクトについては、専門的な検討機関を設置して徹底的なコストダウンの検討、あるいはそれ以外の複数の代案の検討等を行って財源の余裕を生み出すことも必要ではなか

ろうかと。こういったことから、総合計画との整合ということでお聞きをしていきたいと思
います。

大きく最後であります。議会の承認時期・方法ということでもあります。

これほどの大きなテーマについての検討をしていくわけでありますので、少なくとも集中
化プランの検討状況は最低でも全員協議会に諮るような計らいが必要ではないかと思ってお
ります。総務省策定の指針の中でも進捗状況や行政評価の結果については、執行機関に対し
て議会は監視機能をみずから高めていく取り組みを積極的に行うとともに、住民の多様な意
見を把握して集約を反映させるための取り組みを積極的に行うことが望ましいというふうな
議会の姿勢への示唆があります。

そういった意味から、議会の承認方法・時期、そういったものについてのお考えをお伺い
したいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、原田議員の質問にお答えをいたします。

川根本町行政改革大綱・実施計画の推進についてという大きな御質問でございますので、
当町の行財政改革に当たり、目標の数値化、わかりやすい指標に配慮した川根本町行政改革
大綱及び実施計画、いわゆる集中改革プランを平成18年10月に策定し、以来、取り組むべき
項目に沿った改革を推進しています。また、集中改革プランは、当初の67項目から新たに8
項目を追加し、75項目とした改定を、この7月に行っております。

行政改革推進委員会と各推進機関との連携ですが、町幹部職員で組織し、行財政改革の実
線と進行管理を行う行財政推進本部を4月に設置し、これは毎月定例的に開催しております。
推進本部には、町長、副町長、総務課長及び行財政改革推進室長から成る執行委員会を設け、
行政改革推進委員会への提出議案や委員会での意見を協議しております。

行政改革推進委員への付託については、集中改革プランの実践状況の確認、さらには大綱
及び実施計画に関する意見提言をお願いしております。

またその議論の中で、公、いわゆる行政がやるべきものは何か、あるいは民間がやるべき
ものは何か、そうした今後の行政と民間のあり方についても議論をいただいているところで
あります。

また、その協議の中で問題が掘り起こされ集約された場合においては諮問し、調査・審議
をしていただくこともあると考えております。

なお、これらの対応はプラン、全職員の提言で活動指標を設定し、ドゥ、行政改革本部会
において活動指標を決定し、チェック、行政改革推進委員会での総合評価を得て、アクション、
行政改革本部で具体的な改善を提案する、このP D C Aサイクルを行っていきたくと思
っております。

推進に際しては、総務省の指針に示す説明責任の確保に留意し、住民の意見を反映及び成果についてわかりやすい形の公表に努めております。

住民の意見を反映では、集中改革プランが計画的かつ具体的に取り組まれているかを検証し、必要に応じ、意見提言を行うための有識者から成る行政改革推進委員会を7月に設置したところであります。

委員会の委員長には、静岡文化芸術大学の片山先生に就任いただき、委員には町内の有識者9人をお願いし、これまで2回の委員会を開催しており、今年度中に全6回の開催を予定しております。

成果についてわかりやすい形で公表では、行政改革大綱や集中改革プランを初め、平成18年度の取り組み状況等を町広報やホームページでお知らせしております。前述の行政改革推進委員会の会議の内容はホームページにも公開しております。なお、ホームページからは、手軽に御意見をいただけるよう、投稿フォームも設置しております。

また、「広報かわねほんちょう」の中でも投稿の窓口を利用して、住民の幅広い御意見を待っているところであります。

第1次川根本町総合計画基本構想及び財政シミュレーションとの整合性に入ります。

平成19年度から平成28年度までの10年間の計画（基本構想）と、平成23年度までの5年間の計画（基本計画）、そして3カ年の計画を1年ごとに見直していく実施計画で構成されております。

今回、策定された第1次川根本町総合計画では、これまで以上に町民の皆さんの御意見を取り入れ、行政だけが計画を推進することではなく、町民の皆様との協働によるまちづくりを目指した内容となっております。

また、近年の少子高齢化の減少に歯どめはかからず、非常に厳しい状況になっていますが、その中であって若者の定住対策を中心に各種の施策を進め、平成28年度の人口目標を7,300人と定めております。

これは、もし何の施策もなくこのまま人口減少傾向が続くと、10年後には現在の8,988人から7,118人になることが予想されておりますが、計画では毎年18人の新たな定住を上乗せしていった推計から定めた数値となっております。

今回の総合計画は、合併時に策定された新町建設計画で描かれた新町の将来像や基本方針などの基本的な考え方を受け継ぎ、その上で町民の皆様へのアンケート調査やワークショップなどにおいて御意見や御提言をいただき、策定されております。

その中で、特に目立った御意見では、これからのまちづくりは若者を中心としたまちづくりをしたい。やはり、町の誇りは自然である。高齢化社会を迎え、医療サービスなどが安心して受けられる町にしたい。若者定住策を進め、雇用の機会の拡大を望むといったことが多くありました。

これらの御意見を受け、新町建設計画の基本方針でもある6つの項目を施策の大綱として

とらえ、おおむね10年後の地域社会の将来の目標や目標達成のための基本施策を明らかにし、基本計画や実施計画の基本理念となるべきものを基本構想としてとらえ、比較的中長期を見通して基本方向を明らかにするために、目標達成のための施策を体系づけたものとして基本計画を策定しました。

基本構想や基本計画で定められた施策の大綱を、現実の行財政運営の中でどのように実施していくかを具体的に明示したものを実施計画とし、計画期間は3年ですが、先ほど言いましたように、毎年度ローリング方式によって見直しをしていきます。現在編成中であります。

先ほどの6つのまちづくり方針、あるいは町の将来像を実現するために、町民の皆様の意見を反映した形で6つの分野とも関連しながら4つのシンボルプロジェクトに取り組むこととなっております。

以上、さまざまな事業が盛り込まれた計画とはなっておりますが、現実的にはこれらの施策をすべて実現していくには、さまざまな課題があり、その状況に応じながら予算確保しながら対応していきたいと考えております。

今後とも基本構想の基本理念、基本計画における比較的中長期を見通しての基本方向を念頭に置きながら、予算的な面も考慮した実施計画に事業等を編成していきたいと考えております。

予算時期には役場各担当から、この総合計画を目指す町の姿を実現のための事業が提案されますが、特に緊急を要する事業、住民の皆さんからの要望の高い事業などを優先しながら、総合計画に沿った事業を進めていきたいと考えております。

また、事業の進捗状況につきましても、毎年各分野やプロジェクトの目指す目標に沿った評価を行い、おこなっている分野などについては、次年度の予算に対して配慮するなどの対策をとっていきたいと考えております。

今回お示しした財政シミュレーションは、平成18年度決算及び19年度の執行状況をもとに新町建設計画等で示されております地域振興センター、公営住宅、地域ブロードバンド事業等を織り込んで策定しております。

また、投資的経費につきましても、税収等自主財源の減収を考慮した事業費を計上しております。

総合計画構想の実現に向け、各施策を実施していかなければなりません。シミュレーションの中でもされるように、投資的経費への財源は限られておりますので、事業の優先順位をつけることにより、より効果的な実施により、また町民と行政の協働によるまちづくりを進める中で、構想の実現を図っていこうと思っております。

そのためにも、各年度の実施状況をとらえて策定される財政シミュレーションをもとに、今後の構想実現に向けた事業への財源配分を検討していきたいと考えております。

最後に、議会の承認という御質問でありますけれども、行政改革による条例や制度、あるいは予算措置に伴う事務事業の改正取り扱い行政改革関連として一元改正するのではなく、

個別改正によるものでありますので、その都度提案させていただきます。

なお、議会に対して行政改革にかかる進捗状況の報告や関連する資料、情報などはこれまでどおり提供させていただきたいと思っております。

議会の総意として対応を求められれば、積極的に進捗状況についての報告、意見の場を持ちたいと考えております。

また、より行政に近いところにいる議員の方々に情報提供、情報を共有していただくことでそれぞれの議員活動の面からも行政改革の必要性がより多くの住民の方々に伝わればと考えておりますので、そうした機会は積極的に持っていきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） それでは、初めからといきたいんですが、途中で私の質問、具体的事例ということで、幾つか申し上げたことにつきまして答弁がありませんでしたので、もう一度質問させてもらいますが、大きな2番目で申し上げました総合計画と財政シミュレーション、これと行革との整合、これをどう図るのかということでありますが、例えば、ここに具体的事例として先ほど申し上げました特に土木・建築業務の年間を通した発注の均平化、例えばそういったようなものでの地元企業の育成への支援だとか、あるいはバス事業の準地元といいますか、地域の企業への発注といいますか、そういったところとの連携による地域活性化、こういったようなものが大きなバックグラウンドとしてそこにあって、こういったものに向けて行政改革をどう図っていったらいいのか。役所の中の組織のあり方だとか、あるいはその部署への定員の配置だとか、そういったようなものが行政改革ということでは大事な姿勢ではないかと思うんです。

そういった意味で、先ほどの質問、この件、それから同じところで申し上げました地域活性化、静岡空港への対応、こういったようなところで役所の新たな意識改革をもとにした取り組みが必要ではなからうか、こういったようなところが背景にあって行革というものが成り立っていくんだと。川根本町総合計画を目標としていきたいという、こういう行革の説明がかつて全協のときにありましたので、具体的な形で御質問をしたわけでありまして。これについての御答弁お願いしたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 行政改革の現時点での意義というのは、やはり身の丈に合った財政を確立するために無駄はないのかという部分が今主流になっておりますけれども、より効率的な運営というふうに随時軸足が変わってくるというふうに思っております。

そして、より効果的、効率的な運営をするためにはどうしたらいいかということ、あるいはどのように役割分担をしながらまちづくりを進めていくかというふうに当然行政改革の大きな流れは向いていくだろうと思っております。

その中で、地元企業という具体的な例がございましたけれども、それに限って言わせてい

ただければ、住民のニーズ、行政需要に効率的、効果的に対応していくためには何が必要かという視点から、やはりそうした対応がまず必要だろうと。当然それには行政のさまざまな努力や知恵・工夫、あるいは住民や団体との協働が必要ということは言うまでもありませんけれども、例えば地元の企業のノウハウを生かしていただく場合もあるし、県内展開、あるいは全国展開をしている企業のノウハウ、そうした組織力を生かしてもらう場合があるだろう、さまざまなケースがあるだろうというふうに私は思っております。

また、社会経済状況の変化による行政需要の伸びを考えると、当然そこにはコスト意識というのもしなければならぬだろうというふうに私は思っております。そういう意味では、そうしたコスト意識、あるいは企業が持っているノウハウ、能力等も十分加味しながらその対応をしていかなければならないと思っております。

また、住民の行政ニーズにこたえる部分というのは、そうした厳しい意識を持ちながら対応していく反面、やはり地元の企業というのは雇用の面でも、あるいは我々の暮らしを守る面でも大事な存在でありますので、あるいは税収の意味でもいろいろな意味でも、大きな存在であります。その支援策というのは当然行政としても考えていかなければならぬ。それを同一視するとさまざまな面で問題が出てくるだろうと思っております。

例えば、社会経済状況の中で、地元企業も新たな業種に進出していかなければならぬ、そういった状況においては、新たな分野に対して行政として一定の間支援するなり、研修期間、そういったものの場をより国、あるいは県の補助も利用しながら、できやすい状況をつくっていく、そういう支援というのは必要であろうと。

現在、先ほども少し言いましたけれども、大井川鉄道と連携しながら、例えば千頭駅周辺のことを考えていこうと、こういったことはしっかりやる。その一方では、大井川鉄道にもしっかりとした業者としての経営努力も求めると、そういっためり張りのある対応が必要ではないかというふうに思っております。

それから、静岡空港に関しては当然大事な状況と考えておりますので、今後とも静岡空港の開港に合わせた体制づくりというのは、行政の中でも、地域の中でも、あるいは観光協会の中でもしっかり位置づけて対応していかなければならぬというふうに私は思っております。

当然私は静岡空港の開港というのはこの地域の活性化に大きなインパクトを与えられると、それを生かすところが生き残っていくと考えておりますので、それを生かす地域になっていきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 具体的な話の方が話がしやすいと思いますので、これの延長線といたしますか、質問を進めさせてもらいたいと思っておりますが、お話にありました若者の定住、雇用の場の確保というようなテーマについても、いろいろな角度でいろいろな範囲で検討していかなければならない。

例えば、今こういうふうなバックグラウンドと申しますか、背景というものをちゃんと押さえた中で行政改革はどうあるべきかと、こういった議論が必要だろうと思うわけです。

75項目という項目がプランの設定がされておりますけれども、これは職員の方々が大変一生懸命頑張ってここまでのものにまとめてくださったとは思いますが、いずれにしても、これは行政の中で提案がされていったものであるということから、町民、あるいは地域の行政に対するニーズと申しますか、期待というようなものはまだ入っていないというふうに私は認識します。

ということから、行政改革推進委員、あるいは住民の視点、こういったようなものをもっと大事にしていくべきではないかと、そういったようなものをもう一つ底辺に置いて、基本に置いて、この75項目はこれでいいのか、あるいはこの辺の角度からの目線からでいいのか、そういった意味で多角的、多面的な検討を加えていく必要があるだろう。役場の職員がつくった75項目の進捗状況だとか、状況検証していくというだけでは、これではうまくないだろうと。ですので、検討がしやすいような1つの形として3つの事例として土木・建築業務の発注ということを申し上げました。

例えば、これにつきましてもう少し詳しく申し上げたいと思いますのは、平成19年度の公共工事発注見通しの公表というのが6月22日に総務課で発表されました。これはホームページにも掲載されております。41件であります、土木29件、建築9件、水道3件という数字になっております。これが入札ピークが7月から9月、工期が9月ごろから本格化していきまして、ほぼ下期へ集中している。

こういったようなことから、県とか国の公共工事も大体同様に進んでいくという中で、地元業者では、本当はやらせてもらいたいと、しかし、受け切れないと。工期が集中してしまっているようなことから受け入れられないということから、せつかくの町の発注する公共事業も受けられない。ですから、これを年間に均等に分配して発注することができないのか。

例えば、こういった素朴な住民からの期待と申しますか、これは確実にあると思うんですね。公共工事の発注、こういったようなものについても発注側としての役所としての意識を変えたり、あるいは問題があるならば、その問題点を解消するなり、そういったようなものがやはり行政改革というものではないのかな、住民としてはそういうふうな声を持っているということなんです。これについてお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 行政の発注工事が一時期に集中するということは、制度上そうしたさまざまな理由があって今までそういった傾向がありましたので、今後ともそういうことがないようにしていきたいと、私も議員の指摘でそう思っております。

また、当町は指名競争入札を行っております。そういった意味ではそうした能力のある会社をある程度限られた地域の中から指名するような仕組みもっておりますので、特に地元企業優先という、それだけが目的ではございませんけれども、適正な能力のあるのをある程

度限られたところから選んでいくという仕組みをとっておりますので、公共事業というのはそういう業者の方々が指名入札に参加していただいていると思っております。

それから、当町としては財源が限られている中で、さまざまな国・県補助、あるいは起債等を起こしながら事業を遂行しておりますので、どうしてもタイムスケジュールとしては予算編成、新年度が始まり、申請等を行って内示を行うという、どうしてもタイム的な時間がかかる部分がありますので、その中でも極力、それだからゆっくりやればよいということではなく、スピードアップしていきたい、あるいは一時期に集中しないようにしていきたいと考えております。

特に、町単事業等については、またなるべくそういった調整ができるように発注量に差がないように工夫をしていきたいと考えております。今後とも事業量は相手の受けてくれる会社の事情等も十分考慮しながら、極力限られた人数ではありますけれども、スムーズな発注業務をしていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） その点について、もうちょっとお伺いしたいと思うんですが、この公共工事発注見通しの公表、これを見ますと、実は驚くことに、3月ぐらいから当年度の6月くらいまではほとんど工事がなく、工期設定がされていないという形、そして9月ぐらいからそろそろ工事が出てくるということなんですが、その手続、あるいは設計とか、こういったものを考えていきますと、ほとんど上期は手がつかないというような状態になっている。極端に下期集中へいってしまっている。

ですから、こういったようなことはやはり地元といいますか、町の活性化といいますか、町のこれからの行く末というものを考えていったときには、こういったものにこそぜひ切り込んでもらって、国際社会においても国益優先というようなことも言います。当然ながら、この町においても、この地域においても地域の有利性の優先といいますか、度合いとしてはそこがまず第一ではないかなと思いますので、ぜひとも公共事業の発注、こういった主要工事、主要業務の発注に関しては一層均等化になるような形での対応をお願いしたいなと強くお願いしたいと思います。

それと似たような話であります。地元地域企業との共生ということで、1つの事例としてバスのお話をしました。現在、東京の方の業者にある、何度か私は同じような質問をしているわけなんですが、例えばこういったところで安全性というようなものを、はっきり言いまして、しっかり認識していかないと、どこの業者でも安ければいいという話になってしまう。そうではないはずであります。

これはやはりちゃんとした安全性が確保され、バスという運行でいいますと、道路交通法というものが当然そこに存在しているわけです。道交法はしっかり守ってもらう。あるいはそれに関連するいろいろな運送の規則、規約、いろいろなものがあるわけですが、こういったようなものはしっかり守ってもらった形での発注、そうなりますと、東京や北海道や沖縄

の業者でもいいということにはならないはずでありまして、ですから、地域に営業所を持つだとか、あるいは町内に営業所を持つだとか、そういった拠点を持つところへの発注、結果的にこれらが今後企業、公共経営との連携を深くしていったって、やがて、この改革の中にもありますように、外部への委託、外部への発注、そういったようなところを目指していきたいというところにつながっていくわけでありまして、そのような対応をお願いしたいと思っています。バス事業について、そういった意味で見直しが必要かと思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの答弁とダブりますけれども、住民のニーズ、あるいは行政需要にこたえるためには、いろいろな要素がある中でコスト意識というのも重要であると、もちろん安心・安全の上でありますけれども、コスト意識も必要だということで現在こうした全国展開をしている会社に委託をしているところであります。

全国展開をしているこうした業者が多数存在するわけでありまして、当然そうした規則、法令の中で運用しているということでもあります。

もちろん、さまざまな状況によっては地元の企業がいろいろな意味でいいという場合もあるし、あるいは同じサービスを提供するならそうした全国展開をしているいろいろなノウハウ、あるいは組織力を持ったところがいいという、これはバスに限りませんけれども、あろうかと思う。その中で今回のバスの業務委託に関してはそうした手法をとっているということでもあります。法的に問題があるという認識は持っておりません。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） では、それにつきまして、もう少し。

道路交通法第74条ということで、安全運転管理者の設置という義務づけがあるわけですね。これは複数といいますか、車を持つところはどこもそうなんですが、要するに使用者は、ですので、こういったバス事業につきましても、その使用者、今東京にある業者でしょうか、そういったところも当然ながらこういった人を置いて、そして、その安全運転管理者は何をするか。バスの運行前、あるいは運行後において、運転者と安全管理者は対面点呼をしなければならないという、これは国交省の基本的な認識があるわけなんですが、これは実は今までのこういったルールを見ていったときに、ひょっとしたら抜け落ちていたのかもわかりませんね。しかし、それではやはりうまくないので、ちゃんとした安全管理ができるような体制、そうなりますと、遠くの方の北海道でも沖縄でもいいですよと、そういうことにはならないわけでありまして、やはりコスト意識だけではなくて、安全意識、あるいは地元意識といいますか、そういったものを含めた形はどうなんだろうかと。多角的、多面的な検討が必要だろうと。私は、行政改革というものもそういったようなものがベースにあった検討がされてしかるべきだと、そういうふうに思っておりますので、こういう事例を挙げておるわけなんですがね。

そういったことで、バスについてもう一度、安全運行についてお聞きしたいと思っています。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 今の議員の質問ですけれども、点呼等に関するものだと思いますけれども、対面点呼という言葉は私は承知していませんけれども、手元に安全運転管理者の業務ということで、道交法施行規則第9条の10にかかわるもので、6項目入っていますけれども、その中の5点目の点呼等による健康チェック、運転者に対して点呼を行うなどにより、飲酒、過労、病気などによって正常な運転をすることができないおそれのある有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えることというような項目があります。

それをもとにしまして、具体的に言いますと、これは武州総合サービス株式会社との教育委員会との計画書によりまして、運營業務上必要事項として、始業、終業の点呼と乗務員点呼記録、運行従事者は始業、終業時、乙、つまり安全管理者の点呼を受けというふうなことが書かれています。それは、先ほど申し上げましたように、対面点呼ではなくて、電話でやっているというふうに確認していますけれども、確かに今おっしゃるとおり、対面点呼ではないけれども、この資料の点呼等には該当するのではないかと、そんなふうに思うんですけれども。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 教育長の御答弁がありましたので、では、それについてもうちょっとお伺いします。

今こういった車の運行につきましては、あるいは安全運転につきましては、国交省が管轄しているんですが、点呼とは、電話でもいいんでしょうかとか、言っていきますと、あなたは何を言っているんですかと、点呼というのは対面点呼以外にはないんですよ。

電話でもというのは、例えば観光バスが遠隔地へ旅行に行き帰ってくる時に、やむを得ず本社の安全運行管理者あるいは安全運転管理者との間での点呼、これはやむなくと、こういうのが一般的な常識なんですね。

先ほど点呼という表現が武州総合サービス、その会社との間でなされたということですが、これは最近多分そういった字句が入ったのではなからうかと思うんですけれども、あくまでも点呼というものはそういうこととあります。

そうなりますと、電話等によるというのは電話でもいいですよということではないんです。電話による点呼、あるいは別のもの、点呼は基本的には対面点呼なんですけれども、そういったものなどによるということですので、電話での点呼を許容しているというものではないわけなんですね。

ですので、そういったようなことをもう一度掘り下げた形で、そうするとそういったことがきちんとできる業者がこの地域にあるのかなのか。なければ仕方がないから遠くの業者、

しかしそういった体制がとれるような安全体制をとってほしいと、こういうふうに進めていくのが常道ではないかなと思っております。

その点についていかがですか。

議長（佐藤公敏君） 教育総務課長。

教育総務課長（小坂泰夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

御質問中に対面点呼等を定めるということに、国土交通省というような御質問がありましたんですけども、スクールバスについては道路運送法の、これは国土交通省管轄、これに規定する運行管理者を規定するというこの定めの中の自家用無償運送ではないという、有償運送等にかかわるものについて一定の台数以上を有する者に、また定める車両等によっては運行管理者を定めて、当然運行業とする中で対面点呼等を求められていくわけでありまして、道路運送法に定める安全運転管理者についてでありますけれども、この管理者の中には、この定めの中は法律上の定めもさっき言われたとおりでありまして、また施行の規則については、同法の施行規則第9条の中に定める各業務等も定めておりますけれども、この中では一応点呼の取り扱いについて、これは先ほど教育長が申し上げましたとおりでありますけれども、この点呼、日常点呼の中に始業点呼と終業点呼、またそれから安全教育等がございますけれども、この中においては対面点呼及び間接点呼というようなことでありまして、間接点呼の中には先ほどのお話のように電話等による間接点呼等もあるわけです。

ただ、お話しのように、飲酒運転等、そういうものについて確実にそれが管理されるかどうかというようなことについては不安等もございますので、今契約については、間接点呼に加えまして、運転者同士のそういうもの、これは代務者等も兼ねますけれども、これにおける安全管理をより厳重にするようにというような申し入れもしております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 時間がなくなってまいりましたので、これは宿題として意識をしておいてほしいと思うんですが、点呼のやり方についていろいろな方法があるだろうというような、それはどこのだれがそういう責任を持ってさせようとしているのか、こういったようなことはよくよく考えた上で新たな当町としてのルールづくり、結構なんですけどもやっていただきたい。もし万が一、子供たちを乗せたバスが転落をしたらとか、そんなことがあってはなりません、町営バスが事故を起こしたとか、そのときにどういう点呼をやっていましたかと言ったときに、電話でやっておりましたでは、これは全くだめなんですよ。そのところをしっかりと意識をしていただきたい。また別のところでこういったことは出させていたいただきたいと思っているんですが、話を変えていきます。

一番初めに申し上げました行政改革推進委員会の任務等につきまして、委員の方々は非常に積極的な前向きな、さすがと思われる発言をされているのが議事録からわかります。先ほど町長の中で、住民から幅広い意見を吸収していきたいということになりますと、こういっ

た幅広い意見を吸収するがための例えば仕組みだとか、あるいはシステムだとか、こういったようなものについては委員の方々はいかがですかという彼らからの提言、アイデア、そういったものも吸収して行って、全体の進め方というものをもう一度フォローアップして見るといいですか、やってみる。

何度も言いますが、75項目は役場の中から出たプランであります。ですから、外からの提案、提言というものは、私は先ほど事例を言いましたけれども、そんなようなものについてはどうなのかということをやったりもう一度このチャンスにやっていかないと、将来的にも安泰だという町なら問題はないかもしれませんが、そうではないんだと。下手をしたら黄信号が点灯するかもしれない、赤信号が点灯するかもしれないというようなこの時期に、従来型のやり方をやっていたのではだめではないのかなということですから、この行革の推進委員の皆さん方の御意見というのは非常に重要なものだと思っておりますが、もう一度その点について伺います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これから、いわゆる一般的な行政改革というのは、ここで終わりとかということはありませんので、ずっとやっていかなければならない、あるいはさらに効率的な運営、あるいはさらにどうしたらみんなが力を合わせるのか、そういった仕組みを考えていかなければならないと思う。

そのまず初めとして、一番行政の中でかかわっている職員から、もう少し改良点はないのかということで、75の項目をいただきましたし、現在も次の項目を集めているというか、提案をいただいて随時こうした改革はしていく。

当然そうした中には町民の方にもかかわるものが出てくると。では、町民としてはこういうふうにしたらどうかというふうな話も当然出てくるだろうと。そうしたやりとりの中で、本当に川根本町の行政改革、あるいは本当に暮らしやすいまちづくりの仕組みというのでき上がっていくだろうと思っております。

当然、議員御指摘のとおり、65、あるいは現在の75で、それでいいというふうに思っておりませんし、この行政改革推進本部をして、この委員会も、任期は2年でありますけれども、そうしたものはいろいろな形で、形を変えながら、あるいはこのままそうした提言、あるいは改革を進めていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 今、町長のお話の中に、75項目以外と伺いますか、それ以上のものについても募集と伺いますか、検討しているということなんですが、実はそろそろ町民の方へそういった意見提言をしてほしいというような投げかけをしていってもいいのではなからうか。

一番初め、私が町長に対して平成17年12月の議会のときに質問したときに、住民の声というものは尊重していきたいと。合意形成を図るためには相当な時間がかかるのもやむを得な

い、こういうお話でありました。

ところが、合意形成どころではない。まだ住民の意見がどうなのかという吸い上げをしようとするまでできていない中で、先ほど12月に推進委員会のまとめに入っていきたいという、これでは少し乱暴過ぎるのではないのかなという感じがするわけですよ。

私は、こういったことも含めて、議会ではどうなんだというような幅広い議論といいますか、こういうものも議会を含めてやっていくべきではないのかなと。行政改革というのは大きなテーマだと思うんですよ。この町の将来が左右されるようなものであるだろうとっておりますので、その点を含めてもう一度お聞きしたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言いましたように、ずっと続いていきますので、あくまでも本年度のまとめという、あるいはそのテーマに沿って1つの例えば先ほど言いましたように、どういったものが公がやるべきもので、どういったものを民間でやるか、そういったことに対する1つの意見とか、そういったもの、あるいは今回の行政が挙げた75項目についての住民のレベルからの意見というのも1つの段階としてまとめるだけであって、これで完結とかというものではないというふうにとらえていただきたいと思います。

それから、住民に対する意見というのはいつも開いておりますので、逆に、今、多分議員の御指摘というのは、もっと意見が出しやすい雰囲気、あるいはそういう制度をつくれというふうにとらえております。

したがって、こういうことに関しては、住民から行政改革に対してさまざまな提言とかそういうものが出るような仕組みというのは当然随時改良しながら窓口を広げていきたいと考えております。

単純に行政要望に対する、例えば、こういう道路を広げてほしいとかというのは自治会を通じて、自治会で優先順位をつけていただいて集約しておりますので、住民からいただく要望というのは、こういうまちづくりが必要だろうとか、あるいはこういう地域資源を活用するためにはこういうことが必要だろうという、そういった意見を主に出していただければ、自治会から上がってくるそうした要望とうまくミックスするのではないかな、そんなふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 今言われたように、いろいろな方法があるだろうと思います。少なくとも住民、町民の人たちが意見が出しやすいような問題点といいますか、今困っていること、将来期待をしたいもの、こういったようなものをこの際にやはり真剣に考えていただくような機関に、行政改革プランの中にどんな形で盛り込んでいったらいいのかというようなことも含めて、ぜひ御検討をお願いしたいと思っております。

時間がなくなってまいりましたので、財政シミュレーションのことで1点だけ。

実は、本当はこういったトータルの行革をやっていくにおきましては、財政指標、いろい

るなものが出されているんですが、そういったものに対する検証もしていかなければならんだろうと思うんですが、それは時間の関係で割愛させてもらいますが、財政シミュレーションで、19年8月に作成された人件費、平成17年度決算の13億円という数字が、平成22年の試算によりますと12億8,500万円ということで、1,500万円の減しかないという数字になっておりました。

ところが、行革プランの方では、平成22年度は平成17年度に対しまして1億9,900万円の減だと。ここで1億8,400万円もの5年間での差が出てしまうというような数字になった。ですから、財政シミュレーションというものが片方でひとりで歩いて行って、片方で行政改革というものが歩いている。これではやはりうまくないのではないか。こういったところはちゃんと整合をとって進めていただかなければいかんではないのかな。そういった検証をしながら、財政シミュレーションでもって、ほかに手法があれば話はまた別ですけども、そういったことも1つの方法ではなからうかということですが、私が言いましたその差についてはどういうふうな認識をされておりますでしょうかね。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現時点ではそれほど大きな差が、今、議員御指摘の差があると認識しておりませんので、それについては調整を当然していかなければならんと思っています。どういう数字を見られて議員が御指摘されたか、それもまだ確認できておりませんので、ただ、それほど大きな数字というのが出ているというふうには現時点では私自身は認識しておりませんので、調査をしたいと思っております。

いずれにしろ、行政改革の集中改革プランとそれをもとにした財政シミュレーションというのは、全く同じではないにしろ連動していかなければなりませんので、それによって初めて指標となり得ると思しますので、連動性というのは維持しながら、こういうことをやっていけばこうなる、あるいはこういう投資をすれば将来こうなるという形で、それをもとに総合計画の実現に向けて努力していくということでありますので、そういった数字的なものの整合性はしっかりとっていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 多分これで最後だと思います。

行革といいますと、経費節減だとか、歳出削減だとか、こういった形にどうしても一方ではならざるを得ない。その中で、一番大きなウエートを占めているというのは、やはり人件費であると。

前回のときにも私は申し上げましたように、平成19年度の予算の4分の1が人件費で要してしまっているという現実があるわけですね。これを例えば類似団体、ほかの自治体と比べてみますと、やはり小さな町が合併したことによって、結局職員の数が必然的にふえてしまったというようなこと。しかし、私はこれを逆転の発想といいますか、ここで人材がそこに誕生したんだから、この人材を目いっぱいこの方々に努力していただいて、先ほど申し上げ

ました静岡空港への対策、川根茶の販売戦略だとか、観光客の誘致作戦だとか、そういったようなものに大いに活躍をしていてもらいたいなと思っております。

職員の使い方として、このプランの中にありますけれども、配布文書の送付方法の見直しというのがあって、外注ばかりでなくて、職員がみずから配布をする、こういったことによって人材を使っていくということなんですが、私は人材の使い方がこれでは全く間違っているだろうと思っています。

人材というのは、そういうふうな使い方ではなくて、先ほど言いましたように、町の戦略にかかわっていくくらいのところで優秀な人材を使っていただく。その方が職員の方々もやる気も出てきますし、楽しいし、ですから、やはり郵便配達をするのはそちらの方に向けていくべきではないか、外部委託をしていくべきではないのかな、そんなことを思います。

それについてももし御答弁があったらお願いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 少し答弁が戻りますけれども、先ほどの金額の差というのは、5年間の累計額と単年度の差ということでありまして。5年間の累計額を効果額にしておりますので、毎年2,500万円の削減があれば5年間では1億2,500万円と、そういう数字でありますので、そういうことでもあります。累計額で表示しておりますので、5年間でこれだけ減ったという額とは違うということでもあります。

それから、職員の使い方は私も全くそのとおりに思っています。一番情報を持っている、あるいは経験を行政的に持っているのは職員でありますので、その職員というのをそうした形に使っていかねばいい戦略的な運営はできないだろうと思っています。

全国の町には職員がさまざまな、例えば庁舎の清掃とかをやっているところもあります。それはそれぞれのその町の事情があらうかと思えます。あるいは、単に掃除の経費が浮くということではなくて、住民に対する姿勢を示す、あるいは職員の意識を高めるとかさまざまな目的があってそういったことをやられると思えます。

もちろん、そういった面もあるだろうし、また私としては職員をそういった形で使うよりも、現時点では本来の仕事をしていただくのが一義的な、有効な仕事をしていくことが一番まちづくりにつながるといふふうに考えています。

ただ、帰る方向が一緒で、例えばそこへ寄って書類を届けるとか、そういった使い方はあろうかと思えます。そういったことをここには載せてあって、あえて仕事の時間中に配るとかということではないというふうに認識しております。

ただ、これから行政改革を進めていけば、例えば清掃の分野とか、帰り道の配布の文書とかさまざまな分野で意識を変えていかなければならん部分はあるかと思えます。これはまた委員会とか町内での協議とか、そのくらい必死にならないとできないという気持ちも持っておりますので、それはバランス感覚を持ってやっていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、これで原田全修君の一般質

問を終わります。

それでは、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

建設課長。

建設課長（山本眞一君） お時間をいただきまして、先ほどの中田議員の一般質問の中で、最後の中のステッカーの関係、それにつきまして補足をさせていただきたいと思います。

実は、判定土用グッズというのがございまして、中には軍手、下げ振り、コンベックスからずっといきまして、判定調査票、その中で判定ステッカーというのもございます。調査済みが300ほど、要注意が250、危険が50とか、こういうふうに10種類ぐらいグッズとして用意をさせていただいております。それらを、招集をお願いしたときに、集まっていたくわけですけれども、その際にお分けすると、そういうことになっておりますので、よろしく願いたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 次に、一般質問を続けます。

板谷信君、発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、通告を出してありますので、それに従って質問をさせていただきます。極めて簡単な通告になってしまいましたので、若干ゆっくりした中で質問をしていきたいと思います。

まず、最初の表題のところの18年度決算の総括と今後の行財政運営、特に今回は経常的経費の方に目を向けて経常収支比率をどのように改善していったらいいのかというような観点から質問をしたいと思います。

町の財政状況を知るいろいろな指標があるんですけども、今回経常収支比率を使おうと思ったのは、まず第一に、経常経費の反対側にある投資的経費の部分ですね。この投資的経費の部分については年々減っているんですけども、特に数値的に見ると、両町を一緒にした中で見たときに、平成12年度には20億円を超える投資的経費があったのが、平成17年、合併のときで17億円、そして今回の決算では約12.7億円、そしてこれから後の財政シミュレーションを見ても10億円程度の投資的経費が続くという中で、ここの部分ではふやす努力をすべきなんですけれども、少なくともこれ以上投資的経費を減らすという形はちょっと厳しいなという中で、また行政努力の意味がなくなってくるなという中で、それでは、どこの部分で財政を立て直していくのか、健全財政というものを実現していくのかという点においては、経常的経費の部分をどのように削減できるのか、そこのところが重要になってくるという考

えの中で、今回は経常的経費、経常収支比率を取り上げました。

また、合併をした町村、自治体には10年間ないし15年間の合併特例があります。これは交付税を合併算定の範囲で保証するという規定です。ということは、これは逆に言うと、10年ないし15年の間に、当たり前の1町の町でやるような行財政運営をしていかないとやっていけないよと、それまでの期間だよと、そのかわり国の方もまた交付税というものを出すよというのがこの規定だと思います。そういう点においても10年ないし15年の中でどのように経常収支比率を改善していけるのか、ここのところが重要だと思います。

また、経常収支比率というのはどういうのかというと、主には財政構造の弾力性を判断する指標の1つとして用いられるもので、分母と分子、分母が経常一般財源の部分、経常一般財源というのは地方税、また地方交付税の普通地方交付税、これが主なものとなります。この財源で分子の経常経費、充当一般財源、つまりこの分母の財源の中でどれだけ毎年使われる経常的経費をどれだけ財源に充てることができるのか、この式がありまして、この式に分母と分子を割った数字が経常収支比率となります。ここの部分が一般的には75%以下ぐらいだと町としては弾力的に行財政運営ができるよというような数字になるということです。当町を見ますと、この数字が96.1%、かなり硬直した行財政を強いられるというような数字になっています。

もう少しわかりやすく総論のところでは述べて、今言った分母のところの経常一般財源、それから分子のところの経常経費、充当一般財源、平成12年度と平成18年度を比較してみますと、分母のところの経常一般財源は平成12年度は、かなり大ざっぱな数字ですが、45億円ぐらいです。これに対して今度の決算の平成18年度では36億円と、9億円ないし10億円経常一般財源、分母のところが減っています。

これに対して分子の部分の不納一般財源を充てる経常経費充当一般財源、ここの部分がどれぐらいになるかということ、平成12年のときに37億円、そして平成18年、今度の決算で同じ金額の37億円です。ということは、なぜ経常収支比率がどんどん下がってきたかというのは、分子のところの経常経費充当一般財源の部分は変わらないけれども、分母のところの経常一般財源が落ちてきているということです。9億円から10億円落ちていると。この主な原因は、普通地方交付税が主なものです。

このような前提を置いて考えたときに、やはり分母の部分は地方税にしても、それから普通地方交付税にしても、こちらの町の事情で変えていくことのできない部分ですので、町の努力で変えていかなければならない部分というのは分子の部分の経常経費充当一般財源の部分をどのように節約していくか、ここの部分になってくるということで、今回は経常収支比率、特に経常経費について注目してみたいと、そのように感じて質問させていただきます。

前置きが長くなりましたけれども、通告の中では人件費、物件費、補助費等の節減についてと表題を出しました。というのは、ここの部分が経常経費の主な部分ということです。経

常経費を性質別に見ると、人件費、物件費、補助費、また公債費等も入りますけれども、このところでは動かしやすいというか、公債費の部分は今までの部分の借りたものを返すという部分でなかなかそう簡単に変更できるものではありませんので、主には人件費、物件費、補助費について町長の考え方、また今後の見通しについてお聞きしたいなと思いました。

まず、人件費については、財政シミュレーションを参考にさせていただくと、平成27年では約1億7,000万円ぐらい、それから平成32年までいくと2億7,000万円ぐらい人件費が減るという形になっています。平成18年9月の町長の答弁の中で、一般質問したときに、大体平成23年で168人、平成28年で140人前後ぐらいを目標にしていると。ただ、極力140人を下回るようなものにしないと人件費が占める割合が大きくなり過ぎるよというような話もそのところで出ました。

そういうことから、今回は定員の適正化計画というものをもって我が町でやっているんですけども、ここら辺の今後の見通しについて町長にお聞きしたいと思います。

次に、物件費についてです。

物件費の部分で財政シミュレーション等を見ても気になるのは、物件費を平成26年までに1億6,000円以上減らすよというような財政シミュレーションになっているんですけども、これは本当に可能なのかなと。また、この主な内容というのは、需用費の部分と委託料が多いんですけども、この部分をそれではどうして減らしていけばこの数字が出てくるのかなというような点についてお聞きしたいと思います。

次に、補助費等ですが、この補助費には大きく分けて2つありまして、1つは負担金の部分、つまり一部事務組合に出している負担金の部分です。広域の部分です。それともう一つは、本来言っている補助金、交付金の部分です。一部事務組合の部分についてはこれもまた我が町だけで上げるとか下げるとかということができない部分ですが、このところの見通しみたいなもの、それから今度は我が町で裁量できる部分の補助交付金についてどのように削減していくのか、適正化を図っていくのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

次に、2番目ですが、観光施設の運営赤字についてという刺激的な表題になっていますけれども、今とにかく経常的経費を減らしていかないとこれから苦しいよという中で、経費の部分の性質的な部分のそういうとらえ方の中でとらえてきましたが、もう一つは事業という方に目を向けて考えたときに、慢性的に赤字運営が続いている観光施設については、やはり注目をせざるを得ないではないかなと、そんなふうに思います。

数値的なものを挙げますと、その観光施設にどれぐらい町の一般財源をつぎ込まなければならない、つまり補てんしなければならないという形になっているのかというと、平成18年の決算では音戯の郷で2,900万円、茶茗館で1,600万円、ウッドハウスおろくぼで1,100万円、もりのくにで1,400万円、この4つを足すと全部で7,000万円の町の一般財源を使っているということになります。これは多分この年だけではなく、今までも大体これに近い数字、またはこれ以上の数字が出ていたと思います。

ただ、一般財源をこれだけ使うということの意味というのは、一般財源を原資にしているいろいろな事業を行うというのが行政のやり方ですので、7,000万円が7,000万円そのまま使えないよということではなくて、新しい事業展開をするとき、7,000万円の一般財源を使えないということはこの2倍も3倍も、もしかしたらもっと多くの事業を行えなくしているというようなことでとらえていくべきだと思います。

具体的には、ウッドハウスおろくぼについては、平成10年、11年は単年度収支では黒字でした。そして平成12年から繰越金をちょっと借りるというような運営になり、また平成14年からそれだけでは足りなくなっていて、このころは特別会計をしていましたので、一般会計から赤字部分を充当するというようになったのが14年です。比較してみても、平成10年ごろ宿泊料、食事料は2,500万円程度ありました。これに対して今度の決算では1,300万円、半減しています。

これに対して今度は出す部分、経費の部分を見ると、平成10年では2,500万円の歳出、経費がありました。これに対して平成18年では2,400万円と、やはりここの部分も出すお金は余り変わらないけれども、入ってくるお金がなくなってきたという部分が特徴的だと思います。ただ、ここでも言いたいのは、ウッドハウスおろくぼはかつては黒字のときもあったというところは押さえておくべきではないかなと、そんなふうに思います。

次に、もりのくにでは、もりのくには平成3年に開始して、平成10年より第三セクターになりました。そして、平成13年度、平成14年度は黒字です。このころは売上高も約9,000万円、それから次の14年度も8,600万円とかなり高い実績を出していました。ただ、平成15年からいろいろなことがあって赤字に転落していますが、ここの部分も売上高の一番多いときの9,000万円に比べ、平成18年度では6,100万円程度になっています。また、平成19年からは指定管理者に任せるというような形になっています。ここの部分についてもやはりウッドハウスおろくぼと同じように、かつては黒字のときがあったというところはすごく重要ではないかなと、そんなふうに思います。ただ、ここへ来て指定管理者にして、立ち直りの気配も見せているんですけども、ただ年々の一般財源の充当はふえているなという認識です。

次の音戯の郷については、ここの部分は、平成10年に音戯の郷ができたと思うんですけども、統計資料では、そのとき初年度で既に5,600万円程度の赤字を出していて、それから11、12、13、14、15、16、17、18と去年まですべて赤字というような形で、大体3,000万円から4,000万円あたりを推移しているというようなことになっています。

ここの部分でなおかつ入場者数というか、入館者数というのは大体先ほど町長の話もありましたけれども、3万8,000人からそれに近い数字をずっと、入館者はキープしているけれども、そのかわりずっと赤字というような運営になっています。ここの部分は事業そのものをもう少し抜本的に考えていかなければならないではないかなと。もりのくにやウッドハウスおろくぼみたいに、かつては黒字のときもあったけれども、そこの部分はどのようにして回復するかという話ではなくて、初年度からずっと赤字を打っている。全部の赤字を足せばすごい

数字になるのではないかなと思いますけれども、あえてそれはしませんけれども、ただ、ここでも言えることは、大事なことは、赤字で運営していても、やはり一生懸命職員がやっていたりすると、それから住民の衆も数多くはないけれども、親しみを持ってくれたりすると、なかなかその事業はやめにくい部分があるんですけれども、ただ大事なことは、それだけの部分を節約できれば、もっと住民の人に喜んでもらえる新しい事業ができるよと、その部分がすごく大事ではないかなと思います。新しい事業というのは、今見えないもので余り感じないかもしれないですけれども、やはり新しい事業というものに投資するお金を蓄えておく、また融通していくという部分が大事ではないかなと、そんなふうに思います。

そして、3点目としては、今我が町でも地名と、それから久野脇で農地・水・環境保全向上対策事業というのがことしから現実に動き始めています。芝を植えたり私もしています。

このところで特に町長にお伺いしたいのは、今までずっと何回か町長と住民参加、住民協働のまちづくり、また住民と、それから行政が役割分担をした、そういった地域づくりをやっていかなければならないよという話の中で、なかなか町長の方から出てこなかった具体的な部分、具体的な施策の部分というものが出てこなくて、質問していてもかなりいらいらさせられたんですけれども、この部分の1つのきっかけとなるような事業ではないのかなと。具体的なもの、また財源もいろいろな形で用意された中での新しい地域のあり方、それから行政のやり方というもののヒントになるような事業ではないかなと、そんなふうに考えて、この点について町長にどのようなお考えを持っているかお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、板谷議員の質問にお答えいたします。

18年度決算の総括と今後の財政運営ということで、3点ほどお伺いいたしました。

経常経費の問題であります。平成18年度決算においては、経常収支比率は御指摘のとおり96.2%となっております。

御承知のとおり、経常的経費は人件費、扶助費、公債費等の義務的経費と物件費、維持補修費、補助費等であります。

この中で、本町においては人件費、物件費、補助費等の占める割合が高くなっております。

経常収支比率を低くするためには町税、普通交付税等の経常的な収入の増加が挙げられますが、現段階では難しいと考えております。

これらのことから歳出の経常的経費節減が図られ、本庁では先ほど述べました特に人件費、物件費、補助費等の節減が重要となっております。経常収支比率が上がったというのは、議員も御指摘のとおり、やはり地方交付税の減額というのが大きな要因だというふうに私も考えております。

また、三位一体の改革等で一般財源化された補助金等が交付税に入っているという、そう

いった制度的な変更も大きくはありませんけれども影響を与えているというふうに考えております。基本的には、交付税が大変減ってきたというところが大きな要因かと考えております。

御指摘のとおり、平成12年度までは、その当時は両町ですが、合わせて30億円あった普通交付税が現時点では20億円程度になっているということであります。実質19年度は18年度よりも若干5,000万円ほど普通交付税は多くなる見込みでありますので、多少の改善はあるものの、そうした傾向は交付税による影響があるというように考えております。

その中で、やはり人件費の御指摘でありますけれども、人件費については定員適正化計画にありますように、平成18年度から23年度までの退職等による減少が21人、補充5人の計16人の減となっております。また、将来的には139人、140人程度を1つの目安としていきますけれども、私も前々から言っているように、140人程度では人件費の負担に耐えられないだろうという気持ちを持っておりますので、どういうふうにその時点で住民との協働によって住民サービスの維持、あるいは役場の本来業務を維持していくか、やはり時間をかけて協働システムというのをつくっていきたい、あるいは外部のそうしたノウハウを持った組織との連携、企業との連携を図りながら限られた人員の中で役場の業務を回していく、あるいは住民との協働の部分にその業務をゆだねるということをしていかなければならないと考えております。

定員適正化計画については、これは十分予定どおりに進むというふうな認識を持っております。さまざまな事情でそれ以上のことも想定をしております。また、補充に関しては、全然とらないというのは将来当地域の役場職員の年齢構成に偏りが生じて、非常に問題もあるかと思えます。しかしながら、こうした適正化計画という総人数もございますので、それを見据えながら優先順位の高い、例えば専門的な職員とか、そうしたものを重点に全体としての定員適正化計画にのっとった職員体制を行っていきたいと思っております。

それから、もう1点、前々から言っておりますように、現時点では決して余分な職員はありませんけれども、140人体制、あるいはそれ以下体制を見据えれば、極力現在の業務というのを少ない人数で回していく、そういう仕組みをつくっていかなければならんということで、現在も研修、あるいは他の組織に職員を出しております。今後ともそうした姿勢で、それはもちろん研修も兼ねておりますけれども、より少ない人員で役場を回していくという体制をとっていきたいと考えております。

また、適正化計画、人が減っても役場の仕事が回るというのは、当然先ほどの議論もありましたように、役場の中での組織体制の変化もしていかなければならんと、そう思っておりますので、今ある課の体制というのもそうした適正化計画にのっとった形に対応できるよう、随時見直しをしていく、あるいは見直しに向けてさまざまな調整をしていくことが必要かと考えております。

また、臨時職員に関しては極力本職員で対応するよう今後も減少を見込んでいきたいと考

えております。

また、物件費に関しては、なかなか伸びていますので、難しい面が議員御指摘のとおりありますように、シミュレーションの中ではそうした数値目標を示して、極力それに近づけるように、逆にそこで達成できない場合はどこでとるのか、トータルでその目標が達成されるよう常にシミュレーションと連動しながら削減努力をしていきたい。やはりここは先ほど言いました集中改革プラン等で本来の業務に精通している役場職員の提案等も受けながら、物件費の減少については毎年毎年見直ししながらやっていきたいと考えております。

例えば旅費算定の見直し、お手盛りにならないように、あるいは保守業務も一括発注等による節減、あるいは現在進めているエコアクション等の活動について、全体の額としては限られておりますけれども、光熱水費の節減等を行いながら、物件費の減少を行っていききたいと考えております。

補助費等については大変難しい面がございます。常々民間と行政との役割分担を言っておりますので、そうした場合当然役割が移っていけば、それに見合うというか、財政的な支援もついていく場合も多々ございます。したがって、そこら辺は何をやらなければならないか、あるいは役割分担をするにしても、その地域として行政として何をやらなければならないのか、そういったことをしっかり明確化しながら、本来の行政が、あるいは民間として公としてやるべきものは何かということをしっかりこの行政改革プランの遂行と同時に考えていかなければならないかと思っております。

補助金に関しては、現在合併に伴うさまざまな団体等の再編が行われておりますので、先ほど言いましたように、町の財政状況というのをしっかり住民、団体の方にお示しして、自助努力をさらにお願ひしたいと考えております。

冒頭申し上げたとおり、役割分担との兼ね合いでこの部分の削減は大変難しいものがあるかと思っておりますけれども、やはりむだを省くという、あるいは本来業務に専念する、集中と選択が必要かと考えております。

財政シミュレーションの中でも説明させていただいたとおり、合併後15年間の優遇措置の間に先ほど言いました行政改革集中プラン等の推進により、節減を図っていききたいと考えております。

繰り返しになりますけれども、集中改革プランの効果といたしまして、18年度非常備消防施設の見直し、広報カレンダー等の廃止、臨時職員等の見直し、町有財産の有効活用ということで土地の処分、あるいは有効活用を行っております。また、水道等料金体制の見直し、あるいは収納率の向上も適正な形で行ってきております。また、経費削減の分野では、法律関係図書の整理、あるいは施設維持費の見直し等を行ってきております。また、時間外手当の削減等も行ってきております。法律関係等の図書等の整理は、金額としては数百万円単位でございますけれども、こうした意識をこうしたことを通じて職員に持ってもらうことが必要かと思っております。今後ともさまざまな分野で金額にかかわらず経費の削減というよりも、二重

投資、あるいは時代の流れによって別な機能を持ったものに移管できるものについては削減をしていきたいと考えております。細かい点についてはまた御指摘があらうかと思っております。

次に、観光施設の運営赤字については、議員御指摘のとおり、大変厳しい状況であります。当町の観光施設の入り込み客の減少がそれぞれ大きな影響を与えていると考えております。平成12年度には74万人をピークに、平成18年度には65万人、率にして12.4%の減少となっております。

町の施設においてもバブル崩壊後、減少の一途をたどり平成18年度決算においても各施設とも非常に厳しい経営状況であることは議員御指摘のとおりであります。

それぞれの施設の状況に合わせて、全体としては商工観光委員会、あるいは行政改革の推進委員会等の御指摘を聞きながら、さまざまなメニューの、あるいは受け入れプログラムを充実させるなど、持続可能な戦略計画を明確にして、特に地域と連携したさまざまな対応策を考えていきたいと思っております。

また、議員も御指摘のとおり、音戯の郷については、当初から経営が厳しい状況にあります。先ほどもお答えしましたけれども、経費の見直し、入館者の増加に加え、施設のあり方、そんなものを抜本的に見直していかなければならぬというのは私も同感でございます。

指定管理者制度の導入、そういったことも今後進めながら、各施設の努力はもちろんでありますけれども、地域全体で誘客、観光を図っていきたい。これらを検討する場として、商工観光委員会や行政改革推進委員会の皆様の御意見を参考にしながら、随時方針を決定していきたいと考えております。

現時点においては、まだ活用されていない観光施設や歴史・文化面においても町内にはさまざまな施設、資源が存在していると認識していますので、これらの発掘や商品開発を含めた人的資源の活用と同時に、観光客のニーズの把握に努め、富士山静岡空港の開港や新東名の開通を期して、周辺の自治体とも連携しながら、あるいは大井川鉄道を主体としたグリーンツーリズム企画、あるいは観光協会との新たな企画に向けて連携しながら努力していきたいと考えております。

現在、県においても南アルプスマウンテンパーク構想の流れとして、新たなグリーンツーリズムの企画の検討に入っております。モデルツアーも実施されるというふうに聞いております。また、大井川鉄道も3年計画で国の団体の補助を受けながら、大井川鉄道と地域が連携したグリーンツーリズムの企画等も今練っておりますので、そうしたものと連携しながら誘客に努めていきたい。また、寸又峡温泉では、御承知のとおり、和紙のあかり展が来月開かれます。

こうした自主的なそれぞれの観光組合の動きについても、注意深く連携しながら誘客を図ってきたいと思っております。和紙のあかり展等は宿泊者増につながっていると聞いておりますので、こうした取り組みというのを大変期待しているところであります。

それから、3つ目の農地・水・環境保全向上対策事業についてであります。内容については既に議員御指摘のとおりでありますので、省いていきますけれども、私は今回地名地区と久野脇地区に参加していただいたということに対して、大変前向きな姿勢を評価しております。

特に私がこの事業を評価しているのは、従来は農業、あるいは農家を通じて守っていきこうという姿勢が多かったわけでありまして、農業、あるいは水田等の施設が地域に与える影響、そういったものは大変大きいと。そうしたことでそれを地域全体で農業者以外で支援していきこうということが大変重要なことだと思っております。

こうした形で農村環境の良質な保全、管理を進めることが、この川根地域のさらなる活性化につながると私も認識しております。支援を受けるには条件がありますけれども、中山間地域等直接支払制度と、あるいは我々が進めております千年の学校、そして地区ごとの生涯学習活動や先ほど答弁いたしました新たに導入を考えている地区活動の支援事業等と連動しながら、地区住民の手で、地区住民が望む地域づくりを住民の協働、あるいは町の連携の中で進めていく、これはまちづくりの基本的な1つの事例として、今後とも他地域にも波及できるように情報提供、あるいは相談を受けていきたいと考えております。

そういう意味では、先行した2地区がモデル地域、あるいは地域の中でも先行事例となるように、我々としても行政を挙げて、あるいは国・県の指導を受けながら推進を手助けしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、1つずつ何点か。もう時間もないもので、配分を間違えてしまったなという気もしています。

その中で、まず経常的経費のところの特に人件費、物件費なんですけれども、ここの部分のところは2点言いたいところがありまして、まず、15年の間にとにかく合併効果を上げて、それなりの1町でやっていける、普通の1町の町と同じような財政運営をしていかなければ成り立っていかないよという部分のところは町長の方からも説明があったんですけれども、その部分で気になるのは、今、川根本町の経常経費の部分が他町と比較するとき、18年はまだないもので、17年の決算を比較してみたら、川根本町の経常的経費の部分は47億円ぐらい全体ではありまして、これに対してお隣の川根町では24億円、大体半分ぐらいと。川根町と川根本町は、大体川根本町の方が倍だよというのはすぐわかりやすい理由で、大体同じぐらいの3つぐらいの町が1つは残って、あとの2つは一緒になったもので、そのところで人件費も公債費も物件費もいろいろなものも2町分かかっているよと。その部分がまだ残っているもので、当然川根本町の方が川根町より大体倍ぐらいの金額になっていると、経常的な部分がそれだけ大体倍だということなんなんですけれども、そのところはわかるんですけれども、今度出してもらった財政シミュレーションの平成31年、ちょうど合併特例が

切れるところですね。ここのところでのどの程度までそれをスリム化する、1町単独町としてまとめた数字というものにどこまで削り込んでいっているのかなというのを見ますと、やはり平成31年でも47億円あった経常経費が結局43億円と、4億円ぐらいしか削れていないと。ここの部分は多分川根町6,000ある今の24億円から比べても、かなり極端に大きい数字になってしまっているなというふうな気がします。ここの部分のところは平成31年までにもう少し単独町でやっていくのに、ほかの自治体と比べても整合性のあるぐらいの数字に減らしていかないと苦しいんではないかなと思います。

ただ、なぜこういう財政シミュレーションが書けたのかという点を見たとき、2つあって、1つは基準財政需要額を全然減らないような基準財政需要額の形にしてあると。ここの部分のちょっと納得できないなと思うのは、平成12年ごろから今までのところ、2町の合算の基準財政需要額というのが10億円ぐらいぼんと減っているにもかかわらず、それからあと15年は全然減らないというような基準財政需要額になっている。ここの部分はこれでいいのかなという部分と、あともう一つは、こういう財政シミュレーションをかけるためには、やはり14億円ぐらいの基金を取り崩したという形になっていると。

町長は、再三なるべく基金に頼るような財政はやりたくないよという形で今努力している途中なんですけれども、ここら辺の部分ももう少し経常的経費をもっと真剣に減らすという形の中でやっていかないと、15年たったところで息が切れてしまうというような形になるんではないかなと。ここら辺について町長の考えをお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 財政シミュレーションの受けとめ方であります。もちろん、今後このとおりにいくとは思っておりません。これは議員御指摘のとおりであります。

こういう使い方、例えば5%の削減でいけば、この項目はこうなるという形でトータルで、私がここで注目しているのは、このような投資的経費が平成33年度で一応見込まれて、その結果、基金等を取り崩して最終的には基金残高が16億円になっているという、これが1つの目安で、こうなっては、これで私もいいとは思わない。

では、この途中の段階でどういうふうにそれを配分していくのか、あるいはどうしても物件費は減らせないから、人件費部分でそれをカバーしていくのか、あるいはその他の補助費等でそれをやるのか、そういった配分をするための1つの目安としてこのシミュレーションがあって、その年度年度、状況によって見直していくための1つの目安にしていきたいと考えております。

したがって、今後住民の状況、少子高齢化の進展等に従って、どういう需要が生まれてくるのか、あるいはどういった部分はさまざまな社会的な要件で行政が全面的にかかわらなくても自立でやっていく部分ができるのか、あるいは本当はこういう体制がいいんだけど、ここまでは我慢するよという形で、ある程度の住民サービスの低下も受けとめながら別の分野で投入する、そういった形にこの財政シミュレーションを使っていきたい。常にそ

の時点で見直しながら、15年後、20年後に見直すシミュレーションにしていきたいと考えておりますので、そのときの住民の需要によってこの中の配分額というのは変わってくるというふうに私はとらえて、大きくは変わりませんが、変わってくるだろう。それをまたもとにして将来を予測するというような形になっていくというふうに思っております。

それから、他町との比較でありますけれども、例えば、我々がこの山村で過疎債を使ったり、さまざまな資金の運用によっても変わってくるので、一概に数字だけでは比較できない部分があるかなと思っておりますけれども、やはり総合的な数字として経常収支の比率を下げの努力はしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 答弁いただきましたけれども、やはり財政シミュレーションは変わってくるものだと。その部分はまさにそのとおりだと思うんですけども、いろいろな財政シミュレーション、また議会の方でもそうなんですけれども、ある程度押さえておかなければならない部分としては、やはり基本としてももう少し経常収支の部分を改善していかなければ、つまり経常的経費を減らしていかなければならないんだよというところが数字的にもはっきりしていると。今の財政シミュレーションではちょっと甘いよというような感じもするという気がします。

それと、もう少しこのところを突っ込んでみると、特に再三町長の方から話もあったんですけども、物件費の部分。物件費をなかなか減らせないという部分で、この部分は今までも決定してきたことなもので、どう変えようということではないんですけども、やはり大きく影響しているのは2つの庁舎を持っていると。2つの庁舎を持っていると、需用費も同じようにかかるし、それから委託料もいろいろな形でかかってくるというような形で、2つの庁舎制度をとったことを今ここでああこう言う気はないんですけども、その部分を十分頭の中に入れて、合理的な行財政運営をやっていかないと、この部分はずっと後を引っ張るのではないかなと、そんな気もしますので、このところは指摘したいと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） それぞれ住民の要望、あるいは行政の方針等があって、さまざまな施設整備等、あるいは事業が行われてきております。

ただ、その経緯というのは時間とともにまたさまざまな形で伝えられる場合もあるし、途切れる場合もあります。常に現在はこういう経緯でこうした事業をやって、経費はこれだけかかっていますよというようなことを、先ほど言いましたように、さまざまな手段を使って町民に理解していただく、その上で判断をしていく。

もう、あれもこれもという時代ではありませんので、あれはやるけれども、この部分は我慢する、あれはやるけれども、この部分はやめる、あるいは、あれは地域で考えるというような形で、まず町の財政がどうなっているのか。このまま続ければ、先ほどのシミュレー

ションのように、こうなるんだということを本当にわかりやすく何回も何回も伝えていながら、その事業の優先順位とか、あるいは改革を進めていくことが必要だろうというふうに思っております。

例えば、今までの経緯を考えれば、地域振興センター、総合支所というのは重要な施設だと考えておりますので、でもここにこれだけ置くことによって住民の利便性は向上するけれども、これだけ経費もかかるんだよと、あるいは茶茗館というのはこういう機能も果たしているけれども、これだけの経費がかかるんだよというようなことを私はしっかり広報、ホームページあるいは冊子等で伝えながら、そういったことを考える町にしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 多分最後となりますもので、2つ指摘して、1つ質問という形で。

2つの指摘というのは、今言った経常経費を減らしていかなければ立ち行かなくなるんだよという部分では、どうしても二重の庁舎を持っているということは、これからもずっとかかってくる問題ですので、ここの部分は何とか方法を取りながら、もちろんやめるという話ではなくて、いろいろな形で何とか経費の節減になるような形の総合支所、本所というような形のは工夫していかなければならないという部分と、それから観光施設の部分の音戯の郷の部分、ここの部分も今までの経過もるる説明しましたけれども、この部分も手をつけていかなくて、何の行政改革だと言われてもしょうがないではないかなと、そんなふうに思います。

この2点の努力を重ねて御指摘をお願いしまして、最後の質問としては、農地・水・環境保全なんですけれども、先ほども町長の方からも前向きな力強い話があったんですけれども、新しい形での町と自治区、まさに住民自治の橋となるような事業にしていけるのではないかな。それもなおかつ、財源もちゃんと、それから人件費の部分というか、人材の部分というのも、実際に僕がかかわってやっていますので、いかに町の方の職員の方が一生懸命やってくれているかという部分は骨身にしみてわかっている部分です。ここのところもこれからの行政と、それから住民自治区のやり方、役割分担というのは、新しいものが見えてくるのではないかなと、そんなふうに期待しています。

このようなことから、人材、そして財源というものもしっかり自治区におろした中で、新しい形の構想が生まれてくるのではないかなと思いますけれども、最後にこの点について町長に質問して質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 最初の部分は質問ではないと思いますけれども、やはりさまざまな行政改革を進める中で、私もウッドハウスおろくぼの経営状況の改善と音戯の郷の改革に関しては、あらゆる方法を模索しながら財政的な負担を軽減する方法、あるいは他との連携の中で抜本的な改革をしていく、まずこの2つはしていかなければならないと思っております。

もちろん、難しさもわかっておりますので、来年度に完成するとかというところまで明言できませんけれども、行政として取り組んでいきたいと思っておりますので、地域全体の方々の、また議会の御支援をいただきたいと思っております。

農地・水・環境保全対策事業は前にも申したように、やはり財源がなければ実際に動かないということでもあります。また、私としては、これからのまちづくりというのは、行政と地域の住民がまず基本ではありますけれども、それだけではなかなか完結しない部分があるだろうと。幅広く窓口を広げて、支援をしたいという企業の社会責任としてそうしたこともやりたいという企業はいっぱいございますので、そうしたものとの連携ということで、農地・水の設立団体が受け皿になって企業との連携ということも非常に可能性のある私は方向性だというふうに思っております。

議員の御指摘は要するに財源を確保しなければならないということだと思っておりますので、こうした補助制度を活用しながら、先ほど言ったまちづくり等の、少額になるかもしれませんが、財政的な支援も含めて、やはり資金的なものを確保しなければ事業は遂行できないと思っておりますので、やる気が継続できるような財政的な支援というのはさまざまなルートを使って確保していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） これで、板谷信君の一般質問を終わります。

それでは、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 〇 分

再開 午後 １時 〇 分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

鈴木多津枝君、発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 大変お待たせしました、鈴木です。

ただいまより一般質問を行います。

まず最初に、放課後学童クラブ設置の取り組みについて、進捗状況を伺います。

8月に委員会を立ち上げ、アンケートを実施することを決めたとのことですが、いつ、どのような内容で行うのですか。せっかく設置しても、パートの共働が多い当町では、利用料が高ければ利用したくてもできません。既にほとんどの小学校区単位で実施している島田市での料金及び当町が考えている料金は幾らくらいか答弁を求めます。

次に、今年度末で閉鎖するとしている藤川保育園について5点ほど通告をいたしました。箇条書きですが、順次読み上げますので、御答弁よろしく願いいたします。

1、一昨年8割を超す藤川区民の皆様から行政や議会に届けられた藤川保育園の存続を求める署名に託された願いに、町長はどのようにこたえてこられたか伺います。

既に藤川区とは合意ができているとの報告がありました。協議の経過や合意の条件について伺います。

2、現在の園児数は13名と聞いていますが、建設当時も13名でした。10年たつかどうかのまだ新しい建物です。補助金の縛りもまだまだ残っており、今の時点での閉鎖は行政の重大な失策としか言えないものです。1億円余もかけて建設した多大な支出の責任をどうとられるお考えかお聞きいたします。

3、旧中川根町での公立保育園1園化方針は、新町の総合計画にも次世代育成支援行動計画にも出ていません。再度保育所運営委員会で協議すべきではありませんか。

4、まだ抵抗力もなく目も離せない幼い子供を保育園に預けるのは、親としても心配なことです。それでも働かないと生活できない、あるいはやめたら再就職が難しい、せっかく取った資格を生かしたいなどなど、女性が安心して働き続けられる体制の整備は、男女共同参画社会を築くための重要な柱です。

そのためにも保育園が家の近くにあることほど安心して利用しやすいものはありません。ましてや、地域のお年寄りにとっては、子供たちの元気な声を聞き、いろいろな行事に参加し、あるいはお孫さんの送り迎えが役目のおじいちゃん、おばあちゃんにとって身近にあるのが一番であることは間違いないことです。

このような地域と密着してきた藤川保育園を万一廃止することになれば、藤川区の子育て力や高齢者の生きがい対策が後退することが心配されます。どのような対策を考えておられるのですか。

5、藤川保育園を継続した場合と廃止、閉鎖、あるいは休園とした場合の経費の比較はどうか伺います。

3点目です。

徳山の診療所跡の建物の活用について伺います。

鈴木医師が出られて以来、あるときは県から招聘した助役の宿舍として使い、また去年はちゃっきり娘の宿舍となっていました。本質的には空き家も同然の状態です。いつまでこのようなもったいない使い方をされるおつもりですか。

旧中川根のとき、一度地域のボランティア活動に使えるようにと行政から改修費用の補正予算が出されるところまでいきましたが、医療関係以外に使うのは認められないとのある議員の御意見で中断されたままになっています。

私たちもそのとき、今後もし医院として使う必要が出たときにはすぐ使えるよう、中は改修しないでおいた方がいいと思いました。子供やお年寄りが集まって一緒に碁や将棋などができるよう、地域の人たちの交流の場所として開放する考えはないか伺います。

最後の質問です。

来年4月から実施するために準備が進められている新たな医療保険制度である後期高齢者医療制度について伺います。

去る8月31日、東京都後期高齢者医療広域連合が幾つかのケースを想定して試算した平均の保険料を発表しました。最高で年額15万円、最低のケースでも年額9万6,000円になるとのことで、これは厚労省が見込んだ全国平均の年7万4,400円、月6,200円を大きく上回ったことで全国に大きな波紋が広がり、国への見直しを求める意見書や要望書を提出する議会や広域連合が出ています。

そこで、次の5点について伺います。

1、静岡県の保険料平均の見通しをお聞きます。

2、2割、5割、7割軽減になるとされる後期高齢者の対象者数は18年度所得で推計してそれぞれ何人ですか。

3、息子さんなどが加入している社会保険などの扶養になっている人で、新たな保険料負担が始まる後期高齢者は何人ですか。

4、国保世帯の均等割だけの人で保険料徴収の対象となる後期高齢者は何人ですか。

5、短期被保険者証、資格証明書の決定や発行はどこが行うのですか。

6、減免規定はあるのでしょうか。

以上、前向きな答弁を期待いたしまして、私の最初の質問といたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、鈴木議員の質問、大きく分けて4点ございますけれども、順を追って答弁をさせていただきます。

放課後児童クラブ設置の取り組み状況についての御質問であります。

放課後子どもプラン運営委員会が去る8月17日に開催され、放課後児童クラブの設置について協議がなされております。

その中で、まずは利用者、対象者の把握を行うためのアンケートを実施し、その状況により設置場所や設置方法等を検討することになりました。アンケート内容については、現在検討中ではありますが、放課後の保護者の保育状況等について調査させていただきます。来年度の方が決定できますよう運営委員会で内容を協議し、決定し次第実施する予定であります。

アンケートの対象者は、3歳児から小学校3年生までの全員を想定しております。

島田市の利用料金についての御質問ですが、島田市には現在13のクラブが設置されております。そのクラブごとに運営委員会が設置され、その運営委員会の中で実施内容や指導員の配置数等により、利用料金等が協議されておりますので、個々のクラブごとに異なっておりますが、1カ月の会費は3,500円から1万4,000円ぐらいと聞いており、その中には実費分としてのおやつ代も含まれています。

また、当町の料金の考えはとの御質問ですが、今後運営委員会において事業の内容や指導員の配置数等も含め協議していただくこととなります。

次に、藤川保育園についてお答えいたします。

藤川保育園の存続を求める署名提出後の区民・保護者との協議の経過と合意の条件についてであります。署名提出後、藤川保育園保護者に対する説明会を1回、保護者や区役員との懇話会を4回開催しております。その中で保護者会より3点の要望事項が出されました。

1つ目は、聖母保育園についても、三ツ星保育園と同様のサービス（延長保育、朝7時半から夕方6時半ごろまで）を、お願いしたい。

2つ目として、藤川からの通園バスは出さないとの方針だが、運行されている地区もあり、平等性を持ってもらいたい。

3つ目として、19年度末までに三ツ星保育園や聖母保育園の見学や体験保育を実施すること。

この3つが要望事項として出されております。

これに対し、1つ目の聖母保育園の延長保育については、聖母保育園は私立保育園であるため、町から延長保育の強制はできないが、必要がある場合には実施について要請していきたい。ただ、延長保育については、子供のことも考え、保護者等の状況から必要な園児に限って対応していきたいということになっております。

2つ目の通園バスについては、保育園の通園については原則保護者の手から保育士の手へであるため、バスは出す予定はありません。あるいは距離的なことも関係して、地理的な条件からそのような回答をしております。

現在運行しているバスについては、瀬平保育園の集約に当たり一番近い保育園が三ツ星保育園であったため、いきなり久保尾から三ツ星保育園では急な変化であるため経過措置として対応しましたので、今後そのバスの運行についても対象者の状況等を判断した上で調整していきたいと答えております。

3つ目の三ツ星、聖母保育園の体験保育は、随時対応していく方針であると文書で解答するとともに、懇話会の中でも説明し、藤川区及び藤川保育園保護者から平成18年11月26日付で同意を得たものであります。

現在、延長保育は必要に応じ実施しており、また三ツ星、聖母保育園とも随時交流会を実施しております。通園バスにつきましても、先ほど述べたように状況を加味しながら現在検討しているところであります。

次に、藤川保育園建て替えから10年そこそこで休園ということの御指摘であります。1園化の方針の再度の協議、保育園休止に伴う地域への対応策はとの御質問ですが、町内の公立保育園の再編については、平成16年8月10日付で、町立保育園運営委員会から、当時は中川根町であります。中川根町内の公立保育園は、1園とすることが望ましいとの答申があり、これまでその答申に従って協議をしまいいりました。大人の目線ではなく、子供の目線に立って、多様な保育サービスの充実や子育て環境の整備に努めてまいりたいと考える中で集約を進めてまいりました。藤川保育園集約後の施設利用については、保護者の皆さんや地域の皆さんの御意見も伺いながら、町の施設としての有効活用を検討していきたいと考えており

ます。

次に、藤川保育園の継続と休園とした場合の経費の比較ですが、休園となった場合でも、電気代、水道料、電話料、浄化槽などの設備点検等が必要となります。はっきりした数字は確定しておりませんが、平成18年度の藤川保育園の運営費は人件費も含めて2,538万円、そのうち休園した場合でも維持管理費等は地名保育園の例を参考にしますと、約50万円ほどかかると思われます。

徳山診療所の活用についてであります。

御質問では、この施設を子供やお年寄りなど、地域の人との交流の場として解放する考えはないかとのことですが、この施設は平成6年度に県の地域医療施設整備促進事業費補助金をいただき、建設されたものであり、厚生労働省からの通達により補助金等により取得した財産の処分制限期間が定められております。徳山診療所の場合は、その期間は17年であり、今後は処分制限期間等を考慮しながら、地域の皆様とも協議しながら、町全体の施設としての有効活用を考えていきたいと思っております。

個別に後期高齢者の制度の御質問がありますので、質問ごとにお答えさせていただきます。保険料平均の見通しはであります。

御質問いただきました静岡県の保険料見通し額につきましては、国の各係数提示がこれからであること、診療単価・審査支払手数料単価・葬祭費単価等も協議・検討中の段階であることなどから、現時点ではまだ静岡県の保険料見通し額をここでお示しすることはできませんが、11月上旬に開会予定の広域連合議会において保険料が決定されるものと思われます。

7割、5割、2割軽減の対象者は平成18年の所得で推計してそれぞれ何人かという御質問であります。

この軽減については、静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に、国保同様に条例化することとなっておりますが、現在のところ、広域連合では、全体の数値は把握することはできますが、市町ごとについては、仮算定後でなければ出すことができません。後期高齢者医療の対象となっていく75歳以上の方だけの7割、5割、2割の軽減の対象となる方の条件については、後期高齢者市町村システムの導入された後でないと、当町における対象者数を把握することはできません。

新たな保険料の負担が生ずる人は何人かという御質問であります。

75歳以上の方で社会保険本人になられている方は大変に少ないと予想されるため、ほとんどの方が扶養になっている方ととらえていいかと考えます。

8月31日現在の老人医療受給者数のうち、社会保険被保険者の該当者は396人であり、このことから新たに保険料負担が生じてくる人数は約400人弱と予想しております。

また、被用者保険の被扶養者であった人に関しては、後期高齢者医療制度になって新たな保険料負担が発生するため、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度への加入時から2年間、応益分の保険料を5割軽減する措置が設けられている予定となっております。

保険料のことで均等割だけの人は何人かということでもあります。

平成20年度から後期高齢者医療制度の対象となっていく、現時点での75歳以上の国保被保険者は1,720人ですが、後期高齢者医療保険料において所得割の応能割に負担がかからず、均等割の応益割だけに負担がかかってくる者は、静岡県後期高齢者医療広域連合における保険料の決定や後期高齢者医療システムが導入された後でないとは対象者は把握できない状況であります。

保険証等の発行決定はどこということでもあります。

後期高齢者における対象者リストは、広域連合で抽出されますが、交付については各市町において行うこととなります。当町におきましても国保同様、発行の決定を考えております。

減免規定であります。これは減免規定はございます。国保同様、条例化することとなっております。

以上のように、まだ新しい制度あり、未確定な部分が多いわけでもありますけれども、新たに制度がスタートするわけで、住民の方にそうしたものをしっかり届け、情報を提供するのも行政の役目でもありますので、情報が入り次第さまざまなルートを使って住民、あるいは特に対象者の方にはお伝えしたいと考えております。

それから、答弁が漏れましたけれども、旧町時代の保育園の運営委員会の諮問、あるいは答申がという質問でありましたけれども、私は当然それは生きているというふうに考えております。また、さまざまな条件を考えて答申を受けたものでありますから、それに従って旧町時代はやってきましたし、その取り組みは今後とも必要ということで合併後も続けてまいりました。私は当然尊重すべきものと考えております。

それから、同じ人数で10年前にそうした施設をつくり、今回休止するということは行政の責任がという御指摘でありますけれども、当時やはりそうした要望があり、さまざまな観点から改築というのが決定されたというふうに私は考えております。

現在さまざまな社会経済情勢の中で、地元の理解を得ながら休止をしたということでもあります。当然保育環境というのは行政と保護者の信頼関係も1つの要素と考えておりますので、足しげく地区に通い、要望書が出される前も答申が出た後何回も藤川へ行っておりますけれども、そうした経緯の中で最終的に地元の方の合意を得たというふうに考えております。

当然そうした施設がある中で、休止について合意していただいた地元の地区の方々、そして保護者の方々の思いというのを、しっかりこれからの保育サービスを提供する中でこたえていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） では、最初から1つずつお願いいたします。

放課後学童クラブの設置の取り組み状況ですけれども、ただいまの答弁ですと、放課後子どもプラン運営委員会でアンケートをやるということで、アンケートで方向が決まり次第す

ぐに取り組みたいということですか。そうすると来年度から実施すると認識していいでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 議員も御承知かと思えますけれども、国の補助を受ける場合には開設日数が250日以上、あるいはそれぞれ人数等も規定されておりますので、やはり最初にどうしたニーズがあるのかということと、もう一つは、やはり運営スタッフ、あるいは小学校を拠点とした場合はスクールバスとの調整とさまざまな検討課題があろうかと思えます。

現時点でいつから始めるということは明言できませんけれども、私としては保育園の再編のときに申し上げたように、保育園の再編というのは子育てのいろいろなニーズにこたえるためにやっていくんだということを申し上げてきましたけれども、では、保育園を卒園して小学校1年になれば、途端にこうした体制がなくなるというのはやはり私も課題だと思っておりますので、どのような方が必要とされているか、そしてどういった形でスタッフをそろえ、そして運営費等の確保ができてということを明示しながら現在進めている行政改革とも照らし合わせながらご理解を得ていくには、いつという明言はまだできませんけれども、私は当然取り組むべき課題だというふうに承知しております。随時状況を報告しながら各方面から提言や協力をしていただきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 厚労省が2007年度に、今年度の予算ですね、放課後児童クラブということで、文科省の方が放課後子ども教室推進事業ということで、両方一緒になって158億円余の予算を計上してしまして、目標は、すべての小学校区に設置するという事なんです。

放課後子ども児童クラブ、プランというのは今当町でやっている週に1回とか地域の人たちと一緒にやるということで、放課後学童クラブとは全く違うということも町長にはわかっていると思うんですけども、6月の議会のときにはそのところがごちゃごちゃしていましたので、今私が聞いている放課後学童クラブについて、町長はアンケートを行い、それで方向が決まったら国の設置補助要件というのがあるということで、まとめればやるということなんですけれども、どういう形、文科省はすべての小学校区単位にと言っているんですけども、当町では町長はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 答弁がダブりますけれども、先ほど国は予算を確保していただきましたけれども、それを充当するには相当な、例えば最低10人以上とか、あるいは開所年間250日以上とか、相当な覚悟がなければこの補助事業にのって事業を推進するということはなかなかできない状況で、では、地域の実情に合わせてどうやっていくかということ構築していく、まだそういう段階でありますので、アンケートの状況を見ながら構築していきたいと考えております。

また、ほとんどの方が徒歩で通学する学区と、当町のような状況にある学区とはまた児童の登下校の問題等もありますので、相当いろいろな対応策というのを考えていかなければならんと思っております。アンケートをいただいて、そしてその中でこういった希望があるのかというのを踏まえて、全校体制なのか集中的にやるのか、あるいはどういう施設を利用するのかを検討していきたいと、今の段階ではそういう段階ということでご理解いただきたいと思えます。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 6月議会でかなり森議員が詳しく厳しく質問したわけですね。それなのに、今の町長の答弁は、まだ本当に何も火もついていない、本当にそれでやる気があるのかしらと非常に不審に思ってしまうような答弁なんですね。今全くわかりません、アンケートはこれからですと。そうすると来年度の事業にのれないのではないんではないでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） さっきから言っているように、実施する場合には長期的な視野とか、あるいは継続性を考えていかなければなりませんので、町としてはどういう体制が組めるのかということも十分吟味した上、あるいは検討した上で体制を組んでいかなければならないということで、それを今やっているところというふうにご理解をしていただきたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 長期的な視野とか条件ということを盛んに、先ほどから継続できる状況かどうかなどと言われているんですけども、250日以上開設するということは、それはやる方の取り組みの問題ですし、人数が10人以上あればということは、私はほとんどの学校で10人以上の希望は、今お母さんたちはほとんど働いていますから、あるんではないかと思うんですね。

そのときに、もしどの学校も10人以上希望があった場合には、それぞれの学校で開設するお考えでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） アンケートの利用状況、あるいはそういった状況を加味しながら、どういう体制が組めるのか、あるいは利用料金をどんなふうを設定して運営をしていくかということも踏まえながら、何回かやりとりもしていかなければならんだろうというふうに思っております。

いずれにしても、特に小学校3年以下の子供たちを今の家庭状況の中で社会的に、面倒を見るという言い方はあれですけども、対応していく必要性は認識しておりますので、そうした体制をどうつくっていくか、検討しながらやっていくという状況であります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 保育園を出たばかりの、先ほど町長も言われましたけれども、子供たちを持っていらっしゃるお母さんたちは、本当に待つ待つ延ばされたという感じにいるわけですよ。19年度から始まるかなと期待していたお母さんたちが結構いらっしまったみたいで、それが延びてしまった。それでもなお、今の町長のような答弁ですと、本当に来年も始まらないかもしれない、それでは本当に行政として町民の人たちに、子供をたくさん産んでください、子育て支援をやりますよ、保育園も13人もいるのにつぶして、子供のために廃止にするんだと先ほど言われましたけれども、そういう言葉を、こちらでは子供のためと言いながら、こちらでは中がよくわからないと、だから、まだ何も考えていないと。そういうのは、もしお母さんが聞いていたら不安でたまらないと思います。このことについては質問しませんけれども、同じ答えしか返らないでしょうから。ぜひ、急いでちゃんと実効のある取り組みを初めていただきますよう、心からお願いいたします。

それでは、2点目の藤川保育園の廃園計画についてですけれども、休止なのかちょっとわかりませんが、町長の答弁の中で落ちていた点が2つあります。後からつけ足しましたけれども、それでもまだ落ちている点は、この公立保育園の1園化方針が総合計画にも次世代育成支援行動計画にも載っていないということで、再度こういう全く新しい町になったのに、計画にも新しい町でつくった計画にも物せていないということは、もう一度最初からやり直すべきではないかと思うんですけれども、その点に対してどうなんでしょうか。なぜ、計画にのせなかったのか、お聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言いましたように、その答申を受けて町の方針として公立4園を1園にしていくというような方針で動いております。それは1つの流れとして方向性が確定したというふうにとらえておりますので、あえてそれを再確認する必要はないということで載せていないと思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） それも非常におかしな話ですね。方向が決まっていたら、総合計画には決まっているものは何も載せていないんですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 質問の趣旨が再確認をするかということだと思いますけれども、当時の中川根町の中でこの4園を1園化するということは1つの路線として確定しておりましたので、その流れに沿ってやっているというところであります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 再確認をするために委員会を開けと言っているわけではありません。もう一度考え、白紙に戻して保育所運営委員会で1園化方針が必要なかどうか。そこから協議すべきだと。なぜなら、川根本町は19年度からの10年間の総合計画には一言も触れていないですよ。次世代育成支援の方にも一言も触れていないですよ。これからやることなのに、

ここにのっていないということは新たに再度やり直すべきではないですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） こうした答申をいただいて、それにのっとなって再編を進めていく。それもやはり少子化、あるいはさまざまな保育サービスの充実のためにやってきたということでもありますので、総合計画云々というのと直接のせるかのせないという話ではないというふうに私は思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長、総合計画とはそんなに軽いものなんですか。総合計画の71ページに書いてありますよ。現在3つの町立保育園と1つの私立保育園、1つの私立幼稚園での保育を実施していますが、うち2カ所には子育て支援センターを設置し、地域の子育てを支援していますと書いてありますよ。これを変えるというわけでしょう。載せるのが当たり前ではないですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 総合計画の文言云々というよりも、実際問題としてそうした子供の少子化、あるいは家庭環境の変化、そして保育ニーズの多様化に対応するためにこうした施設をしております。そのことに関しては一定の合意を得ながら進めてきた。個別に関しては先ほどの藤川の例のように、直接関係する地区の方、保護者の方と話をしながら現在に至っているというふうに考えております。総合計画に載る載らない、総合計画は先ほど言ったように、基本的な長期目標の中でうたっているものであって、個別計画に関してはその都度必要な対応策をとって事業を実施し、あるいは改革を進めているというふうに私はとらえております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長が、総合計画をそれくらいにしか考えていないということは非常に重大な問題として受けとめます。総合計画の策定に当たられた人たちは真剣に本気でつくったと思うんですよ。この言葉に偽りはないという気持ちでつくったと思うんですよ。私もかかりましたし、その言葉がないから私は賛成したんですよ、これに対して。保育園1園化の言葉がないから。今になって、前の町から引き継いでいるものだから、それは当たり前だ、ルールに乗っているものだ、だから書く必要はないと、そういう考え方で総合計画を町長が考えているということが、今本当にはっきりわかりました。非常に重大な問題だと思えます。

次に移ります。

徳山の診療所の活用についてですけれども、地域の人たちの要望によって有効活用を考えていると、進めていいというふうな答弁だったと思うんですけれども、徳山診療所というんですか、森岡医院だったと思うんですけれども、町に寄附をしていただいたときに、寄附されるときに何か条件が使い方についてあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現時点では、私の認識としては文章化されたようなそうしたものは無いというふうに認識しております。ただ、そのやりとりの中で公共的な施設、土地を寄附するときにはいろいろな思いというのはあつたろうと思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） それであれば、御遺族の方たち、森岡先生の親戚の方たちに、一応はこういうふうに使いたいんだけどもということでは話ができると思うんですけども、前回旧町のときに計画したような、中を取り壊してしまつてカウンターも取り壊して受付をなくして広くするというふうな、そういう計画ではなくて、やはり地域の人たちは、あの診療所を建ててもらふときにお医者さんがいなくなったときには不安だということで、本当に徳山区だけではなくて、藤川、水川、ほとんど100%に近い世帯が署名を出して、建て替えを実現してもらつた建物ですので、今みたいな使い方をされていても、非常に残念というかもったいないと思いますし、だからといって、中を壊してまで何かほかのものに使うというのも納得できない方たちもいらっしゃると思いますので、ぜひそのところは気をつけていただいて、徳山区の人たち、あるいは北部地域の人たちに活用ができるよということを経験の方からそういうことを伝えていただければいいでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） いずれにしても、町有施設の有効活用というのは行政改革でも重点項目でありますので、活用については今後とも幅広い検討をしていきたいと思っております。

もちろん、徳山地区の方々からの御厚意であつた場所が整備されましたけれども、活用については町の施設という形で、幅広い方が使えるのが望ましいのではないかと考えております。

そういった意味で、どのような活用をしていくのか、あるいは補助金返還とも絡んできますけれども、そういったことを踏まえながらあの施設の有効活用については、議員御指摘のとおり、幅広く検討していかなければならないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 幅広い活用がいいかどうか私にはわかりません。ぜひ、地域の人たちの役に立つ活用をお願いしたいんですけども、これまで助役さんの宿舎になったり、ちゃつきりお嬢さんの宿舎になったりしてきているんですけども、今度もちゃつきり娘さんが見つければ、また泊めるというふうなことになるのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先の話ですので確定的なことは申しませんが、現状で仮にそうした対象者が出てくれば、あそこの宿泊部門というか、住宅部門というのはそういう活用があるかなというふうに思っております。こちらの診療所部門はさまざまな課題があるかと

思いますけれども、向こうの宿泊部分に関してはそういう使い方も1つかなというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 石井有美さんでしたか、もうやめて、先日見たんですね、この町に。お祭りで見えたのか、それでそのときに、徳山診療所の跡に泊まったのではないのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 町の施設でありますので、そういった準個人的な用途には使っていません。また、ことし使ったのはインターシップの学生が泊まったり、町として受け入れる、そういった学生があそこを使用した経緯がございます。延べ4人の方が泊まったと、私の方ではそういう認識でありますけれども、そういう活用はさせていただいております。プライベートに泊まるということはないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） その辺ではうわさが間違っていたようですので、確認してよかったですと思います。

宿泊のために泊まるとすれば、町内には宿泊施設は幾らでもあるものですから、個人的に宿泊施設に泊まるというのはおかしいんではないかと思って質問をしました。

次ですけれども、最後の後期高齢者医療制度についてお聞きいたします。

最後の項目で、減免規定がありますかとお聞きしましたら、町長は先ほど、国保同様制定するというふうに答えられたと思うんですけれども、本当にそれでいいんですか。確認されたんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） お答えします。

減免規定につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例というのがありまして、その中に減免も設けますよということで、一応今のところ載っておりますので、条文化されればその制度は出てくると思います。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 実は、私たちのところに届いたファクスでは、岡山県の広域連合では減免制度というのがないということで、定めるようにということを検討しているというふうに書いてあったものですから、では、静岡県はもう既に減免規定を設けるということが明らかになっているということと受けとめます。その点は安心をしたんですけれども。

厚労省は9月の初めに、保険料の算定基準の政令を公布するとして、厚労省資料に9月中には各広域連合において保険料の試算をして、市町村へ説明をするとしているんですけれども、その保険料算定の基準の政令というか、算定の方法を書いた政令というのは町に届いて

いるのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 先ほど減免の件について補足的な内容をお話しさせてください。

まだ決定をしているということではなくて、これは広域連合の議会で決定しますので、今のところは決定していないんですけれども、そのような方向でいるということだけご理解願いたいと思います。

それから、保険料の内容ですけれども、今のところお示しすることができるのは、全国平均、これは6月にもお話ししたかなと思うんですけれども、応益応能割合を50対50にした場合には、平成20年度推計の全国平均では幾らですよというようなことは今のところ言えます。その金額につきましては応益割合が月額約3,100円、それから応能割合も同じく月額3,100円になりますので、合計で6,200円という数字が示されております。

これは年額でいいますと7万4,400円の保険料負担ということになりますけれども、そのほかに、例えば数点ほど試算の例が出てきております。例えば基礎年金79万円だけの受給被保険者の場合はどうかとか、いろいろなパターンがありますので、そういうものを示されております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） なぜ後期高齢者医療制度について6月にも質問をして、また9月にも続けてやったかといいますと、町長はこの制度は非常に必要な制度だと、それからお年寄りを苦しめるような制度ではない認識でいらっしゃるなというふうに答弁を聞いて思ったものですから、再度質問を出したわけです。

町長にお聞きしますけれども、この制度で保険料の納付、普通徴収される人は年金が1万5,000円以下の人しか普通徴収にはならないわけですね。普通徴収というのはご存じのように自分で納付する人たちです。だから、自分で納付するか、あとの人たちは年金から天引きですので、何を言おうと引かれてしまうわけですから、滞納にはならないわけです。年金月額が1万5,000円以下の人たち、その人たちが滞納した場合にどうなるかご存じでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 滞納した場合にはそれなりの状況を加味しながら対応するというふうに私は認識しております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 6月議会でも詳しく私は述べたつもりなんですけれども、それなりの状況を加味して対応するというのではなくて、では、課長から答弁をお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 今おっしゃっているのは、例えば軽減的なものがあるのかとか、短期給付とか社保証明なんかのことをお聞きだと思うんですけれども、これにつきましても、

やはりそういう制度はあると思います。先ほど来言いますように、まだ広域連合の方の議会を通過しておりませんので、そういうようなものは出てくると思います。

それにつきましては、先ほどの答弁の中にもありますけれども、広域連合で決定され、広域連合から交付されるんですけれども、資格証明とか短期被保険者証の発行決定というのは、やはり市町村の事情なんかをよくわかっていないとできないと思いますので、それらにつきましては、一応リストは広域連合の方で抽出されると思いますけれども、やはりこの人は分納をしているから少し様子を見てみましょうとか、それとか、例えば生保等になっているから、少し見直しましょうとか、そういうふうな内容を検討するのはやはり市町でやらなくてはならないと思います。ですので、そういうようなものでカバーしていきたいなと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 結局、町で一人一人の顔が見えるから、その方の状況を見て対応ができるだろうというお話なんですね。

でも、この後期高齢者医療制度の中では、1万5,000円以下の人が滞納した場合には、1年以上滞納すれば資格証明書、それ以前でも3カ月で短期被保険者証が発行されて、資格証明書になったらどうなるんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） これも国保の場合しか答えられないものですから、後期高齢者の場合にはどうなるかというのは今のところ細かくわかりませんが、ほとんど国保と同じような考え方でいくと思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長は御存じないですか。

町長（杉山嘉英君） やはり国保と同様な扱いになると思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 国保と同様というのはどういう内容でしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 資格証明者の方は、一たん病院の窓口の方で10割を支払いますが、申請書をその本人からいただいて、保険給付の担当の償還を受けることになるということになります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 非常に怖いペナルティーが科せられということがわかったわけですよ。余り知りませんか、まだわかりませんか、町民の人たちが非常に大変な状態になる、75歳以上のお年寄りの人たちが1万5,000円以下の年金しかない、本当に保険料が払えるかどうかかわからいですよね。私だったら多分払えないと思います。

そうしたら、払わなければ、ちょっとぐあいが悪くなくてもお医者さんに行くときに、幾

ら持っていけばいいんでしょうか。10割というのは幾らか全くわからないわけですよ。年金が1万5,000円以下の保険料を払えない人が医療費を10割分、幾らかわからない医療費を用意してお医者さんに行けるでしょうか。私は、こういう制度は本当に見直しを国に対して求めるべきだと思うんです。でも、残念ながら私たちのこの議会では、私が出した意見書も見直し凍結ということで賛成していただけませんでした。今議会でも上げられませんでした。来年4月から確実にこのままだと始まりますね。始まったときに、本当にお年寄りの人たちを守ることができる、守ってみせると町長に一言言っていただきたいです。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 新しい制度が始まる時に、1点の部分だけを指摘して、その制度の可否を論じるのはやはり問題があるかと思っております。今後運用されて国・県からそうした本格的な運用体制が示されたら、その中で町の裁量として何ができるのか。あるいは制度的に欠陥があれば、どう地域としてそれを県・国に伝えていくのか。そういったことにさまざまな対応をしながら安心してこうした制度を受けられ、そしてひいては、こうした地域に住み続けられるような努力をしていきたい。

国保においてもさまざまな、平等性の問題から資格、あるいは短期というようなこと行っておりますけれども、その審査については十分な検討を加えて単純に不払いがあるかではなく、どういった状況なのか、あるいはその中でも分納等をしているか、そういったものを見ながら対応してきた経緯がございます。

したがって、この制度に対しても、制度としてはこういう制度がある中で、どこまで町としての対応、あるいは地元の対応を十分確認しながら新しい制度が地域になじみ、こうした医療制度の安定につながるよう努力したいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今の町長の答弁に質問する前に、もう1点確認したいんですけれども、国保の場合に75歳以上の高齢者に資格証明書が出せるでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 75歳以上となりますと、後期高齢者になると思いますので、その場合にはやはり同じように、今度は保険料という形になると思いますけれども、保険料の軽減というのがありまして、これは7割、5割、2割、御存じだと思いますけれども、その制度があります。

やはり、75歳であろうが滞納とかそういうようなものがあれば、資格証明書を出さざるを得ないと私は思いますけれども、今の段階ではそのことしかお答えできないと思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 厚労省は国保において高齢者への資格証明書の発行をしないようにという通達を出しているはずですよ。多分、冷たい今の政治ですから、どんどん法律を変えていますので、変えられたかもしれませんが、つい最近まではそうだったはずで

す。

それは、高齢者はお医者さんにかかる回数がどうしても機会が多い、その高齢者に資格証明書を発行したらどうなるか。本当に年寄り死ねというのかという声がたくさん上がっているんでけれども、それと同じことを町がやれるかということで、住民の命を守る行政がそういうことをやってはいけないということで、出さないというふうに一応なっているはずで

す。

それで、多分最後ですか。もう1点。

広域連合の組合議会ですけれども、当然傍聴はできると思うんですよ、議会だから。開催される日というのは私たち議会に、今度はいついつあるよということをいつも知らせていただけるのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 広域連合の議会は、議員が決められておりまして、本町からの議員はおりません。そのかわりに、広域連合からの情報につきましては常にいろいろな情報が入ってきますので、必要とあらばお知らせしたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 来年から75歳以上の方から年金天引き、1万5,000円あれば保険料は年金天引きということで始まります。

私は滞納した場合のことを非常に問題にいつもしているんですけども、滞納した人は本当に死ねというのと同じ制裁が待ち受けている。そして、滞納ができない人にも非常に大変な保険料の年金天引き、先ほども課長が言われましたけれども、6,200円、国の平均で。2カ月に1回の年金ですので、介護保険料と合わせると約2万円になるだろうと言われております。そういうものが高齢者の月4万円とか5万円という年金から引かれていく、2カ月分10万円ぐらいのところから引かれていく。非常に過酷な制度で、このまま町長は1点だけを指摘して可否を言うのは問題があると先ほど答えられました。私は1点だけを指摘しているではありません。資格証明書のこと、保険料を年金天引きすること、そして保険料は2年に1回ずつ見直しがされて、高齢者の75歳以上の方が使った医療費の1割ですので、医療費がふえれば保険料が上げられてしまいます。

それから、もう一つひどいのは、老人保健と同じように差別診療があります。包括診療といって、もうお年寄りには1カ月どんな病気であっても、お医者さんを決めて、1カ月5,000円と決めたら5,000円しか払わない。幾らというのかわかりませんが、その決められた金額の診療報酬が来る範囲内で治療をする。そうするとお年寄りの人たちはどうなるのでしょうか。多分、お医者さんは、医は仁術で心きれいなお医者さんがほとんどでしょうけれども、それでも経営が成り立たなくなるようなことはできないと思うんです。そうすると、お年寄りの人たちは私たちとは違う、現役世代とは違う本当に劣悪な医療にさらされていく、アメリカと同じようになっていく、そういうことが非常に大きな問題だということで、今全

国で大勢の人たちが声を上げているんです。

町長、議会にこうすることで国と一緒に声を上げましょうというふうにもっともっときちんと勉強して呼びかける考えはないか、最後にお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） この医療制度に限らず、さまざまな制度改革が国の、あるいは地方のさまざまな段階で行われております。特に、国の制度改革については、やはり全般的な地域の実情というのが反映されていくように常に注意深く見守っていく必要があるかと思えます。

この制度に関してはまだ具体的に始まっておりませんし、細部が示されたわけではありませんが、今の段階では何もそういった要望という段階ではありませんけれども、これに限らず、そうした新しい改革の中で、地方、あるいはこういった山間地等がその条件に合わないという場合には、しっかり声を出していくことは必要かと思っております。

ただ、このことに関して今の時点ではまだ制度が始まっておりませんので、何も言うべきことはありませんけれども、今後やはり地方として中央にしっかりと、特に制度的なものの改変に対しては声を上げていく必要は必要かと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 国、中央に対して声を上げていくことは必要だと、実体が動いてみないとでもそれはわからないと。でも、実体が動かなくても本当に決められたことはわかっているし、進んでいるわけですよ。

11月には保険料が示されてくる。それまでほかの広域連合では東京なんかでは計算をして、先ほど最初の質問のときに言いましたけれども、国保税よりも2倍ぐらいの保険料になるというのが出てきたから、広域連合が力を合わせて国に見直しを、凍結を言おうということで意見書を上げているんですよ。そういう状態で、町長はまだ何にもわからない、言うべきことはない、町民をそれで本当に守る立場に立っておられるのか。

私の質問の回数はこれで終わりますけれども、新聞を見れば後期高齢者医療制度の問題点が続々と出ています。本もたくさん出ています。もし町長が見たことがないとおっしゃるなら、私はお届けしますので、ぜひもっともっと勉強していただいて、町民を守っていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

次に、中澤智義君、発言を許します。13番、中澤智義君。

13番（中澤智義君） 中澤智義です。通告に従い、質問をいたします。

1つ、水利権の更新について。

平成20年7月に更新を迎える水力発電所井川、奥泉水利権の更新について、これまでの経過と現状、また、今後の対応や当町の考え、大井川の清流を守る協議会の動きなどをお聞かせ願いたいと思えます。

2つ、住民サービスの公正化について。

住民は基本的に平等で公正な行政サービスを受ける権利があると思います。また、行政は住民に対し差別のない行政サービスを行う義務があると思います。

そこで、こうした理念にのっとり、不平等な行政サービスがある点を指摘して質問を行います。

まず、公共交通町営バスについて質問を行います。

この点につきましては、以前、一般質問でも中田議員、そして森議員が取り上げております。その答弁といたしまして行政は、国道362号線青部バイパスが開通後に両町の交通機関として考えるということで、その姿勢を町長が明らかにしております。

しかし、青部バイパスの開通は平成23年以降と土木事務所では説明しております。ということは、まだ今から5年後だということでもあります。

旧本川根地区は、一部私鉄バスが運行している地域がありますが、私鉄バス、町営バスも運行されていない地域の人たちは、まだ5年も待たなければ町営バスの運行の恩恵が受けられないと、そうした不満を私たち議員に訴えております。

先ほども申したとおり、平等な行政を住民に執行するについて、これでいいのかと、この点を行政にお伺いいたします。

それから、不公正な行政として児童助成補助金について質問いたします。

この点で、以前澤畑議員からも指摘されております崎平地区の小学生の通学費の問題でございます。

条例を盾に、そのときはこの問題はほごにされております。しかし、その後小学生の通学は通学バスが主体でそのときの状況より変わっておりますし、また崎平地区の小学生だけが通学費を自己負担しなければならんと、そういう状況が浮き彫りにされております。これも平等な行政を行うという点で行政当局の考えをお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、不公正な不平等な児童助成補助について取り上げます。

川根本町は、保育園事業に2億3,696万4,816円、18年度の決算で出ております。その中で本町からの一般会計の持ち出しは1億7,364万361円です。保育園運営に助成補助をしております。園児1人に対し町の持ち出しは120万5,835円です。これに対し当町にある唯一の幼稚園さゆり幼稚園に対する児童補助ですが、18年度の決算で運営補助165万円、就園奨励金102万7,000円、さゆり幼稚園園児1人当たりになりますと13万3,850円です。児童補助金に保育園と幼稚園に大きな差があるわけですが、それぞれの事情もあるかと思いますが、同じ川根本町の園児でありますので、この点の違いを行政の考えをお聞きしたいと思います。

なお、さゆり幼稚園は昭和23年開園いたしまして約60年たっております。この地域の幼稚園教育の振興に大きな働きをしてきたと私は思います。さらにそれぞれ園児を持つ家庭のニーズにこたえるための役割も大きいものであると思います。既に1,000数百人の卒業生も送り出しております。そうした点を考えますと、この差はちょっと行き過ぎているのではない

かと、こう考えるわけでありますので、この点をひとつわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

私の質問は以上です。

議長（佐藤公敏君） ただいまの中澤智義君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 水利権の更新についてお答えいたします。

平成20年7月に水利権更新を迎えます井川発電所と奥泉発電所について、これまでの対応についての質問であります。

川根本町といたしましては、大井川の流況、水質改善を推進する上で、今回の水利権更新を1つの機会ととらえ、本町の当面の重要課題であるとの認識のもと、前年度に、田代川ダムの東京電力との水利権交渉時、大井川水利流量調整会議での合意事項も踏まえて、また、町内各層の意見、議会の意見等も参考にしながら、内部の調整会議を重ね、中部電力に対する川根本町としての要望書をまとめました。

内容についてはもう既に議会にも示してありますので、議員も御承知のとおりだと思ひます。

2つの発電所の利水における減水区間に目を向けるものではなく、大井川全川の流況改善を基本とし、具体的には大井川ダム直下で、冬場3.9トン、夏場9.8トンという要望数字を出しております。

なお、大井川ダムから八木キャンプ場周辺までの区間の濁水について今回の更新に合わせ、早急にその原因と改善策を示していただくこと。そして許可期限を10年間とすることなどが主な内容であります。

この件につきましては、流域3市3町で構成する大井川の清流を守る研究協議会としての活動にも大きく影響いたしますので、中部電力へ要望する前に各市町へ川根本町としての要望を中部電力に提出すること、またその要望書案を送っており、了解を得たところであります。

その後、3月28日に中部電力静岡支店へ要望書を提出してまいりました。行政機関へは、国土交通省静岡河川事務所長、静岡県建設部長を初め河川担当室へ、要望書を提出した旨の報告と要望を口頭で説明しております。

その後であります、5月28日に中部電力静岡支店長とお会いいたしまして、対応状況と考えを聞くため、会議を持ちました。その結果についてですが、国のガイドラインを遵守した上で減水区間の考え方、とらえ方にお互いのずれが生じているという認識を持ったところ、その間6月議会において議員発議にて中部電力に対する要望について決議をいただき、正副議長が静岡支店へ要望に行かれたことも承知いたしております。

中部電力から正式な回答書をいただけるものと認識をしておりますが、まだ来ていない現状でございます。

大井川の環境保全について共通の目的を持っている大井川の清流を守る研究協議会の総会が6月18日に開催されました。その席上で、大井川の現状と、今までの経過と中電の現在の考え方などを報告し、流域全体の問題として今後の活動の足並みをそろえていけるようご理解を得たいと決議案をご審議いただいたところ、委員から、大井川の環境保全と利水を考えていく上で、大井川の恩恵を受ける志太地区、中東遠地区の合意形成、参画が必要であり、発電用水利権が、下流域の水利権にどう影響が及ぶかも判断できないということで、その時点では保留となっております。

その後、正副会長、これは川根本町、牧之原市長、川根町議会議長であります。協議し、今後の方向性と要望書案を取りまとめ、7月25日に協議会としての要望書を採択いたしました。その内容につきましては、1点目が大井川の河川機能、環境維持、駿河湾海岸域の浸食等の課題に、恵みを共有する志太地区、中東遠地区と連携して環境保全活動に取り組むことを要望する。

2点目が、平成20年7月に迎える水力発電用水利権期間更新が円滑に実施されるよう、流域自治体、下流利水者、発電事業者、河川管理者などによる協議会設立を国・県に要望するとなっております。

その後、大井川環境保全の流域連携を要請するために、8月9日掛川市長への要旨の説明のための電話連絡を皮切りに、8月10日に菊川市長、17日に岡部町長、袋井市長、21日に大井川町長、藤枝市長、30日に焼津市長、9月4日に再度掛川市長への承諾ということで、5市2町を訪問いたしました。

各首長に要望書を手渡し、大井川の現状、協議会の活動や、今までの経緯を説明し、環境保全活動の流域の連携について賛同をいただき、今後首長による会議開催についても了解を得たところでございます。

同様に、県に対しましては、建設部長ほか、関係室、中部支援局長に要望書を提出したところであります。

今後は、流域8市5町の担当課長レベルの会議を経た後、首長会議の開催において、大井川の環境保全と水利用などの意見交換、各市町における課題を確認の上、本町にとっての課題である流量改善、濁水問題の解決のため、あるいは海岸浸食を防ぐため、流域全体でまとめることができるよう努力していきたいと考えております。

今後、こうした流域の5市町が大きな連携をしていけば、国・県に対する調整要望の力となるのではないかと考えております。

大井川全川における流況改善と、下流利水に認められている権利との調整が最大のポイントになることはだれもが承知している問題でありますので、早期に調整会議なるものを設置されるよう国・県に働きかけをすることが重要と認識しているところであります。

今後とも中部電力に対して回答をいただけるよう、町としても働きかけを進めてまいりたいと考えております。

それから、住民サービスの不平等という御指摘ではございましたけれども、町といたしましては、そうした不平等がないようにさまざまな努力をしております。しかしながら、どうしてもサービスを受ける、受けないというのが出てきますので、それで公平性を保つために条例、規約、あるいは決まりをつくりながら、その中で運用しているということでもあります。

町営バスについては、平成9年8月に小井平 - 久野脇間を走行するせせらぎ号の運行開始、平成15年9月には下泉駅を起点にして、文沢、原山、地名、役場間を走行するやませみ号の運行を開始して、現在2路線の体制となっています。1日間の各路線の走行距離はせせらぎ号が約233キロ、やませみ号が約189キロ、合計で422キロとなっております。バスの管理は外部委託をしております。2路線とも大新東株式会社静岡支店が受託をしております。

議員が言われるところの住民サービスの平等な提供についてであります。同様の公共交通として位置づけられる旧本川根地区の方から要望の多かった外出支援サービスの全町同一制度の運行も10月1日よりスタートできる運びとなりました。既存のタクシー運行の継続も考慮しながら、運行体制を考えてきました。克服しなければならない課題もあり、ようやく運行開始にこぎつけたところであります。

今後も、バスを含めた公共交通網の整備充実については、業者ともよく連携し、役割分担をするか、またどこからその財源を確保するかよく協議しながら整備を進めていきたいと考えています。

その具体的な方法等については、町営バス運行について諮問機関として川根本町バス路線対策委員会を設けております。

この川根本町バス路線対策委員会において協議していただくよう考えております。

それから、もう1点、特に崎平地区の通学の問題であります。

広範囲である当町の小・中学校の児童・生徒の登下校には、安全の確保や利便を考慮し、通学状況での安全性や通学方法は常に検討していかなければならないと思っております。

当町では、昨年度の接岨線、東藤川線導入や遠距離通学費補助金交付要綱の改善など、合併後の見直しを経て、現在、東藤川線など7路線のスクールバスの運行、路線バスを利用する大間地区児童・生徒へのバス経費の負担、また、国の基準である小学生4キロ以上、中学生6キロ以上を小学生2.5キロ以上、中学生4キロ以上に拡大した遠距離通学費助成を行っております。

この規定には該当しませんが、御質問の平成19年度の崎平地区からの本川根小学校へ通う児童は、富沢地区の1名を含め21名となっております。大井川鉄道本線で千頭 - 崎平間の6カ月定期を児童が通学として利用した場合、年間1人当たり2万2,060円、21人の合計額42万5,460円となります。

現在、この要綱の見直しの予定はございませんが、今後とも危険箇所の改良の要望などもあわせ、児童・生徒の安全確保に取り組んでまいりたいと思っております。

私立幼稚園への助成が保育園と比較して少ないではないかという御指摘でございます。

幼稚園は、幼児教育を必要とする保護者が小学校就学前の4歳から6歳までの幼児を預ける文部科学省所管の施設であり、保育園は保育に欠ける保護者にかわってゼロ歳から6歳まで乳幼児を保育する厚生労働省所管の施設であります。特に私立幼稚園や私立保育園にあっては、その運営方針や学校法人等が掲げる教育方針に沿った経営がなされるもので、それらを尊重しつつ支援を行っているところであります。

当町では、平成18年度に聖母保育園には公立保育園との保育内容、保育料収入の均一化や地域の特性等による経営を考慮した、国の定める保育負担額の20%、733万5,748円を補助しております。

さゆり幼稚園では、経常経費に関する補助額として運営費助成を165万円、就園に関する補助額として保護者への就園奨励費102万7,200円、計267万7,200円を助成しております。

これは、1人当たりの額としては、私の計算では12万7,500円、1自治体単位としては県下最上位の額となっております。

平成19年度においては、就園奨励費の国庫補助基準に合わせた改正や県の補助基準単価や小規模運営を考慮した措置として、私立幼稚園運営費助成291万3,000円及び私立幼稚園就園奨励費229万6,000円、計520万9,000円を予算計上しております。1人当たり26万円余となっております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

13番（中澤智義君） 3月に町が中電に提出しました要望書、さらに議会の要望書、さらに5月27日に中電との折衝のそのときの様子をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 詳しくは要望があれば報告書等を提出いたしますけれども、概略としてはさまざまな水力発電に対する需要というのは地球環境問題の点からも高まっているというような御指摘の中で、中電としても水力発電の重要性は大変強いものがあるというお答え、それからまた、流況改善に関しては十分な配慮を今までもしてきたし、現在も行っていると、そういった形で今回の水利権更新はダム直下流の減水区間に限定したものという認識を持っているというようなところが、特に減水区間の考え方について大きな開きがございました。私たちは、田代川の水利権更新時に、やはりダムというのは下流に大きな影響を与えるので、全川を見据えた環境改善で、その地点での責任放流をしていただきたいというような考え方でずっときております。その点が大きく違った点であります。

議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

13番（中澤智義君） これは、ことしの3月の議会でも久野議員が水利権のことで質問したのですが、そのときに町長は、大井川流量調整協議会のモニタリング部会の実施している検討結果を参考に水や水質、そうしたことを参考にこれからの交渉の目標にするというようなことを言ってあるわけですが、そこで、このことをもう少し具体的にお聞きしたいので

すけれども。

大井川の上流調整協議会というのは、田代川ダムの水を検証すると、そういう意味だったと私は思うんですけれども、その点はどうでしょうかね。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 同じような名前でありましてけれども、大井川水利流量調整会議、いわゆる田代ダムの更新時につくられた会議は、現時点でも存在しております。その主目的は、今言われたように議員御指摘のとおり、モニタリングをして検証をしていく。その機能としてこの会議は残っており、事務局レベルの会議としてデータを集め、それを検証している会議として機能しております。

今回改めて要望しているのは、それとはまた別にこの井川ダム等の水利権を更新する水利流量調整会議と同等の機能を持つ会議を下流利水者も含めて設置していただきたいということ国・県に要望しているということであります。

まだ、モニタリングの結果についてはもう少し時間がかかろうかと思いますが、その結果をそのまま当てはめるといふことではございませんけれども、その水量の状況とか、あるいは川の生息状況も今後交渉する中で、1つの交渉の推進事項にはなるかと思っております。

議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

13番（中澤智義君） 同じく、やはり3月の議会の一般質問の中で久野君が指摘した中で、更新に取り組む姿勢として、町長は、水量、水質同様にダム放流水の汚濁水の課題を挙げています。私も同感でありまして、ダム放水の汚濁水が水環境に与える影響を考えますと、今回は接岨、奥泉、大沢、八木周辺の魚類や生物の調査をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 今回の水利権更新に関しては、田代川ダムのときの要望事項が、どちらかという水量を中心に要望してきた、あるいは水利権更新という部分になる。水利権更新は今回も同じでありますけれども、今回は水量と水質が同じように強い要望事項として並列しているというふうに認識しております。場所によっては、それは個人レベルの意見ですけれども、濁った水では要らない。それよりも少しでも澄んだ水が欲しいとか、いろいろな御意見がある、それは地点によってございます。

そういったことを考えれば、今回は水量と水質が同じような重要な要望事項というふうにとらえております。

また、現時点、特に大井川ダム下流の、今御指摘のように、奥泉、八木地区というのは大変常に濁っている状況であります。子供たちも川遊びをしない、あるいは、しても泥というような状況でございますので、現在の川の状況というのをしっかり踏まえながら交渉をしていくことが大事かと思っておりますので、川の状況というのを調べていく、あるいは町が調べるとともに、やはり客観性のある調査をしていくということも大事なことから考えておりま

す。

議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

13番（中澤智義君） 発電用水利権の許可期限は、昭和39年に改正されました河川法で建設大臣となっております。しかし、河川法の第36条で、建設大臣は知事の意見を聴取、あるいは同意なくしては更新できないとなっております。

よって、県の考えが非常に重要になってくると思いますので、当町は県に理解を得るためにどのように働きかけ、どのように理解していただくか、ちょっと町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 当然、県にはさまざまな情報提供をしながら状況を理解していただく、住民が、あるいはこの川根地域が大井川をどのように活用してまちづくりをしていくか、大井川の重要性というのを十分県知事をトップに県の方々に知っていただくことが大事なことだというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

13番（中澤智義君） 水利権の更新につきましては、私たち議会も今日まで静観していたわけですが、これを機会に勉強会を設けたりして、住民の負託にこたえるよう町とも協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、住民サービスの件で再び質問いたします。

崎平地区の小学生の通学費の問題でございますが、国の決まり、あるいは町の条例等で今日に至っているということで、このことに対して非常に地域の不満が私たち議員のところへ来ております。

当然規則や条例は住民に対して温かいものでなければならんと、このように思うときに、何で手のひらを交わしたようなわずかな距離の間で、それができない、やれない、そんなことでいいのでしょうか。

私が最初に言いました、住民は平等な行政を受ける権利があり、行政もそういう義務があると思っております。そうしたことをいま一度考え直すような検討会、あるいはその他の委員会、そういったことを設ける意思はないかどうかお答え願います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） こうした問題というのは、例えば教育の現場、あるいは地区の現場、さまざまな面で平等とは何ぞや、あるいは何のために規則があるか、さまざまなことを加味しながら判断していく問題だろうというふうに思っております。

こういった問題に関しては、地区の要望、そして何のために制度があるのか、あるいは全体的な予算的な面とか、さまざま考慮しながら対応策を検討していくべきだろうというふうに思っております。

現時点ではこうした制度がある中で、それを適用して現在学校の通学に関するさまざまな

運行をしておりますけれども、当然全町的な視野でこの地区、2.5キロ、あるいは2.何キロというだけではなく、全町的に子供の通学をどう考えるのか、その経費負担はどうあるべきなのか、そういう視点で議論をしていかなければならないというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

13番（中澤智義君） 幼稚園のことですが、全協でもこの問題は昨年持ち上げたものですから、ことしはそれぞれ町の方でも取り上げていただきまして、どのようにすれば補助ができるかということで、先ほど町長からもお話のあったとおり助成金として130万円、また就学奨励金としてふやしていただいております。

しかし、何といっても地域にとって重要な幼児教育の場でありますので、幼児が大変少なくなっておりますが、次の平成20年度の予算においてもできるだけ配慮をいただきたいと、このように考えます。その点は町長、いかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 当町に生まれ育っている子供たちがさまざまなこうした教育の機会を得るといことはとても大事なことだと思っておりますので、その中で状況というか、制度に見合った支援をしているところであります。

当然全体的にはこうした経費的な問題、削減という方向で町全体では動いておりますので、そうしたところに手厚く支援をするということに関しては、全体的なバランスの中で、あるいは全町的な合意の中でこうしたものは進めていかなければならないということで、現在の金額になっていると私は理解しております。

この点だけをとって、今後ともふやせと言われても、すぐわかりましたという状況ではございませんけれども、教育の機会を確保するという視点に立って、あるいは子供たちを健やかに育てるとい視点の中で、全体的な中で幼稚園の、あるいは私立保育園等の支援を考えていきたいと考えております。

常に、先ほど言いました財政シミュレーション的な長期的な財政状況も頭に入れながら、個別にどう再配分するかというのは、幅広い議論を経て方向を定めていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

13番（中澤智義君） 水利権につきましても、また私の指摘した平等でない行政の解消、そうした問題に一層の努力をしていただくことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで、中澤智義君の一般質問を終わります。

ここで14時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2 議案第58号 静岡地方税滞納整理機構の設立について

議長（佐藤公敏君） 日程第2、議案第58号、静岡地方税滞納整理機構の設立についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長（森 照信君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

9月10日の本会議において、議案第58号、静岡地方税滞納整理機構の設立について付託を受け、13日午前9時50分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

静岡地方税滞納整理機構の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。この静岡地方税滞納整理機構は、静岡県及び静岡県内の全市町をもって構成するもので、県市町から移管された町県民税、国保税の滞納整理事務及び徴収事務研修などを行う目的で設置される組織で、議員の定数は8人となっています。

なお、滞納整理業務は、平成20年4月から開始される予定で、19年度中は準備作業を行うことになっています。

このような中で委員から質疑が行われ、その主たる内容を抜粋しますと、広域連合の解散とはどのような場合を想定しているのかの質問に、広域連合は県市町と同様の地方公共団体であり、広域連合議会の解散も同様の制度となる。地方自治法では、議会の解散について3つの制度があるとの説明があった。

広域連合規約（案）組織等の概要について。

事務局職員の中、顧問職に執行権はないとの説明があった。派遣職員の身分は町の職員ではなく、広域連合の職員としての権限を持つとの説明があった。

構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者とはとの質問に、県市町の議会の議員及び長、副知事、副市町長などを想定しているとの回答があった。

選挙管理委員会の委員はどういう形で選ばれるのか、また選管で最初に携わる選挙とは何かとの質問に、委員の選出は県市町と同様に、広域連合議会において選挙で選出される。また選挙管理委員会の役割は、1、広域連合長の選挙を行う場所を指定すること。2、広域連合に対し議会の解散、議員・長の解職請求など、住民からの直接請求が行われた場合の対応の2つであると説明があった。

滞納整理機構が差し押さえをする前段階で、滞納者が機構に対して申し立てをする機会を

与えられるのかというとの質問に、滞納整理機構が事案の移管を受けた場合には、当該滞納者に事案引受通知書兼納税催告書を発出し、一定期間を設けた上で滞納処分を行うことから、その間の申し出は可能であるとの回答があった。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、賛成多数で原案可決いたしました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。原案に反対の立場から討論をいたします。

今日政治がもたらした格差社会のもとで、大多数の勤労国民の所得は9年連続で切り下げられ、そのために生活困窮な国民が増大し、税金や国保税などが納められず、あらゆる分野での滞納が増加しています。

その要因は、高度累進課税からフラットな課税という税率の変更や消費税の導入など、大資産家、大企業優遇の税制と社会保障制度の改悪、後退による負担増など、所得再配分の機能の崩壊にあると言わざるを得ません。

今回提案された静岡地方税滞納整理機構の設立は、このように国民の暮らしが困難になっているもとで、国民の声に耳もかさない問答無用の税取り立てを強化しようとするものです。

確かに、我が国は憲法第84条において、財政の観点から租税法律主義を規定し、第30条では国民の納税義務を規定して、課税要件や課税団体、税率、納付、徴収などが法律に基づいて厳格に規定されています。

また、財務にかかわる公務員には公務員法だけでなく所得税法、法人税法、地方税法の各税法においても守秘義務が課せられています。この租税法律主義と公務員法、税法に基づく守秘義務の上、課税団体以外の外部組織に滞納整理といえども行わせられないことは明らかです。なぜなら、滞納整理は課税権により発生した税の強制執行を伴う徴収である以上、租税法律主義に基づいて厳格に執行されなければならないからです。

本来、税は国税通則法第37条の規定で、納期限から20日以内に督促状を発行送付し、督促状発布から10日以内に完納されない場合は、財産差し押さえ処分が同法第47条に規定されています。

一方、地方税法第15条には徴収猶予規定があり、憲法の応能負担原則や最低生活費非課税の原則もあり、滞納整理はこれらの規定に従って厳格に執行する義務もあり、この原則に照らして考えるなら、現在滞納と言っているものは生活状況から徴収猶予されたものでなければなりません。そうでなければ、行政みずから義務怠慢と言われても仕方のないものです。

しかし、今回提案された広域連合による滞納整理機構の設置は、地方自治法第284条第3項の事務処理の広域連合の規定に基づく設置であっても、租税法律主義に反する課税団体でない組織による税の徴収であることは明らかです。

委員会審査で、加入自治体から派遣された税務課職員が自分の自治体以外の住民の滞納整理ができるのか、また、税務職員でもない弁護士、国税や警察のOBを顧問に据えておどしたり、サラ金まがいの取り立てをしようとしているが、税務職員でもない者に守秘義務がある個人情報を知らせたり……、笑いましたね。国税のOBや警察のOBを入れているということが住民にとってはおどしになると私は思うのです。取り立てたりなど、税務に当たることができるのかなどただしましたが、顧問だから実務には当たらないなどの答弁で、すべて推測の域を出ないもので、課税団体以外の外部組織に税務を行わせることを禁じている公務員法、税法に照らして、そのようなことが可能となる法的根拠は何ら示されませんでした。

百歩譲って法的解釈をさておいても、税務担当者の判断で財産差し押さえでなく、事実上徴収猶予同様の扱いがされてきているものをこのような組織にゆだねて、問答無用の取り立てをすることは、住民の暮らしに直接かかわる自治体担当職員の緻密で血の通った調査や指導が恒久的に保障されなければ、住民を死へも追いやりかねない重大なものです。始まりは慎重に選んで移管したとしても、次第に収納率を上げるために移管基準があいまいになることは大いに考えられることです。

第4条で、組合の処理する事務が掲げられていますが、生活が困難な家庭の猶予、分納、減免制度など、自治体から移管された後で判明したことに対する救済方法など全く定められていませんし、わずか8人の議員では、住民の声はおろか、加入自治体の意見さえも反映されることは不可能です。

払えるのに払わないというより、払いたくとも払えない人が圧倒的としか思えない当町で、徴収困難者の滞納処理を既に5件も整理機構に予告したとのことですが、これまで担当職員が法に基づく処分を猶予してきたものをお金をかけて滞納機構に移管するのは、行政の怠慢と言われても仕方のないものではないでしょうか。

それとも、第2条で、県及び県内の全市町村で組織するとしているのも、住民に身近な自治体では血も涙もない取り立てはできないことから、「赤信号、みんなで渡れば怖くない」方式なら心を痛めずにやれるとでも思っておられるのでしょうか。

その証拠に、命にかかわる国保税も移管の対象としており、また県のホームページでは、年金などの社会保険料の徴収も可能とするよう政府に働きかけるとのことで、自分たちでは

できなかった問答無用の取り立てを滞納機構に期待しているとは思えない無責任な内容です。

しかし、基本負担額を見ると、大きな市も小さな町も年10万円、移管件数1件につき20万円、さらには実績に応じて負担も生じ、結果的に町に入るものがなくても戻ってこないことになっています。

これでは、当町のように1人の滞納額も少額で、町民の生活状況からもあり余って滞納しているなど到底考えられないこの町では、加入しても持ち出しの方が大きくて、メリットなどないとは思えません。

このように、法的にも住民を守る上からも問題が多い上に、自治体固有の任務の放棄とも言える性格を持つもので、必要性もメリットもない自治体まで半強制的に全自治体の加入を前提とする規約を承認することはできないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 私は、議案第58号、静岡地方税滞納整理機構の設立について、賛成の立場より討論させていただきます。

まず、法律はまた後で論ずるとして、現実問題として、平成18年度の決算において町税の収入未済額が4,154万6,000円、かなり大きなものになっています。また、収納率もかなり下がっているんですけども、ただ、数字の上では平成18年に不納欠損を670万円もやったという形で、数字の上から出てくる収納率というのは余り上がっていませんけれども、現実的に調定したものを取れなかったという意味においては、年々率が下がってきているということです。

このことは、まじめに税金を払っている町民にとっては許しがたいことではないかなと。そういう意味においても、課税された税金はしっかり取るということは大事なことはないかなと、そんなふうに思います。

また、実際に町がどのようなことをしているかということ、全くただぼんやり見ていたということではなくて、当町においても庁舎内に滞納整理検討会を設けたり、税務課を中心に関係課との連携を図っています。

また、担当者による電話による催促や臨宅徴収を継続して行っており、一括納付ができない場合には分納というような履行も求めるなど、いろいろな形での徴収努力を行っています。

ただ、今述べたように、それでも収入未済額がふえてきているということもまた現実で、庁舎内での努力にも限界があるのかなという中での今回の滞納整理機構の利用ということになります。

また、ここで確かに心配な部分は、このことによって納税者に人権的な部分がかなり不利な部分が出てきては、やはりまずいということで、この点においては、ただやたらこの整理機構を利用して申し立て、そして整理機構が強制的にやるということよりも、まず、このよ

うな機構が移管を受けた場合には、当該滞納者に通知書を出して、一定の期間を設けた上で滞納処分を行う。それまでの間は滞納者が申し立てをすることができるというような道も考えられています。

また、この広域連合がそれぞれの個々の町や市の住民から税金を取る権限がないではないかというような話もあったんですけども、ここの部分も一部事務組合においても連合にしても、自治法で事務の委託というような形のものには認められていると。また、派遣された職員も連合の職員であるということで、そこに構成している中で委託された町から徴収行為をする、このことについて法律的な問題がないではないかと、そんなふうに思います。

以上の点から、私はこの滞納整理機構が十分機能を発揮して、少しでも収納率を上げることができればいいなと、そのような点から賛成をいたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第58号、静岡地方税滞納整理機構の設立については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第58号、静岡地方税滞納整理機構の設立については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 認定第1号 平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算
認定について

日程第4 認定第2号 平成18年度川根本町国民健康保険事業特別
会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第3号 平成18年度川根本町老人保健特別会計歳入
歳出決算認定について

日程第6 認定第4号 平成18年度川根本町介護保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第5号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 6 号 平成 1 8 年度川根本町温泉事業特別会計歳入
歳出決算認定について

議長（佐藤公敏君） 日程第 3、認定第 1 号、平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 8、認定第 6 号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。7 番、高畑雅一君。

決算特別委員長（高畑雅一君） それでは、本定例会で平成18年度川根本町会計決算認定について特別委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により、審査の経過と結果について報告をいたします。

9月10日本議会終了後、正副議長の選出を行い、審査日程、要綱について協議をいたしました。

9月11日、12、13、14日の4日間において、平成18年度一般会計から特別会計の5件の決算審査についてそれぞれの所管課長及び局長の説明を受け審査を行いました。

19日は現地調査で徳山水防倉庫、小長井多目的広場、音戯の郷を視察しました。

視察後午後1時から、認定第1号から認定第6号までの採決を行いました。

審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、報告をいたします。

認定第1号、平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第2号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第3号、平成18年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第4号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第5号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第6号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、全員賛成で認定です。

次に、審査の結果、状況の中での意見、質問、要望等につきましては、全体を報告すべきでありますけれども、皆様のお手元に資料を配付してありますので、要望等幾つかを抜粋して朗読させていただきます。

一般会計、平成19年9月11日、総務課・管理課、9時5分から12時20分まで審査を行いました。

2款1項1目一般管理費、職員退職手当9,967万9,589円についての質問があり、算定方法は給与に対して特別職は1000分の300、職員は1000分の150で、退職者がいなくても毎年積み立ているとの説明があった。

2款1項2目文書管理費、通信運搬費については、これから郵便局が民営化になるので、安い企業の活用をとの意見に、現在主に郵便局を利用しているが今後は安い企業で取り扱う、

今も郵便局ばかりでなく、その他の企業で取り扱うメール便など、比較して条件のよいところを活用している。現在も100通以上まとめて割引を利用しているとの説明があった。

2款1項8目自治会振興費、区自治会事務取扱交付金については、平均割1地区18万1,500円、世帯割1世帯2,500円、遠近割1キロ8,500円、集会所保険料2分の1を交付しているとの説明があり、現在35の自治会があり、再編は基本的には各自治体にゆだねているとの説明があった。

2款1項9目庁舎管理費、土地借上料については、本庁舎、総合支所の職員駐車場の土地借上料で、職員1人当たり1カ月300円を徴収しているとの説明があった。この駐車料金で土地借上料をカバーできるようにしたらどうかとの意見に、ほぼは充当しているとの回答があった。

2款1項10目総合支所管理費、総合支所建設委員会報償費は、18年度は委員10名で7回行われたとの説明があった。

9款1項1目常備消防費、土地借上料は白羽山の無線塔敷地の借上料であるとの説明があった。

9款1項2目非常備消防費、無線管理委託料については、旧中川根町だけであり、旧本川根町には全戸同報戸別受信機が整備されているので、無線管理はしていないとの説明があった。

9款1項4目災害対策費、災害時の備蓄の目安はどの程度かの質問に、第三次避難想定災害発生1週間後の避難者数に3食3日分を乗ずる。非常食にも賞味期限があり、その都度取りかえ、防災訓練等に利用する希望地区があれば配布しているとの説明があった。

家庭内家具固定経費補助金については、建築組合の方々も親身になって取り組んでいてくれる。高齢者限定ではあるが、よい事業であり、まだまだ利用が少ないので今後利用していただくよう町民への啓蒙活動を続けていきたいとの説明があった。

13款1項1目予備費支出及び流用についての質問があり、診療所管理費、診療所超音波診断装置修繕9万5,000円、環境衛生費、斎場火葬炉修繕36万1,000円、茶茗館等管理費、茶茗館空調修繕70万4,000円、特公賃住宅管理費、火災報知機設置工事28万1,000円、もりのくに運営費、雨漏り修繕231万6,000円、熱交換ろ過器修繕工事192万1,000円等、緊急修繕工事の発生に合計599万3,000円を流用したとの説明があった。

次に、出納室13時から13時7分まで審査を行いました。

2款1項4目会計管理費、1億円のユーロ債は6月19日に購入したとの報告があった。1年目は利息6.1%であり、翌年度から変動相場制であるとの説明があった。

議会事務局、13時8分から13時15分まで審査を行いました。

1款1項1目会議費、議員手帳の全員配布は経費節減のため希望者のみとしたいとの説明があった。

健康増進課・健康福祉課、13時15分から15時45分まで審査を行いました。

3款1項1目社会福祉費総務費、報酬において66万3,000円の多額の不用額が計上されているが、なぜかとの質問があった。運営委員会、推進委員会をあわせて行ったため、報酬が少なく済んだとの説明があった。

3款1項2目身体障害者福祉費、作業所に通っている障害者の負担がふえていないかとの質問に、障害者自立支援法は平成21年から始まるため、3年間の猶予期間がある。現在は今までどおり補助金を出しているため、負担は上がっていないとの説明があった。

3款1項4目老人福祉費、委託料において、現在在宅高齢者配食サービスが旧本川根、旧中川根には違いがあるが今後どのようにしていくかとの質問に、現在旧本川根町では商工会に委託しており、遠距離の配食についてはシルバー人材センターに委託をしている。旧中川根町ではボランティアの人たちが行っており、配食内容等違いがあり、今後サービスの内容を同じになるよう検討していくとの説明があった。

3款2項1目児童福祉総務費、駿遠学園管理組合分担金について、個人負担分の増額は今は組合がカバーしているとの説明があった。

4款1項2目母子保健費、役務費の中で、審査手数料は何かとの質問に、国保連合会がレセプト審査にかかる手数料との説明があった。

4款1項3目予備費、医療材料費が当初予算よりかなり多くなっているがなぜかとの質問に、インフルエンザ代医療費、材料費の増によるものであるとの説明があった。

平成19年9月12日、建設課・事業課、9時から11時50分まで審査を行いました。

6款1項1目農地費、工事請負費の不用額が多いのは、農道八木島地線において、規模は変更しないで見積もりを見直したためとの説明があった。

6款1項11目地籍調査事業費、支出済額2,290万4,396円の財源内訳は、国・県支出金661万5,000円、そのうち国が50%、県が25%であり、残りの1,628万9,398円は一般財源であるとの説明があった。

6款2項5目林道費、幅員が3mから4.6mとあるが、どのように決めるのか、また、幅員を狭めて延長距離を伸ばすのは可能かとの質問に、林道には1級から3級があり、それぞれ幅員が決まる。今度道路状況を見ながら幅員を考えていきたいとの説明があった。

8款2項2目道路新設改良費、区道事業補助金についての質問があり、この事業補助金は自治会がみずから工事を計画し行う工事に対し、工事費を補助するものであり、工事内容によりそれぞれの補助率が異なるとの説明があった。

8款3項2目河川維持費、小規模施設修繕業務委託料は、全国お茶まつりのための長尾川の除草代ほかであるとの説明があった。

8款4項1目町営住宅管理費、予備費の流用はどの部分かの質問に、総合支所管内の町営住宅へ火災報知機を設置するための修繕費で予算を組んであったが、修繕費が多くなり、また数が多いため、一括仕入れで工事を行った方が安くなるため変更した。予備費は修繕費に流用したとの説明があった。

8款4項3目若者定住住宅管理費、修繕費において扉設置修繕費は、まだ保証期間内であるので業者が出すべきではないかとの質問があり、平成17年に建設した住宅の廊下が吹き抜けであるため、暖房効果を上げるため新たに扉をつけた費用であるとの説明があった。

町民課・住民課は13時30分から14時30分まで審査を行いました。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費、住基ネットワークシステム電算業務委託料について、本町での利用者の状況はどうかの質問に、現在までのカード発行数は56人である。国の方針として推進された事業であり、日本全国どこからでも利用できるように設置しておくには委託料が必要であるとの説明があった。

3款1項6目国民健康保険費、一般財源繰入金の根拠は、保険料軽減分の町における保険基盤安定制度に係る繰出金・保険者支援経費から国、県の経費の差額分・出産育児一時金繰入金・財政安定化支援事業繰入金・職員給与繰入金を足した金額が基準となるとの説明があった。

4款1項6目環境衛生費、中川根斎場火葬炉が、漏電により緊急修理が必要となり、工事費36万1,000円が不足となったため、予備費から充用し、修繕を行ったとの説明があった。

4款2項1目塵芥処理費、委託料の中で、焼却灰処分料があるが何かとの質問があった。島田市に委託している燃えるごみから生ずるものであり、ごみ投入割でかかってくるものであるとの説明があった。

平成19年9月13日、税務課、9時10分から9時50分まで審査を行いました。

2款3項1目税務総務費、評価方式移行事業委託料について、航空写真撮影、画像データの作成、家屋図、区画関連データの整備、土地評価の見直しを行うもので、旧町ごとに評価が違っていたので、平成21年までに町内同じにする。18年度は航空写真等基礎資料の委託料であり、今後航空写真をもとに職員が図面に落とし、主に住宅については区画ごとに評価を見直していくとの説明があった。

歳入、1款1項1目町民税、不納欠損は17件で、死亡、行方不明、住所がない人で、対象者はすべて町外者で、5年の時効が来たものだと説明があった。

産業課・事業課、11時5分から12時35分まで審議を行いました。

6款1項1目農業委員会費、農業振興地域整備計画策定業務委託料は、農地、農地以外の見直し、変更を、全地域対象に早目に調整を行うもので、18年度事業は予算額よりかなり少ない費用で委託ができたとの説明があった。

6款1項3目農業振興費、中山間地域等直接支払制度交付金は、18年度6地区74.5haで、728万1,739円との説明があった。

6款1項5目林業推進対策費、平成18年11月10日、11日の2日間、全国お茶まつり静岡大会が本町で開催され、農林水産大臣賞、産地賞を受賞しました。お茶まつり実行委員会負担金として200万円を実行委員会に納め、また町独自のお茶まつり事業費として茶業振興協議会へ800万円補助してあるとの説明があった。

6款1項6目農林業センター運営費、工事請負費の内容について、17年に合併し、茶園面積もふえ、粉碎機の導入により茶園の改植が進み、農林業センターで育苗されるポット苗が農家に十分供給できなくなったため、育苗ハウスを1棟新設した工事費、センター内にある旧豚舎の解体費、道路舗装にかかわる工事費との説明があった。

6款2項2目林業振興費、しずおか森林再生プロジェクト事業について質問があり、事業内容は景観林枝打ち4,000本、伐採22.1ha、林道南赤石線付近、大井川鉄道沿線整備10kmを森林組合おおいがわに委託したとの説明があった。

6款2項4目町有林管理費、その他の保険料について質問があり、国営森林保険に納めるものであり、川根本町町有林2,500haのうち、18年度更新分の101.1ha分の保険料との説明があった。

企画環境課・企画観光課、13時15分から14時20分まで審査を行いました。

2款2項1目企画総務費、広域市町村圏協議会分担金を初め、19の団体に補助金、分担金を交付しているが、同じような名前の会費、分担金があるが、もう少し整理して同系統の団体、組織を整理できないかの質問に、現在、県、広域市町村に対し、今後検討し整理していくよう話をしているとの説明があった。

2款2項3目まちづくり事業費、日本ふるさと会議負担金80万円についての質問があり、東京都品川区にあるアンテナショップの正組合員になるための分担金で、アンテナショップを通じて品川区とも交流を深めていきたいとの説明があった。

7款1項2目商工業振興費、短期経営改善資金利子補助金、商工業施設整備資金利子補助金、小口資金利子補助金の利用状況についての質問があり、この負担金は18年度に申請があったものに5年間保証するもので、川根本町独自で商工業者に利息の補助を行っているものである。旧中川根町では22件、旧本川根町で16件の利用者がある。19年度以降も行うかの質問に、町で2分の1、商工会で2分の1で検討しているとの説明があった。

7款1項4目音戯の郷運営費、施設が大きく光熱費がかかり過ぎている。入園者を3倍ぐらいにしても採算面では合わない。千頭 金谷間で鉄道公園化の動きがあり、今後見守っていく。また、道の駅でもあるが、魅力に乏しく、要素も少ない。指定管理者制度への移行を考えていかなくてはならないとの意見もあった。

7款1項5目茶茗館等運営費、茶園管理委託料はシルバー人材センターに委託しているが、高額ではないかの質問があった。芝生の手入れも入っていて、全部で一式の委託であるとの説明があった。

7款1項6目ウッドハウスおろくぼ運営費、賄材料費、賃金等、考えさせられるものがある。指定管理者制度に移行など考慮し、運営体系を考えていきたい。部屋が4人部屋なので有効利用を考えていきたいとの説明があった。

7款1項8目もりのくに運営費、指定管理者に運営を任せてあるにもかかわらず、町の負担が解消されなくては意味がない。その点が課題である。一般財源から1,421万236円の財源

を入れてあり、今後検討してもらいたいとの意見があった。

平成19年9月14日、教育総務課、9時15分から11時30分まで審議を行いました。

10款1項3目教育諸費、教育相談員の活動についての質問があった。相談員は1名で、週2回教育委員会において対応している。そのうち月1回は榛原地区での研修会があり、他の地域の情報交換等を行っているとの説明があった。

10款1項4目通学バス運営費、備品購入については、東藤川線の10人乗りバスを購入し、坂京 - 平栗を運行しているとの説明があった。

10款2項1目学校管理費、工事請負費において、第一小学校、中央小学校のプール循環ろ化装置取りかえ工事、清掃工事に大きな差があるのはなぜかとの質問に、第一小の工事内容は、浄化装置の洗浄が主なもので、中央小では老朽化のため浄化装置が機能しなくなり、本体を取りかえたためであるとの説明があった。

10款3項1目学校管理費、教職員健康診断委託料について、人数の割に金額が多いのではないかとの質問があった。小学校の先生に比べ、中学校の先生方は年齢が高く、年齢により健康診断の内容も違い、検査項目が多いためとの説明があった。

10款3項2目教育振興費、小学校に比べて金額の多いのはなぜかとの質問に、教科書の改訂により参考書等も変わったためとの説明があった。

10款5項2目学校給食施設費、食べ残しの現状は、学校により違いがあるが、栄養士、調理員等が学校を訪問し、生徒と一緒に給食を食べながら指導に当たっている。また、校長会などにおいても指導していくよう言っているとの説明があった。

生涯学習課、11時45分から13時45分まで審議を行いました。

10款4項1目社会教育総務費、中学生海外英語研修事業委託料については、カナダでの英語研修であり、中学2年生20名、引率者2名で実施したとの説明があった。

10款4項3目文化会館運営費、自主事業実施費について高額なものがあり、入場者数に反映されていないものがあるが、今後どのように実施していくかの質問があり、今後実施内容についても住民の皆さんの要望にこたえられるよう検討していくとの説明があった。

10款5項1目保健体育総務費、町カヌー協会実行委員会補助金について、文化科学大臣杯、日本ジュニア選手権大会に対する負担金であり、事業支出の割合は本町がほとんどであるとの説明があった。

10款5項4目体育施設費、体育施設利用状況は、年間で町営グラウンド等1万9,526人、学校施設開放分2万2,700人、計4万2,226人の利用者があったとの説明があった。

次に、特別会計。

介護保険事業特別会計、平成19年9月17日、13時55分から14時55分まで審議を行いました。

1款3項1目介護認定審査会費、かかりつけ医意見書作成手数料は基準があり、1件につき4,500円で、580件の審査手数料との説明があった。

1款3項2目介護認定審査会運営費、川根町が来年合併するが、審査会はどのようになるかとの質問に、本町単独で行う。人材はいるので引き受けてくれるよう検討をしているとの説明があった。

歳入、基金の取り崩しがこの2年間行われていないが、どうしてかの質問に、介護保険計画は3年間の計画であり、平成18年度においては制度の改正等もあり、前年より若干給付費が減った。このため平成18年度においては基金の取り崩しの必要はなかったが、今後は取り崩す可能性がないわけではないとの説明があった。

簡易水道事業特別会計、平成19年9月12日、11時50分から12時50分まで審査を行いました。

1款1項1目中川根区域一般管理費、土地借上料について徳山藤川（澤脇浄水場）、水川（導水ポンプ場）、中部（高郷・梅高浄水場）など7カ所分との説明があった。

2款1項2目本川根区域水道維持管理費、本川根区域の修繕費は、4簡水53カ所の修繕費であるとの説明があった。

国民健康保険特別会計、平成19年9月12日、14時40分から15時55分まで審査を行いました。

2款1項1目一般被保険者医療給付費、一般及び退職被保険者食事療養費については、住民税非課税者の場合、1食260円が210円になり、差額分50円が返還されるとの説明があった。

4款1項1目介護納付金、介護保険第2号被保険者にかかる介護納付金を支出する経費で、平成18年度負担額は1人当たり4万7,578円であるとの説明があった。

老人保健特別会計、平成19年9月12日、14時5分から14時20分まで審査を行いました。

2款2項1目一般会計繰出金、前年度決算において基金、国庫、県からの精算金を一般会計に戻すための繰出金は、支払基金204万2,523円、国庫907万6,570円、県7万1,839円、審査支払手数料28万3,631円で、合計1,147万4,617円との説明があった。

温泉事業特別会計、平成19年9月13日、14時30分から17時まで審議を行いました。

2款1項1目維持修繕費、工事請負費について質問があった。寸又峡温泉引湯管布設がえ工事、32mの工事費であるとの説明があった。現在、全体のどのくらい進んでいるかの質問に、全長3,600mのうち44%、1,580m進んでおり、残り2,020mである。平成19年度は280mを予定しているとの回答があった。

以上、抜粋して幾つかを報告いたしました。

終わりに、滞納繰越分の徴税、使用料等の未収原因の調査、徴収方法を検討し、収納に努めるよう特段の努力を要望いたします。

また、今後は地方交付税や補助金の減及び自主財源の減等、財政の圧迫が悲観される中、行財政の現状と行政需要の動向を見きわめ、国・県の補助金、町債等、有利な特定財源の確保に努力され、行政サービスが低下することのないよう、また経常的経費、投資的経費についてはめり張りのある投資を行い、今後の予算編成執行に当たっていただくようお願いを申し上げます。

なお、決算特別委員会審議に当たり、各関係部署よりわかりやすい説明を受け、スムーズ

に委員会を進行することができました。各関係課長のご配慮に心よりお礼を申し上げます。

また、委員会委員からも活発な意見、要望が寄せられ、大変有意義な審査が行われ、無事、決算特別委員会の審議を終了することができました。重ねてお礼を申し上げます。

これで、平成18年度川根本町会計決算特別委員会の委員長報告といたします。

議長（佐藤公敏君） これで、決算特別委員長報告を終わります。

これから、認定第1号、平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 認定第1号、18年度一般会計決算に反対の討論を行います。

とは言いましても、当会計は川根本町の特別会計以外のすべての事業が網羅されたものでありまして、その中には住民を守るためのさまざまな事業費も数多く含まれており、これらについて反対するものではないことを、まず最初にお断りしておきます。

しかし、それにもかかわらず、あえて反対をするのは、今回の決算に如実にあらわれている町当局が町政運営に臨む姿勢を全体として見た場合に、町民の立場から見て理解できないと言われても仕方のないものも少なくないという問題点を含んでいるからです。

また、議会の最も基本的で、しかも大切な役割であるチェック機能が十分に発揮できる委員会審査だったかということ、前年度の決算書や参考資料が旧町2町の打ち切り決算と合併後約半年間の川根本町のものと全部ばらばらで、18年度との決算比較がほとんどできない状況でした。

委員会では専ら赤字施設の活用や請負、委託状況などには力が入りましたが、杉山町長が率いる川根本町がどのような方向に進もうとしているのかについて、決算の推移から判断する財政分析はなかなか行えず、十分な委員会審査ができたとは言えないと思います。住民の負託にこたえる議会であったかどうか、大変疑問に思うものです。

町民の皆さんの行政を見る目が、今ほど厳しいときはないのではないのでしょうか。それはひとえに、社会的にも大きな問題となっている所得格差が当町の住民にも襲いかかっていることが大きな原因で、いかに町民の皆さんが安定した正規の仕事がない、商売もお茶づくりも売り上げは減る一方、それでも子供には人と同じようなことをしてやりたい、高齢者の命の綱の年金も引かれるものや支払いなどで、医者にかかるのも財布と相談しなければならないなどなど、ぎりぎりの生活を強いられている声が上がっています。

18年度決算と17年度決算で町民税を見ると、総額では3億2,816万円から3億3,231万円にわずかながら400万円ふえています。個人、法人別に見ると、個人では2億2,224万円から2億5,104万円に、2,880万円にもふえ、法人では約1億円から7,438万円に、2,562万円も減っています。

しかし、これは決して個人の所得がふえたわけではなく、庶民には定率減税の半減などの庶民増税や法人には企業減税が大きな原因と要因になっていると思われ、町民の暮らしはますます苦しくなっていることが予測できます。

自治体の行財政運営は、最少の経費で最大の効果を上げることが求められています。同時に、自治体が何はさておいても最優先で取り組まなければならないのは、そこに暮らす住民の福祉と安全を守ることです。

そこでまず、生活密着型の分野と考えられる民生、衛生、消防、教育の4つの分野がそれ以外の分野と比較してどう増減したかを見てみることにしましょう。

もし、生活密着型の分野が前年対比で増額されていれば、町民生活優先の姿勢で町政が運営されているのではないかと一応の見通しを持てるわけです。逆に、これが減らされているようなら、町民の暮らしを顧みない町政が行われているのではないかとの疑いを持たざるを得なくなります。

もちろん、その年独自の事業もありますので、これは一応の目安ですから、この数字だけから杉山町政の性格を決めつけることはできないのは言うまでもありません。あくまでも判断材料の1つ、あるいは検討を進めるための呼び水とでも考えていただければいいのではないのでしょうか。

この点をお断りした上で、実際の数字を見てみることにしましょう。

その前に決算の概要を一通り見ておきますと、この年度の決算総額は歳入が70億9,413万円、歳出が69億1,308万円余で、差し引き1億8,104万円余19年度へ繰り越すというものです。前年対比では歳入では2億5,000万円近く増額、歳出も2億円近くふえています。この点に限れば何の特徴も変化もつかめません。しかし、当初予算額と比べると歳入では6億1,400万円の増、歳出でも4億3,300万円の増額と、大きな増額となっていて、一体何があったのかと驚くわけですが、これは合併特例債を9億5,000万円借り入れて一般財源も加えて10億円の地域振興基金をつくったことが一番大きな要因で、ほかにも企画費のダム水源地域振興費の湯彩香遊歩道工事請負費を半減したための7,800万円の減額や、消防費の災害対策費でデジタル通信システム整備を中止したための2億5,000万円の減額、民生費の老人医療費で不測に備えるために8,600万円の増額、土木費の住宅建設費で9,600万円余の増額という大きな補正が行われています。

地域振興基金の造成以外は国の補助などの関係から、計画を早めたりおくらせたり、また義務的に計上したものや他町との関係で中断したものなど、それぞれに理由がありますが、地域振興基金の設置については、合併特例債の基金造成に充ててもよいとされた額を目いっぱい使って、10年後、20年後に備えるために積み立てるというもので、これは特例債を使える充当率の95%を超えた部分の5%分の5,000万円が一般会計からの持ち出しになっていますし、元利返済の70%が交付税の需要額に算入されると言いますが、その残りの30%分も一般財源を充てるということで、当分は2,000万円余もの一般財源を返済に充てること

になるものです。

600万円あればできる子供の医療費補助や補助の拡大、小学校卒業までの拡充や、働くお母さんたちがしびれを切らして待っている学童保育の実施など、財政が厳しい、苦しいと言って他町よりおくれる状況を改めようとしないうちで、このような財政の硬直化を招くことが本当に町民のためになるのでしょうか。

毎年数千万円もの貴重な一般財源を借金返済につぎ込むより、町民生活にとって切実な事業を一つ一つ実施に移していくことや、また次代を担う子供たちの健やかな成長を保障することの方が行政としてより優先的に取り組むべき課題ではなかったのでしょうか。

さて、横道にそれてしまいましたが、いよいよ分野別の比較をしてみたいと思います。

平成17年度の生活密着型4分野の決算総額25億8,431万円に対し、18年度は24億2,412万円で、約1億6,000万円の減になっています。

一方、生活密着型以外と考えられる議会、総務、労働、農水、商工、土木の6分野の決算総額は17年度は32億3,853万円だったのが、18年度には36億6,347万円で、17年度より4億2,495万円もふえています。

このことから、杉山町政がどこに重点を置き、何を目指して町政運営に当たっているかがかなり明瞭に示されていると言えるのではないのでしょうか。

もう少し細かく見ると、例えば17年度までは第三セクターの株式会社もりのくにが運営し、町に700万円の使用料を入れていたのが、使用料まで出すのでは赤字になると解散したとのことで、18年度は町の直営とし、19年度に指定管理者にしていますが、18年度の運営費は7,552万円で、うち6,131万円の利用料や売上収入が入っておりますが、結局1,421万円もの一般財源をつぎ込み、もとの株式会社の役員の人から700万円の使用料をよいにしてくればこんな赤字にはならなかったのにとのぼやきの声も聞かれています。なぜもっと慎重に扱わなかったのか、本当の事情をなぜ議会に率直に報告して協議をしなかったのかと、取り返しのつかない拙速さが悔やまれてなりません。

それと同じことがウッドハウスおろくぼでも起きています。ご夫婦で頑張っていた調理員をたった1年で雇いどめにして、腕のいい調理人を入れたので3年で盛り返すと太鼓判を押された町長の責任は重いと言わざるを得ません。インターネットのブログで、町の冷たい対応の一部始終が1年以上にわたって公開され、どれだけひどい町と思った人がおられたことか。一般質問に対して、町長はインターネットの影響などないと言われましたが、今のお客が減る一方の状況は、こんないざこざが影響しているのかもしれないと思って仕方ありません。

よそから移り住んでこの町で頑張りたいと夢を抱いていた一家を結局追い出してしまったつげではないのでしょうか。このことへ行政として深い反省がなければ、どんなまちづくりも成功しないと思われれます。働く人が働きがいの持てる職場とする考えが余りにも欠けているのではないのでしょうか。

その意味では、昨年暮れに突然、音戯の郷の契約職員を時給の臨時職員にするという身分の切り下げもひどい仕打ちとしか言いようがないことです。コミュニティ管理費も、合併のすり合わせで旧中川根にとっては大きく住民負担増となったものです。十分な説明も納得も得ないうちに拙速に進め、町がつくった町の施設なのに、建物保険料や管理、修繕費などを地区の責任に押しつけました。区民からの区費や使用料をふやさない限り、どこからもお金が入らないコミュニティ集会所です。地区住民の活動にブレーキをかけることになりはしないか、地区に管理をさせるなら、むしろかかる費用を見積もって管理費を地区に出すべきではないでしょうか。どこに住民が主役のまちづくりがあるのかと批判の声が絶えないものです。

17年度の決算書と資料は3冊ずつあります。18年度決算書と資料を合わせた8冊を部屋じゅうに広げて渡り歩いての前年度対比は容易ではありません。それでも気になる幾つかを調べてみました。案の定、老人福祉費は前年対比1,365万円の減、本川根側だけでやっていて、中川根側では取り組んでいなかった軽度生活支援事業委託料は、前年度246万円使っていたのに、18年度決算では本川根側で61万円しか使われていませんでした。

児童福祉費では、前年対比2,824万円の減、災害対策費でも前年対比449万円の減、母子家庭医療費扶助は、当初予算130万円の4割の53万円しか使わず、77万円も残していますが、対象児童がいらないとの説明でしたけれども、17年度を見ると81万円使っています。確かに、旧中川根は97万円の予算で61万円も残していますが、旧本川根の方では73万円の予算のうち43万円使っており、旧中川根での活用の低さが気になります。

まだまだ調べたいことばかりですが、余りにも大変なことで時間がありません。細かいことはこれくらいにして、全体的なことを少し述べたいと思います。

企画総務費の19節に代表される幾つもの似たような団体への負担金や会費など、先ほどの委員長報告にもありましたけれども、見直しが必要です。清掃委託料、空調や自動ドアなど、施設によって何倍もの違いがある保守点検委託料の見直しも、町が掲げる行財政改革に照らしても行わなければならないことだと思います。

町の基幹産業はお茶と林業と言って惜しげなく多額のお金が支出されていますが、本当に生産者が続けられる取り組みになっているのでしょうか。本気で地産地消や産直、循環型のまちづくりへの支援が急がれます。

そのためにも、農業委員の役割は重要で、日ごろの体験や知識を大いに生かしてもらえよう、体制づくりが必要です。それには報酬は月額払いとして大いに力を出していただけるよう協力を求めるべきだと考えます。

最後に、どうしても言っておきたいことは、旧本川根の役場を総合支所として建て替える計画が進んでいますが、18年度は結局基本計画委託料を繰越明許とし、本年度既に基本計画が終わり、実施計画に移ろうとしています。しかし、18年度に立ち上げた建設委員会でも十分な納得のもとに進められているのではないことは明らかです。

このように議論が分かれているときには、先を急がず十分に議論し、アンケートを行うなどして、これこそまさに住民の合意を諮って進めるべきで、業者との何らかの関係がない限り、今からでも決してこういう住民の声に基づく取り組みは遅くないはずです。

以上、まだまだ言い尽くせませんが、厳しい生活のやりくりを強いられている町民の目にかわって、不公平、むだ、不要不急な使い方だと思われるものが多い当会計決算認定に賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、中澤智義君。

13番（中澤智義君） 中澤です。

認定第1号、平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

合併により川根本町が誕生し、川根本町最初の年度決算の認定であります。18年度の決算は、先ほど反対討論でも言われたとおりであります。歳入額が70億9,413万757円であり、歳出は69億1,308万6,763円で、差し引き1億8,104万3,994円の黒字であります。19年度への繰り越しとなりました。

歳入の大幅な増額となりました項目は、交付税の1億2,719万円、町税の5,114万6,008円が増収の主なものであり、増収に伴い基金取り崩しも予算の5億3,388万3,000円に対し、8,653万6,676円にとどめて、健全会計に努めております。

歳出は、特別な災害や事故もなく、予定どおり予算の執行に当たり18年度の事業の消化も厳しく進め、その結果、各課そろって不用額を出し、2億9,955万5,737円の不用額を出しています。健全財政に努めた結果と認めるものです。

しかし、一部民生費に1億1,959万920円という大きな不用額があり、民生は住民サービスの固まりであるような課でありますので、住民サービスの向上へ努力していただきたく、また配慮にも努めていただきたく思うところであります。

18年度一般会計決算は、監査報告や委員長報告にもあったとおり、厳しい事業の執行と経費節減に努力し、適切な事業の執行を実行し、健全な財政運営を果たしたと私は認めます。

よって、決算認定に賛成するものであります。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成18年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第2号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、鈴木多津枝君、簡潔にお願いいたします。

11番(鈴木多津枝君) 反対の立場から討論いたします。簡潔に行います。

18年度決算の歳入は、当初予算10億1,878万円から7,500万円も増額した10億9,400万円、歳出は当初予算額よりも6,000万円余も少ない9億5,800万円で、歳入歳出差引額は1億3,600万円余にもなり、5年連続で1億円を超す繰越金が出ています。

基金も目標としている医療費の2カ月分を超えて3カ月分以上の1億6,000万円余もありながら、さらに2,900万円も積み増しました。それなのに、18年度の本算定では国保税を統一するとして、均等割だけは低い本川根町に合わせませましたが、所得割は旧中川根、旧本川根ともに引き上げ、資産割、平等割では旧中川根を下げて旧本川根は値上げし、全体的には旧中川根は少し下がりましたが、旧本川根の方は値上げとなりました。

昨年の本算定で出された資料の中の当町加入者の所得分布を見ても、所得250万円以下が9割を占め、中でも100万円以下に65%も集中するなど、加入者の所得が低く、低所得者ほど重い負担の国保税が生活を脅かす深刻な状況であることが明らかこの時期にです。所得の1割近い国保税に対し、高くて払えないとの声が絶えず、住民の苦しみを真剣に考えれば、とてもできないことだったはずなのに、基金も繰越金も余っていながら国保財政は苦しいと言って値上げしました。

当然のことながら、旧本川根側から値上げに対する批判が噴き出しました。それに対し、広報9月号に2ページも使った見開きで国保税改定の説明が載りましたが、その中身は、国民健康保険財政は高齢化し医療費がふえているので大変苦しいとか、基金は医療給付費の3カ月分としていて、現在月平均で5,000万円かかっているのに、1億5,000万円以上必要だが、3月末の基金残高は1億6,000万円余で、決して多くため込んではいないと言わんばかりの内容で、給付費の2カ月分としている目標を3カ月分と偽ったり、2,900万円も積み増すことには触れないなど、ただただ、苦しい会計なので値上げは避けられないと思わせるための事実を反した驚くべき内容でした。

すぐに訂正を求め、次号に訂正文が載りましたが、皆さんはこれに気がついたでしょうか。これまた驚くべき手抜きものの訂正文で、「基金について表現上の誤りがあったので、削除します」というもので、これでは町民に偽った間違いの本質は全く伝わらないものです。地

震などを想定して多額の基金を積み立てておくのは、それだけでなく支払いが苦しい加入者に過大な負担を押しつけることになり、制度がくるくと変わる今日、基金が本当に加入者のために使われるのかの保証さえないものです。

県から予測しなかった特別調整基金が入ったので、基金に入れたということですが、必要もない基金の積み増しをするのでなく、繰越金にして余裕があれば何よりも税負担の軽減に充てるべきです。払いたくても払えない滞納者は年々ふえて、昭和60年代には数人で額も数万円だったのが、今では100人近くにふえ、収入未済額も3,500万円にも達しています。

しかも、18年度には、これまでなかなか行わなかった不納欠損処理を一気に13人分の240万円も行いました。理由は、既に亡くなっている人や行方不明や生活保護になっている人など、徴収実体がないものばかりとのことですが、突然この年に一気にそういう人が出たわけではないはずで、これまできちんと対応してこなかったことのあらわれではないでしょうか。

それなのに、当町では減免申請は狭き門で、1人も減免されていません。国保担当者はなぜ国保運営にこのように危機感を募らせるのでしょうか。それは、ひとえに国の姿勢にあります。1984年度から2004年度の間、国は市町村国保への国庫支出金を49.8%から34.5%に削減し、国の責任を地方自治体に押しつけました。平成18年度までの5年間の推移を見ても、医療費は2億円余ふえているのに、国庫支出金は6,000万円余も減っています。医療費に対する率でも5年前の平成14年には71.3%だったのに、18年度には実に36.8%にまで落ちていきます。

その上、国は応益応能割を50対50にするように指導し、低所得者の負担が重くなると滞納者がふえることも予測して、滞納すると正規の保険証を取り上げて、短期被保険者証や資格証明書の発行に切りかえたり、資格証明書では医療機関の窓口支払いを10割にして、実質医者にかかれないようにするなど、命にかかわる罰則を強化してきました。

そのため、多くの自治体で国保会計の運営を守るため、あるいは税負担を抑えるために一般会計から法定以外の繰り入れを行い、静岡県内3分の2の町が数千万円単位で法定外その他繰り入れを行っていますが、当町はいまだに国が定めた法定繰り入れに固執して、その他の繰り入れは1円も行っていない。

各自治体が行っている乳幼児医療費補助に、国は1円の補助も出さないどころか、直接窓口払いを補助している自治体に対して、医者にかかりやすくしたとして罰則的に補助金を削減しています。

旧町では、町の福祉施策と考えて削減分を一般会計から国保会計へ繰り入れていましたが、これさえも国は罰則として補助金を減らしていることがわかったとして、新町ではこのわずかな繰り入れもやめています。

さらに、来年度から始まる問題の大きい後期高齢者医療制度のシステム改修費として、18年度に国庫補助金を250万円補正で上げましたが、結局国からは1円も入ってきませんでした。本来国保行政は自治事務とされ、個別の対応は市町村の裁量にゆだねられているはずな

のに、このように二重三重に許せない実態を議会にもきちんと報告し、行政と議会が力を合わせて国に厳しく抗議すべきではないでしょうか。

現に、多くの自治体や議会で国に補助を戻すよう抗議をしたり、意見書を上げたりして、加入者と国保会計の健全な運営を守る努力をしていますが、当町ではすべてにおいて国言いなりで、その中で住民と直接かかわる担当職員のご苦勞が忍ばれます。

また、町の施策である予防保健指導体制もとても十分とは言えません。18年度から予防保健指導体制を強化するとして、超ベテランの保健師を福祉課から国保担当に移しましたが、担当する業務が多い町民課では、かえって事務や雑用に追われて本来の業務に専念できない状況です。最低でも1人くらいは補佐をつけて本来の仕事に専念できるよう配慮しなければ、今のままでは取り返しのつかないことになりかねません。

現に、18年度の医療給付状況を見ても、高額の伸びが大きく、入院も件数は減っているのに費用額はふえ、1件当たり39万5,000円から44万9,000円に増えて、重症化してからの入院が増えていることが推測されます。一日も早い行政の対応が必要だと思います。

以上、住民負担を最低限に抑える努力が尽くされていなかったこと、保健指導体制がおくれていること、国の無責任な姿勢に何の抵抗も示さず言いなりになっていることなどを指摘して、原案に反対の討論といたします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、久野孝史君。

8番（久野孝史君） 8番、久野です。

私は、認定第2号に対して賛成の立場から討論いたします。

平成18年度国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入においては不納欠損が174件あるものの、収納率は例年とほぼ同水準を保ち、被保険者間の負担の公平を確保する点から重要であり、担当者の日ごろの努力によるものと考えます。

また、先ほど出た県の調整交付金は予算計上したため余剰となり、不用額となりましたが、国庫支出金等は療養負担金、調整交付金など、国の制度によって変わりなく受けられております。

一般会計繰入金については適切な額を繰り入れ、安定化を図っております。また、この特別会計は合併における実質的に最初の執行とはいえ、国保税においても合併のすり合わせの後、その上で旧町において暫定で執行してきました条例を統一し、本算定に当たり18年7月の臨時議会において賦課割合を統一し、税率を決定しております。川根本町としての条例を制定した年度でもあります。

この条例は、先ほど出ましたように負担の増減は生じますけれども、応能割合49、応益51となりますので、しかしながら応益については7、5、2の軽減割合として低所得者に対しても負担を軽減しているものであります。

また、基金については、県の調整交付金が17年度に始まったばかりで、予測不可能であり

ましたけれども、さきに述べたように、18年度は予算計上した上で増額分を今後の後期高齢者医療制度等のくるくる変わる制度ゆえに控えておき、また安定した国保財政と不測の事態に備えるべく基金とするために適切な処置であると考えます。

確かに、このような繰越金、基金の積み立てについても、今後税に反映しない制度でいいのかという意見は運営協議会等の中ではあったというふうに聞きます。また、制度の改正または急激な国保税の増税にならないよう、今後の新しい制度そのものが安定して見込みがついて、国・県の調整交付金のところを繰越金の部分で予算立てしなくてもいいように、制度が安定したらすべきという意見があったこともつけ加えます。

また、国の制度については言及を避けたいと思いますが、保険事業については国保被保険者の健康増進を図るため、病気の早期発見、早期治療に取り組み、医療費の軽減に努めております。また、そのほか老人保健事業費拠出金についても同じであります。

そして、この制度を恒久的に維持していく上でも、安定的な運営と健全な保険財政の確保を図るため予算に見合った適切なる決算でありますので、平成18年度国保事業特別会計決算認定に対しては賛成いたします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第2号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第3号、平成18年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

認定第3号、平成18年度老人保健特別会計決算に、反対の立場で討論いたします。

反対と言いましても、この会計が町として裁量の余地が全くと言ってよいほどないという

ことは言うまでもありませんが、当会計がかつて老人医療費の無料制度を葬る形でつくられた老人保健制度を実施するための会計で、以来、繰り返し行われている高齢者への一部負担金の引き上げや診療報酬の差別的な引き下げなど、高齢者に対する冷たい医療費抑制の激増に次ぐ激増に黙っていられないのが反対の大きな理由です。

そして、さらには来年度から始まる後期高齢者医療制度で、高齢者への負担増と差別診療が総仕上げとも言うべき段階を迎えようとしています。

後期高齢者医療制度は既に平成14年度から当会計の対象者を75歳以上にするために、毎年1歳ずつ対象年齢を引き上げたときから準備が進められていましたが、ついに当会計の対象者が計画どおり75歳以上になったこの年度、18年度に初めてこの恐るべき計画が国民の前に明らかにされました。

来年4月から、75歳以上の医療費総額の1割を保険料として年金が月額1万5,000円以上の人は年金天引きで、それ以下の人でも自分で納付するもので、有無を言わせない新たな保険料徴収が高齢者への十分な説明もなく理解を得ることもなく始まろうとしています。

さらに、この制度では、これまでも当老人保健制度においても厳しい批判の的となっていたお年寄りへの差別医療が制度の柱に位置づけられています。その意味では、当会計の決算が出たことで、保険料の推計などを行って高齢者への影響や救済策を真剣に考えなければならない決算審査のはずですが、議会も行政もほとんど問題にしないところに事の重大性があります。

高齢者の健康保持や生存権までも脅かしかねない制度の開始に当たって、全国の医療関係者や担当者からも見直し、凍結を求める声が広がっています。しかも、この運営を高齢者自身はおろか、自治体の意見さえ届く保証のない県下全自治体で構成する広域連合のわずか20名の議会にゆだねることに何の問題もないとして賛成した議員や行政の責任は重大です。

当会計では、18年度で対象者が75歳以上になったのと同時に、公費と他の医療保険による基金の負担割合もかつては50対70だったのが、ついに50対50の平準化に到達しました。後期高齢者制度では、高齢者の1割の保険料が入るため、支払い基金の負担はさらに4割に下がります。また、高齢者への受診抑制を目的として、老人医療費の窓口一部負担はかつての無料から定額へ、定額から1割負担へ、1割から2割、3割へと底なしにふやされ続けています。

18年度決算を見ると、当町の医療費は年々下がり続け、5年前より総額で1億3,000万円余も減りました。1人当たりの医療費は県下で最低を保持しています。これはひとえに、小さな町だから可能な高齢者一人一人に向き合った日ごろの保健指導や福祉の取り組み、そして何よりもお年寄り自身の健康に対する意識の高さによるものと敬意を表するものですが、その一方で、自己負担の増加や年金の目減りによる受診抑制、病院からの短期間での締め出しなどのあらわれによる医療費減ではないかとの心配も消すことができません。

もしそうだったら、今後間違いなく重症化による医療費高騰が起こるでしょうが、政府は

それさえも見通して、医療機関に一定の診療報酬しか払わない包括診療の導入をもくろんでいます。これを政治によるお年寄りいじめと言わなくて、何と云うのでしょうか。怒りを抑えることができません。このような負担増と差別医療に「年寄りは死ねというのか」との怒りの声がよく新聞に載っていますけれども、行政も議会も黙って見過ごすことはできないのではないのでしょうか。

18年度決算で気になるのは、基金や国・県、町の負担割合のばらつきです。5カ年間の款別決算額の推移を見ても、基金や国庫支出金は既定の負担割合より少なく、その穴埋めに町の一般会計からの繰り入れを増やす状態が恒常的になっています。町の裁量の余地のない会計とはいえ、各負担割合の精算は後年度で行われるため、町は常に多額な不足分を立てかえることになっています。

特に、18年度はその傾向が強く、医療費は年々下がっているのに、国や県はそれ以上の削減を期待してか、既定の負担額を2,000万円近くも少なく見積もり、一般会計繰り入れを既定より1,700万円も増やさなければならなくなっています。

余りにもずさんな国・県の態度です。世界一の長寿国日本を実現したのは、戦後60年以上の間一度も戦争をしなかったことと、世界に誇る医療制度のおかげです。今、そのどちらも崩壊の危機にさらされていることを心から訴え、その最先端で着々と準備を進めてきた当会計の決算認定には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 私は、認定第3号について、賛成の立場より討論したいと思います。

先ほど反対討論の中でも述べられたように、この会計は町が何とかできるというような性質のものではない、また制度的なことを言うならば、当初予算のところなら幾らでも反論もする意味があるんですけども、決算についてはどれだけの執行がなされたかという点においては、まず、ほとんどが医療費について、支払い基金交付金が幾ら、それから国の負担金が幾ら、県の負担金が幾ら、町の負担金が幾らと率で決まっていて、それがそのとおり支払われています。

なお、平成18年度の今やっているのは決算なんですけれども、決算後の年度をまたいだ精算については、平成19年度、ことしの6月に精算が行われ、これも慎重審議の中で審査されて、また可決もされております。

そのような点において、この決算は全く問題のない、また裁量の余地のない会計ということで、賛成の討論とさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第3号、平成18年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを

採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立多数です。

したがって、認定第3号、平成18年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 鈴木です。原案に反対の立場から討論します。

反対といたしましても、これも18年度から発足した地域包括支援センターの住民の苦しみに寄り添った献身的な相談、訪問活動や保健師たちのたくさんの業務を抱えながら思うようにできない介護予防事業の大変さなど、日夜現場の仕事に追われる職員の皆さんには心から敬意を表するものです。

当会計も先ほどの老人保健会計と同様に、かかった費用を定められた割合で負担し合う会計ですが、老人保健会計と違い保険料の決定や基金の運用、本人の希望だけでは受け付けられない介護認定に伴うサービスの提供や予防事業の取り組みなど、町の姿勢によっては高齢者に負担増や介護難民となりかねない苦しみを強いることにもなりかねない会計であることも明らかです。

その意味でも、反対の大きな理由は、この年に行われた保険料見直しで、それまで中川根側では県下でも一番低い基準額の月2,400円だったのを一気に3,100円に引き上げたこと、18年度に国が行った制度改正で、軽度の介護認定者のサービス縮小や福祉用具の取り上げが行われ、対象者から悲鳴や抗議が上がったこと、18年度決算でも明らかになりましたが、介護サービスの保険給付費が17年度までは毎年5,000万円から6,000万円以上もふえ続けていましたが、18年度は国の制度改正によるサービス切り縮め政策の効果か、当町でも初めて前年度より600万円ほど減ったため、18年度から3年間で使い切るとしている給付準備基金が3,697万円そっくり残されて、値上げし過ぎたのではないかと思われることなどです。

もっとも、最後の理由の基金は、初日の補正予算で1,683万円余剰金はすべて繰越金として19年度補正予算の歳入に上げられましたが、返還金で国へ1,274万円、基金へ29万円、合わせて1,303万円を返還金とし、残りや他の財源と合わせて当初予算で予定した基金の取り崩し約900万円を475万円減らすのに充てられました。

ということは、つまり、基金はまだ3,200万円以上は残っているということで、3,000万円余の給付準備基金を来年度末で使い切ることは、よほどのことが起きない限りあり得ないことです。つまり、この年度での急激な保険料値上げは必要ないことだったのではないかと思います。

18年度決算の保険料徴収状況を見ても、値上げによって前年度よりも2,300万円余も減り、給付費の14.2%から17.5%に負担割合もふえました。新たに69万5,000円の未収額が出て、過年度分と合わせた未収額は154万6,000円にふえました。4万8,000円の不納欠損処理も行われ、年金が月額1万5,000円以下の人でなければ、1年を通した滞納などできないのに、滞納するとサービス利用料が10割負担となるこの制度で、低所得者への必要なサービスが本当に守られているのか重大な問題です。

また、18年度から始まった介護予防事業も、本来なら国や自治体の福祉事業として行うべきなのに、貴重な保険料から300万円も支出しているのも問題です。いつまで待てば入れるかわからない特養などの施設も、いわゆるホテルコストと言われる居住費や食事も基本的に保険から外され、自己負担となりました。

今ではこの制度を始めるときのうたい文句だった、だれもが必要なサービスを選べるというのは、高額所得者にしか当てはまらなくなり、所得の低い高齢者にとっては、「金の切れ目がサービスの切れ目」という、私たちがこの制度のスタートのときから言い続けた言葉こそが実態をあらわす状況となりつつあります。

その証拠には、医療難民に続いて介護難民という言葉が珍しくなくなり、制度の性格に照らせば、まさに契約違反以外の何物でもない状況です。

このような実態に照らせば、住民の苦しみの防波堤となるべき行政や議会において、国の制度改正で新たな苦しみがのしかかる町民、高齢者に対し、何の救済策もとらないで、国言いなりの姿勢では、大切な町民を守ることはできないと思います。

国言いなりで住民の行政不信を増大させかねない当会計の決算認定には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、森照信君。

9番（森 照信君） 私は、認定第4号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回18年度に新しく制度も変わりまして、先ほども保険料も2町が合併して、いろいろな形で合わせた形の両方同じお金を集金するということになりました。

今回制度改正も、元気なお年寄りをふやさなくてはいかんということで予防を重視したものに変わってまいりました。新しい制度でもありますし、今回多少の残りはあっても、これから20年の3年間、そこで最終的に今言った基金も3,400万円もあるかもしれないんですけども、それがどのような形になるかというのは、今後の問題でありますし、最終的に3年

目に基金の流用が必要になるかと思うような形になるのではないかと、今大分高齢者もふえておりますし、当町においても5人に2人が65歳以上、その中で2人に1人が75歳というような形で、かなりの負担増が出てくるのではないかとと思われます。

今回の決算については、以上の形で賛成の立場とさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第5号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

認定第5号、平成18年度簡易水道特別会計決算に反対の立場で討論します。

とは申しまして、これも住民にとって命の水を安全に安定して供給するために、担当の職員や関係者の方々の日夜を分かたぬ努力があることに、まず最初に心から敬意を表します。

それなのに反対などと言うのかと理解に苦しむことでしょうか、現に、委員会採決で反対したことで、担当の職員から理由は何でしょうかと真剣な疑問が寄せられました。

私は、合併後の2町の水道料金見直しで統一どころか高い旧中川根をさらに値上げし、低い旧本川根を値下げをするという合併のすり合わせに矛盾することを行ったこと、消費税が前年度決算額7,120円に対し、18年度は330万円にもなっていること、と申しまして、これはけさ職員の人に間違っていると言われて訂正した数字ですけれども、電話で答えたときは、旧中川根側の方だけを言いまして、旧本川根側の消費税額があるの見落としとして、123万6,000円だと電話では答えました。きょう教えてもらった金額が合わせた330万円にもなっているということで、この増額したことなどの理由を伝えました。

消費税納税額がふえた理由は、決算委員会の説明で、納付額がふえたために予定納税が発

生し、納税額の50%を加算され、旧中川根川で57万1,400円、旧本川根側で95万1,400円を予定納税したためとの説明でした。

消費税の予定納税は、納付額が50万円を超えた場合、その年の納付額の半額を足して納付するもので、18年度も住民から納められた水道使用料1億2,000万円には約570万円もの仮受消費税が加算されています。命の水にまで消費税をかけた上に、予定納税まで義務づける国の姿勢に怒りを覚えずにはられません。

霞ヶ関のお役人には到底知ることのできない地方自治体の苦勞、職員の努力があって初めて継続できる命の水の供給に消費税をかけるなど、こういう政治に対する怒りでいっぱいです。

それよりも何よりも、所得が低い人にとって重い負担になる逆進性の強い消費税については、事あるごとに消費税引き上げの議論が耐えない今日、危機感を膨らませているのは私だけではないはずで

す。消費税については、導入時から所得の少ない人ほど負担の重い逆進性の強い税制で、なくては生きられない命の水に消費税をかけるべきではないと反対してきましたが、近年は消費税転嫁だけでこの会計に反対することは控えていました。

しかし、消費税の性質が変わったわけではなく、国も町も弱者に重い負担の消費税を命の水にかけるなどの思いは今もみじんも変わっていません。これから行われる賛成討論では、事前に反対の理由を告げたのですから、この点について明快な回答が示されるものと期待します。

決算審査は過ぎてしまったこととは言えども、行政の姿勢をチェックする重要な議会の責務であり、その観点から決算書を見ると、歳入総額4億214万円、歳出総額3億9,720万円の4分の3以上が中川根側に関するものです。

しかし、中身を細かく見ると、実に統一性がありません。例えば、一般会計繰り入れは建設費分で中川根に2,357万円、本川根川側に2,283万円充てていますが、建設費は中川根川側が1億5,000万円もあり、本川根側は3,700万円で、1億円余の差があるのに繰入金金の差は74万円しかないのです。また、公債費に対する一般会計繰り入れにも理解に苦しみます。中川根側の元利合計1億円に対し、繰入額は6,246万円、率にして約60%ですが、本川根側は元利合計約1,000万円に対し951万円の繰り入れで、率は95%にもなっています。この違いも何かわかりません。

もっと細かく見ると、2款水道事業費の維持管理費で中川根側は3,076万円、本川根側も2,957万円で、119万円しか差がありません。これを節別にかかった費用で比べると経常的な経費である需用費や委託料で本川根側の方が多くなっていますし、さらに細かく比べると需用費の中の修繕費で本川根側が多いのは納得できますが、消耗品費や医薬材料品費でも本川根側が多かったのはなぜかと疑問を感じますし、委託料でも本川根側には中川根側にないる過器設備保守点検委託料やポンプ保守点検委託料、配水池清掃委託料などの経常経費が320

万円余出ています。中川根側の施設は新しいために、このような経費がかからないのか、もっと詳しい説明が欲しいと思いました。

このように、きちんと解明されなかったという問題もありますが、反対の何よりの理由は最初に述べましたように、安易な値上げをしたことです。

以上、所得格差に苦しむ町民に、必ずしも値上げしなければどうにもならない状況でもないので負担増を強いた18年度簡易水道事業特別会計決算認定に賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 私は、認定第5号について、賛成の立場で討論をいたしたいと思いません。

反対討論に対して的確なお答えができないと思いますが、その点をご容赦願いたいと思っております。私への質問が内容がわからなかったものですから、的確に答えられないということでございます。大変総花的な賛成の討論になろうかと思いますが、重ねてお許しいただきたいと思っております。

反対討論の中にもございましたが、水というものは、どなたも御存じのように、人々が生活する上で欠かすことができない最も大切なものであるという認識であります。清浄にして豊富な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する、このことが水道の目的でありまして、まさに町民が望んでいる行政サービスでございます。

ですので、どの事業よりも最優先すべき事業であります。また、この事業に対しましても、深いご理解をいただかなければならない事業だという認識を持っております。

川根本町全域を見ますと、残念ながら町営水道の未普及の地域が存在しております。町営水道の普及率100%を目指していただきたいという考えを持っております。平成18年度の決算につきましては、この町営水道未普及地区でございます田野口地区の簡易水道施設整備について、大変積極的な取り組みがなされているところでございます。計画給水人口を250人として2カ年間の事業でございます、第1年目の年として金額は1億5,721万円の事業実施でございます。

財源につきましては、国庫、それから県の補助金の活用に加えて、過疎対策事業債を最大限に活用するなど、町全体の財政運営を考慮した中での配慮があります。平成20年3月中に給水開始が見込まれると、大変うれしく感じているところでございます。

また、本川根区域につきましては、施設の老朽化に対する更新整備として石綿管の布設替え工事を初めとして水道情報データ処理装置設置工事など、さらなる安定給水を目指した取り組みが見られております。

この事業の財源につきましては、一般会計からの繰入金となっておりますが、そこにはダム関係の電源立地地域対策交付金、それから市町村合併特別交付金が活用されていまして、こ

れまた町全体の財政運営の健全化の観点から見ても、適切なものでありまして、ここにも職員の努力が感じられるところでございます。

なお、施設の管理運営等につきましては、法令遵守の中で適切に行っていかなければなりません。施設、機器類を良好に管理する上で必要となる機械点検業務、安全・安心を判断する水質検査、また税法に基づく消費税の処理など、どれも必要不可欠なものでございます。

歳入につきましては、給水使用料が主要な財源となっているわけですが、現年度分については収納率が99.40%と大変高い数値となっているところでございます。平成17年度の収納率が98.9%でございますので、実に0.46ポイントも増になっておりまして、これまた関係職員の地道な努力がうかがえるところでございます。

最後に、この決算につきましては、8月24日に開催いたしました川根本町簡易水道運営委員会でも慎重に審議し、承認を得ているところでございますので、それをつけ加えて賛成討論といたします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第5号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、認定第5号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第6号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第6号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成18年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第9 川根本町議会議員派遣の件

議長(佐藤公敏君) 日程第9、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(佐藤公敏君) 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程と議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長(佐藤公敏君) 日程第11、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について、閉

会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

議長(佐藤公敏君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年 9月26日

議 長 佐 藤 公 敏

署 名 議 員 板 谷 信

署 名 議 員 鈴 木 多 津 枝